

様式 1 - 表紙

令和 6 年度 認証評価

# 羽陽学園短期大学

## 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

## 目次

自己点検・評価報告書.....	2
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	3
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	11
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b> .....	14
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	14
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	22
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	27
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b> .....	32
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	32
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	49
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b> .....	63
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	63
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	72
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	78
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	81
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b> .....	90
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	90
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	93
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	97
<b>【資料】</b>	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、羽陽学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 19 日

理事長

原田 久雄

学長

渡邊 洋一

ALO

高桑 秀郎

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## &lt;学校法人の沿革&gt;

昭和 35 年 3 月	原田一男、学校法人羽陽学園設立
昭和 35 年 4 月	鈴川幼稚園を開園
昭和 46 年 9 月	羽衣学園との合併により大宝幼稚園を開園
昭和 46 年 10 月	山形調理師専門学校を開校
昭和 48 年 3 月	曹溪学園との合併によりたかだま幼稚園を開園
昭和 49 年 4 月	鈴川第二幼稚園を開園
昭和 51 年 4 月	原田恒男第二代理事長就任
平成 27 年 4 月	幼保連携型認定こども園鈴川第二幼稚園・このみ保育園を開園
令和元年 5 月	原田久雄第三代理事長就任
令和 2 年 4 月	幼保連携型認定こども園大宝幼稚園を開園
令和 4 年 4 月	天童市・学校法人羽陽学園公私連携幼保連携型認定こども園天童なでしここども園を開園

## &lt;短期大学の沿革&gt;

昭和 40 年 4 月	山形幼稚園教諭養成所を開設（定員 80 人一部・二部各 40 人）
昭和 41 年 2 月	校名を山形保育専門学校に改称 保母科（定員 50 人）を併設
昭和 50 年 4 月	現在地（天童市高揃地区）に移転
昭和 57 年 4 月	羽陽学園短期大学（幼児教育科 定員 100 人）を開学
	五十嵐明初代学長就任
	山形保育専門学校を閉校（昭和 58 年 3 月）
昭和 58 年 2 月	音楽レッスン室新築
昭和 59 年 4 月	障害児保育研究センターを付設
昭和 60 年 4 月	谷口恒男第二代学長就任
昭和 62 年 4 月	男女共学制導入 図書館・研究室棟新築
昭和 63 年 4 月	原田恒男第三代学長就任
平成元年 4 月	コース制（幼児教育コース・福祉コース）を導入
平成 2 年 4 月	専攻科福祉専攻を開設（定員 20 人）
	介護福祉士養成施設に指定される
平成 7 年 10 月	開学 30 周年記念式典開催
平成 8 年 4 月	専攻科福祉専攻定員増（定員 35 人）
平成 10 年 11 月	学生ホール棟新築、校舎全面改修工事
平成 12 年 4 月	情報処理演習室完成

平成 17 年 9 月	専攻科棟・研究室棟新築
平成 21 年 4 月	研 攻一第四代学長就任
平成 27 年 3 月	体育館耐震改築工事、本館棟耐震補強工事
平成 27 年 10 月	開学 50 周年記念式典開催
平成 28 年 3 月	体育館棟新築（介護実習室、ピアノ練習室、学生ホール、アリーナ）
平成 28 年 4 月	渡邊洋一第五代学長就任

(2) 学校法人の概要

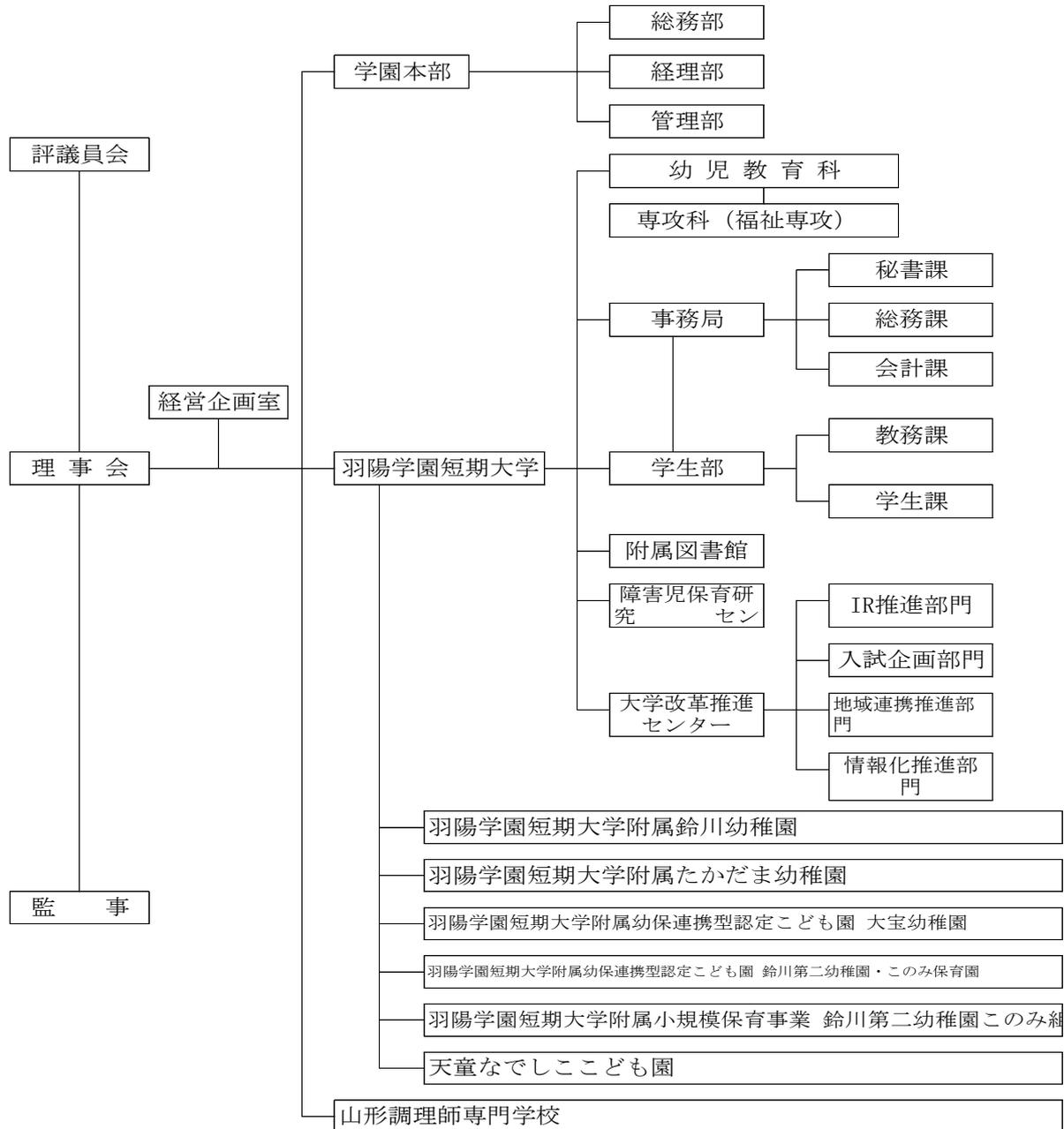
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員		収容定員	在籍者数
羽陽学園短期大学	山形県天童市大字清池 1559 番地	幼児教育科	80	180	129
		専攻科福祉専攻	25	25	28
羽陽学園短期大学附属 鈴川幼稚園	山形県山形市鈴川町 2 丁目 10 番 30 号		90 220	90 220	91
羽陽学園短期大学附属 たかだま幼稚園	山形県天童市大字清池 1501 番地		90 150	90 150	93
羽陽学園短期大学附属 幼保連携型認定こども 園大宝幼稚園	山形県鶴岡市大宝寺町 14 番 10 号		135	135	103
			135	135	
羽陽学園短期大学附属 幼保連携型認定こども園 鈴川第二幼稚園・このみ 保育園	山形県山形市花楸 2 丁目 46 番 1 号・2 丁目 44 番 1 号		180	180	171
			220	220	
羽陽学園短期大学附属 小規模保育事業 鈴川第二幼稚園このみ組	山形県山形市花楸 2 丁目 46 番 1 号		12	12	9
			15	15	
天童なでしここども園	山形県天童市大字山口 1917 番地 1		36	36	37
山形調理師専門学校	山形県山形市六日町 7 番 42 号	1 年課程	40	40	8
		2 年課程	40	80	47

※幼稚園及び幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度に移行していますので入学定員及び収容定員の上段は、「利用定員」、下段は「収容定員」を記載しています。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6(2024)年5月1日現在
- 組織図



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学の所在地である山形県天童市は、1831年の織田氏の入部に始まり1879年に東村山郡役所が開庁、1958年に山形県下10番目の市制施行がなされ、2018年（平成30年）には市制施行60周年を迎えた市である。地理的には、山形県のほぼ中央部に位置し、県内有数の名刹として名高い山寺が近いこともあり、温泉街を中心とした観光都市として発展してきたが、近年は郊外型店舗の出店の影響もあり、天童駅前から温泉街に至る中心市街地は緩やかに空洞化の兆しが出始めている。天童市の総人口は、平成17（2005）年の63,864人をピークにして、それ以降は減少に転じており、令和5年度12月末の住民基本台帳によれば人口は60,627人となっている。一方、天童市芳賀地区の土地区画整備事業により市街区域拡大を図り、大型店舗の出店や宅地化が進み山形市の北部のベッドタウンとして機能し、山形都市圏の一翼を担い人口増加の基調を維持している。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

幼児教育科

地域	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
山形市	48	25.7	56	28.3	53	32.5	40	25.7	30	23.3
村山	53	28.3	59	29.8	45	27.6	61	39.1	54	41.9
最上	26	13.9	27	13.7	27	16.6	12	7.6	10	7.8
置賜	24	12.8	20	10.1	13	7.9	13	8.3	8	6.2
庄内	29	15.5	29	14.6	21	12.9	26	16.7	22	17.0
県外	7	3.7	7	3.5	4	2.5	4	2.6	5	3.8
計	187		198		163		156		129	

専攻科福祉専攻

地域	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
山形市	4	26.7	5	41.7	5	26.3	7	58.3	8	28.6
村山	4	26.7	1	8.3	7	36.8	5	41.7	15	53.6
最上	4	26.7	2	16.7	3	15.8	0	0	2	7.1
置賜	0	0	1	8.3	1	5.3	0	0	1	3.6
庄内	2	13.3	3	25.0	3	15.8	0	0	2	7.1
県外	1	6.7	0	0	0	0	0	0	0	0
計	15		12		19		12		28	

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和5（2023）年度を起点に過去5年間について記

載してください。

#### ■ 地域社会のニーズ

本学は、昭和 40 年に開校した山形幼稚園教諭養成所と昭和 41 年に名称を変更した山形保育専門学校を前身として、その伝統を受け継ぎ、多くの優れた幼児教育の指導者や保育士を送り出し社会的にも揺るぎない地歩を築きあげてきた。さらには、平成 2 年に専攻科福祉専攻を開設し高齢者・障害者の介護に従事する福祉の専門家を送り出してきたことにより、地元天童市はもとより山形県下の地域社会と連携を図りながら多くのニーズに応えることで、短期大学としての使命を果たしている。

令和 3 年 10 月に、県立天童高等学校と介護福祉分野、幼児教育分野において、連携して教育を実践する高大連携の協定を締結した。事業内容は、合同授業の実施や地域社会と連携した事業への参加等、連携することで双方の教育をより豊かなものとする事業を行う。

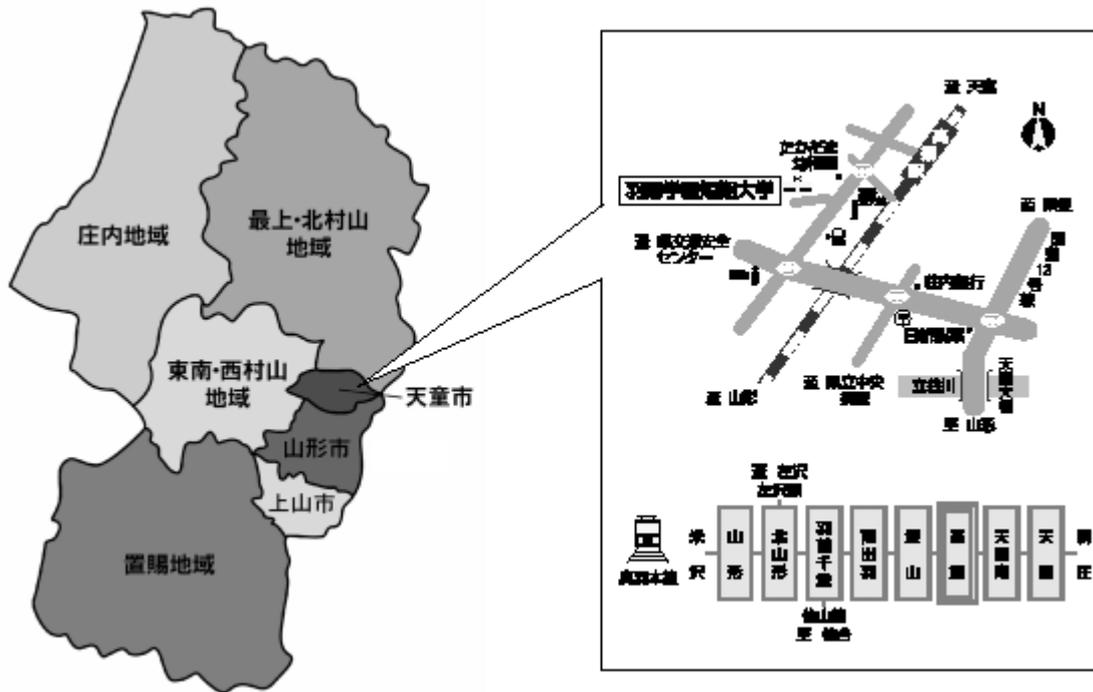
また、地域住民の知識および教養の資質向上に寄与すべく公開講座を実施しており、令和 5 年度は「シニアライフの憂いをなくすためにⅢ～介護からのおくりもの～」テーマに、地域住民 16 名の参加があった。

一方、学生にあっては、毎年行っている地域イベント「天童夏まつり」への参加、地元放送局主催による「子育て応援団すこやか」への参加、老人ホーム等での演舞披露やサッカー「モンテディオ山形」のホームゲームにおける子育て支援としてのボランティア活動への参加、山形交響楽団の「親子ふれあいコンサート」に歌とパフォーマンスへの出演等、地域社会のニーズに対応した活動に取り組んでいる。

#### ■ 地域社会の産業の状況

本学の所在地である山形県天童市は、国指定文化財 5 件（重要文化財 4 件と史跡 1 件）と 9 件の県指定文化財（有形文化財 6 件、史跡 1 件、天然記念物 2 件）を有し、温泉地をかかえる観光都市として発展するとともに、西洋なし（ラ・フランス）、りんご、もも、さくらんぼ等の果樹栽培農家を中心とした農業も盛んである。特にラ・フランスは全国第一位の収穫量を誇っている。産業では、天童市に本社を置く企業も数社あり、主力製品が木工製品、電気機器、清酒、食料品など多種にわたる。特産品としては、経済産業大臣より伝統工芸品の指定を受けた「天童将棋駒」が全国の 95% の生産を誇っている。また、天童市では将来の都市像である「笑顔 にぎわい しあわせ実感 健康都市」の実現を目指し、近年の人口減少に歯止めをかけるべく平成 29 年度から第七次天童市総合計画を策定している。その一環として最も重要な働く場所の確保や宅地の供給を進めており、特に、高速道路や新幹線、空港等は国道 13 号線へのアクセスがよく利便性が非常に高いので、新たな工業団地となる荒谷西工業団地や天童インター産業団地を整備して企業誘致を行い、雇用創出を図り人口増加に資すべく努めているところである。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)

(1)基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果〔テーマC自己点検・評価〕

提出された自己点検・評価報告書には、記載に不備が見られたので、今後より一層の自己点検・評価への組織的な取り組みが望まれる。

(2)基準Ⅱ 教育課程の学生支援〔テーマA教育課程〕

シラバスの記述について、15回の授業内容が十分に示されていない授業科目が散見されるので、改善が必要である。

(3)基準Ⅲ教育資源と物的資源〔テーマD財的資源〕

学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支が、直近の2年間支出超過であり、余裕資金に比べて負債が多い。策定している「学校法人羽陽学園第1次アクションプラン」の計画に従い着実に実行し、財務体質の改善を図る必要がある。

(b) 対策

(1)年度初めの自己評価委員会で報告書の「作成要領」を確認するとともに、記載された項目・内容についての点検を複数で複数回行うなど、チェック体制の強化に努め

ている。

(2) 学生委員会が作成した「シラバス作成の手引き」を専任教員は教授会で確認し、非常勤講師に対しては年度末に行っている「懇談会」で状況を説明し、一層の周知・徹底を図ることになっている。提出されたシラバスは、担当委員が点検し、必要があれば加筆修正の後、最終稿としている。

(3) 「第一次（平成 28 年度～令和 2 年度）・第二次（令和 3 年度～7 年度）アクションプラン」に基づき、引き続き計画的かつ着実に財務改質の改善に取り組んでいる。特に令和 2 年度から令和 4 年度には、3 年間のロードマップ「学園経営改善短期アクションプラン」を策定し、学校法人内にプロジェクトチームを設置し目標の達成状況の整理分析を行い、事業内容の見直しや改善を図った。平成 30 年度から始まった、私立大学等経常費補助金における教育の質に関する客観的指標も全て満たすべく教育改革に取り組んだ。

(c) 成果

(1) 自己評価委員会によるチェック体制の強化により、自己点検・評価報告書が持つ重要性について、全教職員が一層共通認識を持つようになってきている

(2) 「シラバス作成の手引き」により、授業担当者のシラバスに対する意識がより高まり、各々のよりよい授業改善につながっている。

(3) 私立大学等経常費補助金における教育の質に係る客観的指標は、この制度が始まった平成 30 年度以降、毎年、満点を獲得し補助金の加算を得ている。令和 4 年度は「学校法人羽陽学園教育活動支援寄付金」への大口寄付を設け、収支計算書において「経常収支差額」がプラスになることができた。今後も財務体質の改善に取り組み、経営指導強化指標に該当しなくなるよう、経営基盤の安定確保を目標としている。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
前回、平成 29 年度の第三者評価で「早急に改善を要すると判断される事項」として指摘されたのは、[テーマ B 学生支援]において、学生募集要項において入試方法の区分ごとに募集人員が明記されていない点であった。

この指摘を受けて、本学では、平成31年度入学者選抜から学生募集要項に入試方法の区分ごとに募集人員を明記したのはもちろん、入学者選抜体制を見直し、あらためて学生募集及び入学者選抜の業務を公正に遂行することを全教職員で確認した。

**(b) 改善後の状況等**

平成31年度からは入学者選抜の入試区分にAO入試（現在の総合型選抜）を設定するなど、多様な入学者を受け入れる体制を整えているが、コロナ禍にあっても混乱なく、公正な入学者選抜を実施できている。

毎年度、文科省より通知される大学入学者選抜実施要項は、入学者選抜の企画・運営の主たる業務を担う運営委員会で確認した上で、学内ネットワークの共有フォルダに保存し、学内の教職員がいつでも確認できるようにしている。さらに、年度ごとに、幼児教育科と専攻科の年間を通した各入試の実施計画や担当者を明記した、本学独自の入試実施要項を全員に配布し、疎漏のないよう計画的に業務を遂行することとしている。

また、県内の高等学校との懇談会を定期的に開催し、アドミッション・ポリシーや入学者選抜の区分ごとの特徴などを説明し、質問に答えている。

個々の志願者に対しては、オープンキャンパスの際に、質問コーナーを設置して質問に答えているほか、各種の学校説明会に積極的に参加し、学生募集および多様な入学者選抜方法について説明している。

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

<b>(a) 指摘事項</b>
なし
<b>(b) 履行状況</b>

**(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5（2023）年度）**

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

平成28年度に「羽陽学園短期大学研究行動規範」及び「公的研究費不正防止規程」を制定した。

さらに、平成31年（令和元年）度には研究倫理規程を設け、令和2年度には研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程を定めて不正防止のための体制を整備し、研究倫理委員会が、研究者倫理に関する教育を定期的に行っている。

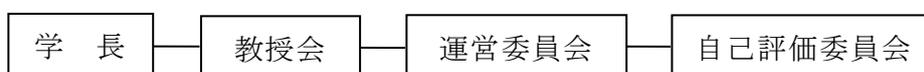
2. 自己点検・評価の組織と活動

**(1)自己点検・評価委員会（担当者、構成員）**

羽陽学園短期大学自己評価委員会規程に基づき委員会が設置され、同規定第3条に従って、学長、教授会構成員から選出された者5人、事務局長が委員会の委員となっている。他に実務担当委員として、教務課長、総務課長に加わってもらい、9名で構成されている。全教員が自己点検・評価活動に参画する趣旨から、報告書作成にあたっては全員に役割を分担して作業を進めるようにしている。

羽陽学園短期大学自己評価委員会規程に基づき、評価委員会の構成は、下記の通りとなっている。

委員会	役 職	氏 名
議 長	学長	渡邊 洋一
委 員	学科長・教授・ALO	高桑 秀郎
委 員	学生部長・教授	花田 嘉雄
委 員	教授	荒木 隆俊
委 員	専攻科主任・教授	松田 水月
委 員	准教授	伊藤 和雄
委 員	事務局長	星 亮一
委 員	教務課長	伊藤 一男
委 員	総務課長	浦山 仁一

**(2)自己点検・評価の組織図****(3)組織が機能していることの記述（根拠を基に）**

自己点検・評価のための規程として、自己評価委員会規程を定めている。それに基づいて、学長、学科長、事務局長を含む9人のメンバーで自己評価委員会を組織し、自己点検・評価に関する事項を検討することとしている。検討内容として、①自己評価の項目を設定し、自己評価を実施すること ②自己評価の実施結果をまとめること ③自己評価の結果の活用を図ること ④その他必要な事項を検討すること、を挙げている。（自己評価委員会規程（諸規程））

自己点検・評価の実施にあたっては、自己評価委員会で作成方針、作業日程、役割分担を決め、基準ごとに、チーフとサブを決め、全教員で点検作業を分担して進めている。そのチーフとサブは、自己評価委員が務めるようになり、提出された基準の点検内容について確認を行っている。

自己点検・評価に関して、短大全体で取り組む必要がある内容については、自己評価委員会が原案を作成して運営委員会、教授会に提案し、協議の上進めていくように申し合わせを行っている。そのように進めていったこととして、以下の4点を実施した。1点目は、観点・基準を定めたルーブリックの活用による学修成果の把握、学生の学修履歴の記録を

年2回実施し、それらをまとめた個人ポートフォリオを運用し学修成果の推移の分析を実施したことである。2点目は、『卒業認定・学位授与の方針』（ディプロマ・ポリシー）、『教育課程編成・実施の方針』（カリキュラム・ポリシー）及び『入学受入れの方針』（アドミッション・ポリシー）の策定及び運用に関するガイドライン（平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）」を踏まえてカリキュラム・ポリシーの改定を実施したことである。3点目は、毎年度実施してきた学修成果の点検を学校教育法の規定に照らして点検する方針を定めたことである。4点目は令和3年10月にガバナンス・コードを制定し、以降、毎年、自己評価委員会でガバナンス・コードの確認作業を行い、後にそのガバナンス・コードに基づいた点検作業を行っている。ガバナンス・コード点検表は、自己評価委員会を経て、教授会、理事会・評議員会でも報告されている。

学習と学修の表記について、報告書の文章の中では、基準を除き、本学の活動に関しては学修に統一していく。

#### (4) 自己点検・評価報告書完成までの活動記録

[自己評価委員会の記録]

##### 【令和5年度】

年月日		回	概要
令和5年	4月20日	第1回	令和5年度・6年度自己点検・評価報告書の作成計画（スケジュールの確認）について
	9月7日	第2回	令和6年度自己点検・評価報告書の作成計画について
	10月19日	第3回	令和6年度自己点検・評価報告書の作成計画について（次年度委員について・他委員会へのお願い）
令和6年	1月18日	第6回	令和6年度自己点検・評価報告書の作成計画について（各基準の役割分担）
	2月15日	第7回	令和5年度・6年度自己点検・評価報告書の作成計画について（作業内容の確認）
	3月5日	第8回	令和6年度自己点検・評価報告書の作成計画について（点検作業と原稿の締め切りについて）

##### 【令和6年度】

年月日		回	概要
令和6年	4月18日	第1回	令和5年度短期大学認証評価を振り返って（他大学で出た認証評価での課題） 令和5年度自己点検・評価報告書の作成・公開について 令和6年度自己点検・評価報告書の作成につ

			いて（確認作業について）
5月23日	第2回		令和6年度自己点検・評価報告書の作成について（提出までの点検作業の手順と役割の確認）
6月13日	第3回		令和6年度自己点検・評価報告書の作成について（提出までの点検作業の進行状況と発送までの役割分担）
6月20日	第4回		令和6年度自己点検・評価報告書の最終確認について

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

### [テーマ 基準 I-A 建学の精神]

#### <根拠資料>

##### 提出資料

1. ホームページ 建学の精神 <http://www.uyo.ac.jp/kengaku/>
2. ホームページ 教育理念と三つのポリシー [http://www.uyo.ac.jp/basic\\_policy/](http://www.uyo.ac.jp/basic_policy/)
3. 羽陽学園短期大学概要 [令和 5 年度]
4. 学生便覧 [令和 5 年度]
5. 羽陽学園短期大学ガイドブック [令和 5 年度]
6. シラバス [令和 5 年度]
7. 教授会議事録 [令和 5 年度]
8. 羽陽学園短期大学学則

##### 備付資料

1. 羽陽学園開学 50 周年記念誌
2. 羽陽学園 60 年の時空を超えてー原田恒男と羽陽学園ー
3. 教授会資料 [令和 5 年度]
4. 障害児保育研究センター活動報告書 [令和 5 年度]
5. ウェブサイト [ゆうキャンパス NAVI | 大学コンソーシアムやまがた](http://yokanavi.com)  
([consortium-yamagata.jp](http://consortium-yamagata.jp))
6. ウェブサイト やまがた社会共創プラットフォーム  
<https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/>
7. ウェブサイト 山形県産業教育振興会 / 本会の概要 / 役員  
<https://www.yamagata-sanshin.jp/index.php?no=p0103>
8. 羽陽学園短期大学と舟形町との連携に関する協定書
9. 山形県立天童高等学校と羽陽学園短期大学との連携に関する協定書

### [区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

#### <区分 基準 I-A-1 の現状>

本学の建学の精神「敬・実・和」は、創設当時の原田一男初代理事長が残した言動や著作を基に、二代目の原田恒男理事長が定式化したものである。敬とは、目上の方々を敬い、自分の行いを慎ましくすること。実とは、偽りがなく正直なこと、そして、実力をつける

こと、何事も真心をもって実行すること。和とは、穏やかな和らいだ心で人に接し、仲良くすることとしている。「敬・実・和」は、本学の教育理念・理想を明確に示している。

(備付1. 羽陽学園開学50周年記念誌)(備付2. 羽陽学園60年の時空を超えて—原田恒男と羽陽学園—)

本学の建学の精神は、互いの人格を尊重しつつ能力を伸ばし社会の発展に寄与する態度を養うという、教育基本法等に基づいた公共性を有している。ここから敷衍化した本学の教育理念は、「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行いうる人間性豊かな人材の育成」である。(提出1. ホームページ建学の精神 <https://www.uyo.ac.jp/kengaku/>)。また、この教育理念は、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つのポリシーとともにホームページ等に提示している(提出2. ホームページ教育理念と三つのポリシー [https://www.uyo.ac.jp/basic\\_policy/](https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/))

建学の精神は大学概要・大学ガイドブック・大学ホームページ等によって常に学内外に表明している。(提出3. 大学概要)(提出4. 学生便覧)(提出5. 大学ガイドブック)

本学教職員に関しては、4月1日に開催される臨時教授会で配布される資料に建学の精神、教育理念、三つのポリシー等を掲載し、定期的に確認し共有している。

また、建学の精神は、本学講堂に額を掲げ高らかに示されており、学長が講堂を会場として開催される入学式等の挨拶で取り上げ、その時点での世界情勢や国内の動向などを背景として本学の教育についての基本的姿勢を分かりやすく解説することで、学内の教職員及び学生に常に確認され共有されている。

令和5年度の入学式は、参加を教職員と学生及び保護者に限定して簡素化した形で行った。折から社会では、幼児教育・保育・介護福祉の現場で不幸な事故が相次いでいたところから、これらの職業に瑕疵があるわけではなく、幼児教育科と専攻科福祉専攻に入学した学生諸君は建学の精神を旨として人々を支援する専門職を目指して精進してほしいとの式辞があった。また学長は、1年次前期の開講科目「基礎教養入門」の中で「本学での学び—建学の精神—」と題して、本学における様々な学修の中での建学の精神「敬・実・和」の具体的な学びについて対面授業の形式で授業を行った。(提出6. シラバス)

総合型選抜及び学校推薦型選抜で入学の内定している高校生を対象としたプレキャンパスでは、学長が本学の建学の精神について分かりやすく解説し、入学後の学修に向けて準備を促進するよう働きかけた。(提出7. 教授会議事録)(備付3. 教授会資料)

#### **【区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

#### **<区分 基準 I-A-2 の現状>**

地域住民に対して生涯にわたる学習の機会を提供するなど、地域の様々なニーズに応じた地域貢献の取り組みは、学内における教育及び研究と同様に、本学が地域の高等教育機関として求められ、また果たすべき役割であることを教職員間で共有し、実施している。

(提出8. 羽陽学園短期大学学則)

地域・社会に向けた事業として、正規授業については一般へは開放していないが、高等教育機関として大学における研究の成果を公開することを目的として年1回1日の日程で公開講座を開催している。毎回、幼児教育や介護福祉など本学と関わりのあるテーマを設定し、幼児教育者や福祉従事者はもとより広く一般市民の方々の参加を得て、新しい保育のあり方やより良い福祉のあり方を共同で模索し続けている。令和5年度は、平成3年度・4年度に引き続き、本学の宮地康子准教授、伊藤和雄准教授、荒木隆俊教授が担当し、本学教室を会場として、「シニアライフの憂いをなくすためにⅢ ～介護からのおくりもの～」というテーマで9月30日に実施。参加者は16名であった。

また、本学独自の社会貢献活動としては、障害児保育研究センターの活動がある。

(本文中では「障がい」ではなく「障害」と表記する。)

本学では、昭和59年に学内に障害児保育研究センターを設置し、本学附属幼稚園及び認定こども園と協力して、個別支援を必要とする幼児の保育研究に取り組んでいる。春期には、観察が必要と思われるケースについてセンター所員が巡回し、観察及び担当保育者等への助言を実施している。秋期には、保護者から相談希望のあったケースについてセンター所員が巡回し、相談を実施している。また、子ども相談室を設けて、地域の保育者並びに保護者がその保育、育児において助言を必要とする幼児に関する相談を行い、地域社会の教育、福祉の充実に貢献している。なお、活動の内容は障害児保育研究センター活動報告書で公表している。(備付4. 障害児保育研究センター活動報告書)

## 障害児保育研究センター 令和5年度活動状況

### I. センターの状況

令和5年度のセンター所員数は、本学所属所員5名、附属園(6園)所属所員6名の計11名であった。相談事例の中で、発達、福祉や教育分野にかかわる相談については、心理学、福祉、障害児保育学を専門にする委員が、医学的な問題と絡む相談については、看護師・保健師の資格がある委員が対応している。附属園からの相談については、特に問題と思われる事例について限定して相談を受けるようにしている。

### II. 「子ども相談室」の活動

「子ども相談室」の対象は、学内施設への来所及び巡回指導を希望する近隣市町の幼児教育・保育施設等(本学附属幼稚園を含む)の園児とその保護者である。地域の障害児、障害を有する可能性があると思われる児、発達上気になる点があると思われる児及びその家族、保護者等に対して、育児・保育上の相談指導に当たっている。令和5年度の相談状況は以下のものである。

◎令和5年度相談件数(2024年3月31日現在)

- ・来所・訪問相談 のべ 13件
- ・その他所員による巡回相談・教育相談 計31件

## ◎巡回施設

- ・山形市：鈴川幼稚園、鈴川第二幼稚園、このみ保育園
- ・天童市：たかだま幼稚園、天童なでしここども園
- ・鶴岡市：大宝幼稚園

## ◎主な相談内容

集団行動における遅れ、友だちとの関わり、気持ちの表現、かんしゃく、夜泣きへの対応等

## Ⅲ. 附属園（幼稚園・幼保連携型認定こども園）との協力

本センターの所員として、各附属園に1名ずつ、計1名の委員が割り当てられている。例年、5月から7月にかけて、各園で観察が必要と思われるケースについて、本学所属の所員が巡回して、各ケースについて観察し、担任及び教務主任等へのアドバイスをを行っている。例年7月には、附属園からの所員を含めてケース検討会を行い、各ケースの分析とその指導方法についての共有化を図っていたが、令和3年度よりケース検討会は設けず、経過観察をしながら、秋季に相談業務を行うこととした。この処遇の実効性については、継続して評価していく。

附属園の保護者からの教育相談について、9月から11月にかけて本学所属の所員が巡回し相談にのっている。所員と園側のコロナ、インフルエンザ等の感染症対策を徹底した上で、令和5年度も実施することができた。

## Ⅳ. 所員の研究活動

令和5年度の所員による研究発表の主なものは、以下の通りである。

渡辺聡教授「幼保小連携を見据えたインクルーシブ保育の現状についての一調査」障害児保育研究センター 令和5年度活動報告書

---

地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等との連携としては、最初に、昭和63年、山形県私立短期大学協会を形成し、定期的に会合を開き、研究の奨励など、短期大学としての課題解決に向けて連携協力している。平成16年度に設立され、本学も参加している山形県と県下の大学・短大・高等専門学校の連合組織である「大学コンソーシアムやまがた」では、学生募集のための共同の学校説明会や出前講義などを毎年定期的に開催している。（備付5. ウェブサイト [ゆうキャンパス NAVI | 大学コンソーシアムやまがた \(consortium-yamagata.jp\)](http://yukcampus.navi.yamagata.ac.jp/))

令和元年からは、山形大学、東北公益文化大学、東北文教大学、鶴岡高等工業専門学校及び地元自治体と「山形県未来創造プラットフォーム」を形成し、共同で教職員のSD研修などを実施してきた。このプラットフォームは、令和4年10月から、県内の高等教育機関やすべての自治体及び主要な産業界代表が加盟する「やまがた社会共創プラットフォーム」へと発展的に解消されたが、本学は引き続き地域プラットフォームを通じて地域の自治体・産業界や教育機関と連携して、地域に必要な人材の養成に努めている。（備付6. ウェブサイト [やまがた社会共創プラットフォーム](http://yamagata-social-creation-platform.jp/))

<https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/>)

令和3年度からは、山形県産業教育振興会に役員として参加し、工業科・商業科・看護科・総合科をもつ県内高等学校との連携を強化している。(備付7. ウェブサイト 山形県産業教育振興会 / 本会の概要 / 役員 <https://www.yamagata-sanshin.jp/index.php?no=p0103> )

山形県の最上地方にある舟形町とは、平成29年に連携協定を結び、保育所の職員研修に本学教員を派遣する等、地域の子育てを支援してきたが、令和5年度に入っても、現場では依然として新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施することは出来なかった。(備付8. 羽陽学園短期大学と舟形町との連携に関する協定書)

本学の地元にある山形県立天童高等学校(以下、天童高校)とは、平成22年度から、高大連携事業として、本学の授業への高校生への参加と本学教員による天童高校での授業を行ってきたが、令和3年10月には正式に連携協定を締結した。天童高校とは、毎年2月に意見交換会を開催し、幼児教育関連と福祉関連と合わせて、振り返りと翌年度の計画を協議して連携活動を実施している。(備付9. 山形県立天童高等学校と羽陽学園短期大学との連携に関する協定書)

令和5年度も本学2年次に開講している「保育実践研究Ⅲ」(音楽・美術・体育・保育学の5名の教員によるチームティーチング)の一部を平成22年度から天童高校の生徒が受講している。この授業は本学2年生が1年次で学んだ様々な成果を総合化して、幼児対象の遊び場を企画、設計、製作、そして実践、振り返りを行うものである。実践の機会として、6月に2日間開催されるYBC山形放送企画「子育て応援団・すこやか」のブースでの活動を行っている。なお、この企画は山形県、山形市、山形県医師会及び山形放送等で構成する子育て応援団実行委員会が主催するもので、地域社会の行政や関係団体との交流活動ともなっている。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症対策のために「子育て応援団・すこやか」のイベントは2会場での開催となったが、その第一会場のイベントに協力という形で天童高校生に参加してもらい、学生がつくった遊び場で地域の子ども達と一緒に遊ぶ体験をもらった。

天童高校の生徒(18名)への幼児教育系の講義は、以下のとおり行われた。

- ① 5/16(水) 9:55~10:40 「子どもと遊び」  
主担当：高橋寛教授 補助：白崎直季准教授
- ② 6/7(水) 10:00~10:50 「保育と子どもの育ち」  
主担当：高桑秀郎教授 補助：高橋寛教授/木村重子講師
- ③ 6/9(火) 10:50~11:35 「子どもと表現」  
主担当：城山萌々講師 補助：花田嘉雄教授
- ④ 6/24(土)、25(日) 「すこやか子育て2024」 リアル・イベントへの参加  
会場担当：高桑秀郎教授、花田嘉雄教授、城山萌々講師、木村重子講師
- ⑤ 7/10(月) 12:35~13:25 活動の振り返り  
主担当：花田嘉雄

また、天童高校総合科保健福祉系列選択の2年生(13名)・3年生(8名)に対しては、本学専攻科教員が介護福祉についての実習の事前・事後指導の授業を行っている。専門的な

視点からの指導や助言、生徒とのディスカッションを通して、福祉についての生徒の学びを深める取り組みとなっている。

実施日と内容は以下の通り。

- ① 8月28日(月) 13:40～15:30 「3年次 実習事後指導」  
担当：伊藤和雄准教授
- ② 9月19日(火) 13:40～15:30 「2年次 実習事前指導」  
担当：伊藤和雄准教授
- ③ 11月28日(火) 13:40～15:30 「2年次 実習事後指導」  
担当：伊藤和雄准教授
- ④ 12月19日(火) 13:50～15:30 「介護に必要な看護の基礎知識(血圧測定など)」  
担当：宮地康子准教授

本学教員は自治体などからの講師派遣や各種審議会の委員など地域の要請に応じて、行政、教育機関及び文化団体の支援活動を行っている。

令和5年度の実施は以下の通りである。(順不同)

---

地方自治体、公益法人等の活動への協力

山形県私立学校総連合会、山形県私立短期大学協会委員、山形県幼稚園教育課程研究協議会、山形県しあわせ子育て応援部山形県保育士サポートプログラム推進会議、山形県社会福祉協議会、山形県幼稚園認定こども園協会、山形県私立幼稚園・認定こども園基本研修運営協議会、天童市児童福祉審議会、山形市民生委員推薦会、山形市民間立保育園・認定こども園協議会、鶴岡市民間保育協議会、山形県総合社会福祉基金、山形県産業教育振興会、やまがた社会共創プラットフォーム、山形県産業教育振興会

各種委員会委員、理事、評議員など

山形大学地域教育文化学部倫理委員会、天童市立長岡小学校評議員、山形県立天童高等学校学校評議員、社会福祉法人羽陽の里苦情対応委員会、羽陽の里たかだま運営推進会議、社会福祉法人天童福祉厚生会評議委員会、社会福祉法人愛泉会評議員会、J A F 日本自動車連盟山形支部交通安全実行委員会、山形県社会福祉協議会運営委員会、山形県しあわせ子育て応援部、社会福祉法人松寿会評議委員会、社会福祉法人偕寿会評議委員会、社会福祉法人山形県済生会ケアフォーラム審査委員、社会福祉法人愛泉会グループホームぶどうの木第三者委員会、山形市介護保険認定審査会、山形市社会福祉事業団運営協議会、鶴岡市民間保育協議会、山形県看護協会職能委員会、社会福祉法人慈敬会評議員、ダイバーシティ推進ネットワーク、山形県教員質向上協議会、天童市児童福祉審議会、山形県美術連盟、天童市スポーツ推進審議会、山形県幼稚園・認定こども園基本研修運営協議会、保育士養成セミナー全国大会実行委員会、全国保育士養成協議会東北ブロック研究委員、東北心理学会、山形県私立短期大学協会、山形県総合社会福祉基金委員、山形コンソーシアムやまがたダイバーシティ推進ネットワーク委員、山形市民生委員推薦委員会、天童市スポーツ推進審議会

## 講師・実技指導など

山形市平和コンサート、天童市立寺津小学校合唱指導、山形市女声合唱祭、女声合唱団タウベンコール定期演奏会、男声合唱団ラ・ソジケローソ定期演奏会、アンサンブル・ルポゼ定期演奏会、タウベンコール合唱奉仕、みゅ〜じ館コンサート、山形県県民芸術祭開幕記念式典&公園、心をつなぐコンサート、天童市音楽祭、山形交響楽団親子で楽しいコンサート、サハト紅花定期演奏会、サンデーステージ寒河江新春コンサート、道の駅蔵王チャリティーコンサート、金山町シェーネスハイム冬のコンサート、天童市立山口小学校合唱指導、寒河江市少年少女合唱団定期演奏会、山形中央高校陸上競技部外部コーチ、山形陸上競技協会、山形県高校体育連盟、羽陽の里作品展、天童市民作品展、附属このみ保育園園内研修講師、附属大宝幼稚園、附属鈴川幼稚園、日本私立幼稚園連合会東北地区会附属このみ保育園公開保育・東北地区私立幼稚園教員研修大会指導者、株式会社夢の公園ワークショップ、金ヶ崎芸術大学校アートワークショップ講師・作品出展、山形県青年の家山形県若者自立支援事業「アートでわいわい」講師、天童市立干布小学校壁画制作補助及び指導、いざあそび場へ!事務局こどものあそび場作り、NPO法人長岡よつば児童クラブ職員研修講師、寒河江市内保育所職員研修会、HOKUTO SPORTS SQUARE いざ遊び場へ!事務局、山形こども未来連絡会、山形大学地域教育文化学部倫理委員会、常念寺保育園、山形県幼稚園教育課程研究協議会(村山地区)、山形大学付属博物館公開講座、保育士再就職支援研修会、全国保育士養成協議会保育士試験委員、山形県幼稚園教育課程研究協議会、社会福祉法人こども未来創生会

## 高等学校等への模擬講義・進学ガイダンスなど

模擬授業・面接指導：天童高等学校、北村山高等学校、酒田光陵高校、酒田西高校、酒田南高校、新庄南高等学校、鶴岡中央高等学校、羽黒高等学校、高畠高校、寒河江高校探求学習の指導・助言、東根市立神町中学校

進学ガイダンス：遊佐高校、酒田光陵高校、鶴岡中央高校、羽黒高校、谷地高校、創学館高校、惺山高等学校、左沢高校、東海大学山形高校、山形明正高等学校、上山明新館高等学校、高畠高校、長井工業高校、南陽高等学校、九里学園高等学校、山形市立商業高等学校、職業開発訓練校

学生の地域貢献は、幼児教育や福祉といった本学の特性から、ボランティア活動への関心や積極性が高い。地域行事への参加や施設の訪問などゼミやサークル単位で参加することが多く、活動は基本的に活発である。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の県内での感染状況を注視しながら、可能な範囲で各種ボランティア活動を行った。

ボランティアサークル「フレンズ」の活動は8月の天童市夏祭り後のお祭り会場わくわくランド周辺のゴミ拾い活動と、10月に行われた山形県総合運動公園内における赤い羽根共同募金活動への参加（参加学生：5名）、12月、天童市母子寡婦福祉連合会主催の「親と子のクリスマスパーティー2023」で、企画実施活動(参加学生5名)、県退職公務員連盟村山支部、東南村山地区退職校長会、天童市社会福祉協議会共催の学習支援教室(うきうき学習会)の手伝い、レクリエーション指導(参加学生4名)の活動を行った。

また、ボランティアサークル「もんでらんど」については、令和5年度の参加は3回であった。活動内容は、モンテディオ山形のホームゲーム時にSDGsコーナーの補助を行った。

#### <テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の課題>

地域連携を強化することが今後の課題である。幼児教育・保育・介護福祉という地域に欠くことのできない人材を養成することを使命とする本学にとって、高等教育機関として地域・社会に貢献することは当然である。人材の流出や社会を支える職業を目指す人々が減少する傾向に対して、短期大学一校のみで対応することには限りがある。卒業生の就職先となる事業所のみならず、自治体や他の高等教育機関と連携して、地域社会で働く人々を支える活動を展開し続けなければならない。

#### <テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

令和5年度も前年に引き続き、新型コロナウイルス感染症という人と人との接触が憚られる状況をつくる感染症対策に細心の注意を払いながら、学長はじめ教職員及び学生全員が、建学の精神をあらためて自覚し、その実践を通して本学の使命を果たすことに全力を傾けた。保育士や介護福祉士の養成校である本学にとって、コミュニケーションを通じての学びは不可欠で、個々の学生と電話やインターネット等複数のチャンネルを介してコミュニケーションを絶やさず、構内にあっては教職員全員の協力のもとマスク着用や検温の義務化、教室等の消毒を徹底し、感染防止を踏まえた上で可能な限り対面授業を実施した。5月の新型コロナウイルス感染症のV類移行以降も、気を緩めず、感染症対策は万全の態勢で行い、家族内での感染者、濃厚接触者等についての連絡報告等を徹底し、学内や実習先での感染拡大という事態を防ぐよう心がけた。実習等についても現場での直接的経験を積める様に、現場の理解と学生の協力のもとにすべての実習を現場で実施することができた。

**[テーマ 基準 I-B 教育の効果]**

**<根拠資料>**

提出資料

8. 羽陽学園短期大学学則
4. 学生便覧 [令和5年度]
9. ホームページ 学科の教育及び研究の目的 <http://www.uyo.ac.jp/purpose/>
10. ホームページ 学修成果 <http://www.uyo.ac.jp/achievement/>
7. 教授会議事録 [令和5年度]
2. ホームページ 教育理念と3つのポリシー [https://www.uyo.ac.jp/basic\\_policy/](https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/)
11. 羽陽学園短期大学幼児教育科学生募集要項 [令和6年度入学者用]
5. 羽陽学園短期大学ガイドブック [平成5年度]

備付資料

3. 教授会資料 [令和5年度]
10. 卒業生の職場アンケート
11. 外部評価委員会記録 [令和5年度]

**[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に  
応えているか定期的に点検している。

**<区分 基準 I-B-1 の現状>**

本学では、建学の精神に基づきながら幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、介護福祉士国家試験受験資格の免許・資格取得を前提にして、なおかつ人間性豊かな人材の養成を目的にしている。

学則第1条で、「教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、幼児教育及び社会福祉に関する専門の学術を教育・研究し、併せて実践的な幼児教育者及び福祉従事者を育成することを目的とする」と掲げて確立している。こうした教育の目的を達成するために、幼児教育科とそれを深化させた専攻科の教育課程を編成して、その実現のために努力している。(提出8. 羽陽学園短期大学学則)

本学の、この建学の精神に基づいた教育目的に沿って、幼児教育科と専攻科福祉専攻の教育目的を次のように定めている。

=====

**幼児教育科**

保育・幼児教育及び福祉の分野の専門的な知識や理論、技術を教授するとともに、実習を通して実践力を養い、将来、保育・幼児教育の専門家として貢献できる人材を養成する

ことを目的とする。

### 専攻科福祉専攻

保育士の資格を有する者に対し、さらに精深な程度において福祉の理論と実際を教授し、その研究と実践を指導して福祉の専門家・技術者を養成することを目的とする。

本学の教育目的の表明については、学内へは、学生には学生便覧やオリエンテーションで行い、教職員には年度当初の教授会で確認している。学外へは、ホームページで示すとともに、オープンキャンパスや高校の進学担当教員との進学懇談会で参加者に対して説明を加えている。(提出 4. 学生便覧) (提出 9. ホームページ 学科の教育及び研究の目的 <http://www.uyo.ac.jp/purpose/>)

本学に入学する学生は、ほぼ全員が幼児教育や介護福祉の道へ進むことを希望していることから、本学の教育目的は理解されている。

幼児教育科・専攻科福祉専攻の教育目的に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているかについては、教育目的に合致した資格取得や進路の選択が行われているかを卒業時に確認するとともに、卒業・修了生を受け入れてくれた職場の評価等を指標として定期的に点検している。

また、毎年度、本学教員が卒業・修了生の就職先を訪問し、評価を口頭で聴取するとともにアンケートを回収している。この内容を分析・検討している。(備付 10. 卒業生の職場アンケート) (提出 7. 教授会議事録) (備付 3. 教授会資料)

さらに、平成 30 年度以降毎年開催している外部評価委員会においても点検・評価を求め、それも基にして検討している。外部評価委員には、地元自治体である天童市副市長や卒業・修了生の就職先でもある児童養護施設山形学園園長とともに天童高校校長にも就任を求めている。(備付 11. 外部評価委員会記録)

### [区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

### <区分 基準 I-B-2 の現状>

本学では、短期大学としての学修成果を、建学の精神と幼児教育科・専攻科福祉専攻の教育目的に基づいて定めている。機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、それぞれの学修成果は、幼児教育科及び専攻科福祉専攻に共通であり、次に示す通りである。なお、専攻科福祉専攻ではより精深な内容のものを目指している。

## 機関レベルの学修成果

- ・専門職としての自覚および技術
- ・専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力

## 教育課程レベル・科目レベルの学修成果

教育課程レベル	科目レベル
・コミュニケーション能力	(1) 人間や人間の生活、社会についての知識・理解 (2) 人間への信頼 (3) 伝え合う手段を見つけることができる。 (4) 対話する能力
・自分で考え、実践できる能力	(1) 現状をしっかりとらえることができる。 (2) 実践について理解したり、分析したりすることができる。 (3) 学際的な視点で考えることができる。 (4) 実践における様々な問題を解決することができる。 (5) 自分の価値観に基づいて判断し、実践することができる。
・フィードバック能力	(1) 自分の実践について検証し、課題を見つけることができる。 (2) 見つけた課題について修正や改善をすることができる。 (3) 実践中に、瞬時に判断し、修正や改善をすることができる。
・学び続け、成長し続ける能力	(1) 自分の実践について振り返り、より良い実践を目指して、主体的に学ぶことができる。 (2) 実践の経験を再構成して、専門的知識・理解・技術へと高めることができる。

(学生便覧)

学修成果は、学修成果の評価の方針（アセスメントポリシー）とともに、学生便覧とホームページに掲載し、学内外に表明している。

令和3年度から、学校教育法第108条の短期大学の規定に照らして、学修成果が職業又は実際生活に必要な能力の育成に適しているかどうかを、次年度の教育計画策定に向けてと資格取得状況など社会的貢献の側面について、教授会にて目的を分けて定期的に点検している。（提出10. ホームページ 学修成果 <http://www.uyo.ac.jp/achievement/>、教授会資料・議事録）

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

**<区分 基準 I-B-3 の現状>**

「敬・実・和」という建学の精神に基づく本学の教育理念は、「他者理解を通して自己理解と自己改革を行い、社会活動に積極的に参加しながら、生涯にわたる自己実現を行うという人間性豊かな人材の育成」（学生便覧）である。この理念に基づいて、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を定めている。以下に三つの方針を示す。

=====

**卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）**

以下のような能力を身につけ必要単位を修得した学生に対し、卒業を認定し、学位を授与する。

- (1)理論と技術を学び、専門職としての自覚および技術を持つ。
- (2)専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる。

**教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）**

幼児教育および介護福祉に関する体系的な学修のために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成し、教育を実施する。

- (1) 基礎から応用へと発展するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する専門知識と技能を段階的に修得できる教育を実施する。
- (2) 実習を通して理論と実践のつながりを理解するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する実践力を養う教育を実施する。
- (3) 学生と教員の対話を重視し、学生個人の特性や持ち味を生かした教育を実施する。

**入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）**

内省的で専門性が高い人材の養成のために、次のような資質を持った者が入学してくることを期待している。

- (1)知的好奇心が強く、学業の修得に熱心であり、自分を育てる意欲が強い者。
- (2)社会事象、特に幼児教育および介護福祉への関心が高く、将来それらの職業を希望している者。
- (3)自分の意見や考えを適切に伝えられる者。

=====

(学生便覧)

この三つの方針は、専門性、豊かな人間性、生涯学習という考え方を基盤として、専門性を備え社会的要請に応えうる人材としての要件を定めたディプロマ・ポリシーと、そのような人材を養成するための体系的な教育課程を定めたカリキュラム・ポリシー、そして、将来の専門的職業人を見据えて作られた本学の教育を受けるにふさわしい人物像を示したアドミッション・ポリシーというように、関連付けて一体的に定めている。

この三つの方針は、平成24年度と25年度の2年間にわたり、本学の運営委員会及び教授会において何度も議論を重ねて策定したものである。

なお、教育課程編成・実施の方針については、令和2年度の自己評価委員会と教授会において検討を行い、改定したものである。

この三つの方針を踏まえ、教育課程レベルの学修成果として①コミュニケーション能力、②自分で考え、実践できる能力、③フィードバック能力、④学び続け、成長し続ける能力という四つの能力(学生便覧)を設定し、その育成をねらいとして教育活動を行っている。

また、三つの方針は、学生便覧や本学ホームページに記載し、学内外に表明している。特にアドミッション・ポリシーについては学生募集要項やガイドブックに明記している。(提出2. ホームページ) (提出11. 学生募集要項) (提出5. 大学ガイドブック)

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

令和4年10月に短期大学設置基準が改定された。令和3年度から、学修成果について学校教育法の短期大学の規定に照らした点検を定期的に行っているが、その内容や手続きについては今後なお点検を続け、よりよいものへ改善・発展させていくこととしている。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

なし

**[テーマ 基準 I - C 内部質保証]**

**<根拠資料>**

提出資料・諸規程

11. 羽陽学園短期大学 自己評価委員会規程（諸規程 8）
12. 羽陽学園短期大学 FD・SD推進委員会規程（諸規程 53）

備付資料

12. 自己点検・評価報告書 [令和3年度～令和5年度] ホームページ 第三者評価／自己点検・評価報告／ガバナンス・コード <https://www.uyo.ac.jp/evaluation2017/>
11. 外部評価委員会記録
13. 学生便覧 [令和5年度]（提出4）
14. 卒業生・修了生アンケート
10. 卒業生の職場アンケート
15. 個人ポートフォリオ
3. 教授会資料 [令和5年度]
16. 授業改善アンケート
17. ホームページ FD・SD活動報告書  
[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDrport.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDrport.pdf)

**[区分 基準 I - C - 1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

**<区分 基準 I - C - 1の現状>**

自己点検・評価のための規程として、自己評価委員会規程を定めている。それに基づいて、学長、学科長、事務局長を含む9名のメンバーで自己評価委員会を組織し、自己点検・評価に関する事項を検討することとしている。検討内容として、①自己評価の項目を設定し、自己評価を実施すること ②自己評価の実施結果をまとめること ③自己評価の結果の活用を図ること ④その他必要な事項を検討すること、を挙げている。（提出・諸規程 11. 自己評価委員会規程）

自己評価委員会の主導の下で、毎年度、認証評価の形式に準じた形の自己点検・評価報告書を、全教職員が関与して作成している。区分やテーマごとに、担当部分を交替してチェックした後、ホームページに公表している。（備付 12. 自己点検・評価報告書 [令和3年度～令和5年度] ホームページ 第三者評価／自己点検・評価報告／ガバナンス・コ

ード <https://www.uyo.ac.jp/evaluation2017/>)

自己点検・評価に関わって、短大全体で取り組む必要がある内容については、自己評価委員会が原案を作成して、運営委員会、教授会に提案し全学的に協議の上、進めている

教学面では、FD・SD推進委員会が中心となって、すべての教職員が参加して教育研究活動のあり方について改善に取り組んでいる。(提出・諸規程 12. FD・SD推進委員会規程)

自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れることについては、地元の県立高校長も委員として加わる外部評価委員会を平成 30 年度から開催しており、そこで出された意見等を教授会等で共有し、自己点検・評価活動にも活かせるよう努めている。

(備付 11. 外部評価委員会記録)

自己点検・評価の結果は、理事会に報告するほか、教授会で共有して、課題となった部分は可能な限り速やかに改善を図るなど、改革・改善に活用している。

### 【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

### ＜区分 基準 I-C-2 の現状＞

学修成果を焦点とする査定の手法については、建学の精神と 3 つのポリシーに基づいて、以下のように、学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、機関レベル、教育課程レベル、科目レベル、それぞれの学修成果を査定している。(備付 13. 学生便覧)

=====

アセスメント・ポリシー（学修成果の評価の方針）

羽陽学園短期大学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者選抜の方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、機関レベル（短大）・教育課程レベル（学科・専攻科）・科目レベル（授業・科目）の 3 段階で学修成果を評価する方針を定めている。

機関レベル

幼児教育・保育・福祉の専門性を持った職業人として社会で活躍できることをディプロマ・ポリシーと掲げていますから、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得状況、介護福祉士国家試験の合格率、専門職への就職率など、卒業・修了時の状況から学修成果を評価している。

教育課程レベル

幼児教育科及び専攻科、それぞれのカリキュラム・マップに示す学修成果に基づいて、

3つのステップに分けて、(1) コミュニケーション力、(2) 自分で考え、実践できる能力、(3) フィードバック能力、(4) 学び続け、成長し続ける能力の4つの能力について達成状況を評価します。幼児教育科では、学期ごとの卒業要件の達成状況(単位取得状況・GPA)に基づいて学修成果の達成状況を評価している。専攻科福祉専攻では、介護福祉士養成施設協会主催の学力評価試験を通して専門的な能力について客観的な評価も併用している。

#### 科目レベル

教員は、授業科目ごとにシラバスに記載された評価方法に則り厳正に到達目標の達成度を評価している。評価方法については、複数の観点と重みづけを公開し、厳格かつ公正に評価している。

機関レベル、教育課程レベルの学修成果についての査定の手法としては、単位の認定や卒業・修了認定、資格取得、就職・進学率の把握のほか、学生による「授業改善アンケート」、「卒業生・修了生アンケート」、「卒業生の職場アンケート」が挙げられる。令和元年度より、ループリックを活用した学生の自己評価による「個人ポートフォリオ」の記録と集計・分析を実施している。「個人ポートフォリオ」は、教育課程レベルの4つの能力の進捗について分析する「学修成果ループリック」と実習参加の記録や自宅での平均学習時間を含む「学修活動等の履歴」から成る。(備付 14. 卒業生・修了生アンケート)(備付 10. 卒業生の職場アンケート)(備付 15. 個人ポートフォリオ)

これらの学修成果に係るデータについては、大学改革推進センター I R 部門で集計と分析を行い、I R レポートとして教授会に報告、審議され、定期的に点検し改善を図っている。

単位については、各科目の成績評価を基にした修得状況が、教授会に資料として提示されて検討を加えた上で認定され、次年度の学修指導の向上に資するようにしている。

「授業時間以外の学修時間についてのアンケート」、「卒業生・修了生アンケート」、「卒業生の職場アンケート」、「学修成果の自己評価」についても、集約された資料が教授会において提示され、学生の学修時間の現状や、卒業生・修了生による本学の教育に対する評価、職場側から見て評価できる点、できない点、学生による学修成果についての自己評価等、様々な指摘事項について共通理解を図るとともに、本学の教育課程の適切性を検討し、次年度の教育活動、進路指導の充実に活かすことができるように協議が行われている。(備付 3. 教授会資料)

「授業改善アンケート」については、従来FDネットワークつばさのフォーマットを活用していたが、令和4年度から本学独自の授業改善アンケートをGoogleフォームで作成し、活用している。(備付 16. 授業改善アンケート)(備付 17. FD・SD活動報告書)各科目の担当教員は、自分の行った評価と合わせて、授業を振り返る材料としている。その反省をフィードバックさせながら、次年度の授業の目標や学修指導のねらい・方法を設定・計画し、改善を図って授業を実施する体制になっている。

また、短大全体としても、毎年FD活動の一環として、授業検討会において、学生によ

る授業評価を基に授業改善について討議している。公開授業期間を設けてお互いに授業を参観したり、一つの授業を全員が参観したりした後、授業検討会を開いて学修指導の改善・向上を図ることも行って[令和5年度]いるが、そこで得られる示唆は、各自が担当する科目の学修成果の査定に活かしている。

以上、述べてきたように、授業に関しては、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルができています。

特に、ディプロマ・ポリシーとの関連から重視している実習については、事前・事後指導も含め丁寧な指導を行っており、実習を核にした指導を行っている。本学では、学生が実習を行う際に、その実習に最低限必要な科目の履修が修了しているかどうかを確認する、実習開始要件を設定している。すなわち、授業で学んだ知識や理解、技術等を、学生が実践の現場でどれくらい活用できるか試す機会が実習であると捉えている。

実習を核にした指導の概要は、以下の通りである。

まず、実習を行う学生の巡回（訪問）指導を担当する教員を決める。実習委員会は各教員間で指導事項に漏れがないよう共通の指導・確認事項を作成し、巡回学生名簿と共に配布する。実習が始まる前には、成果の多い実習になるようにその担当教員が学生の不安を解消できるよう、実習の事前準備状況を確認し、助言を行い、事前指導を行って送り出す。学生は、実習においてできることとできないことがあるが、自分がうまくできなかったことで、課題に気付くことができる。そうしたうまくできないことに対し、教員はそれをこそ学びであることを伝え、挑戦し、気付くことの意味を指導する。実習を終え本学に戻ってきた学生に、事後指導として、実習を振り返らせて評価をさせ、できたこととできなかったこと、納得したことや疑問に思ったこと等を確認させる。学生の気付きや経験を大事にしなが、次のステップに向けた助言を行う。そして、また授業で学びながら自分の課題の改善に取り組み、次の実習で試すよう促す。

このようなPDCAサイクルを有する指導を実施している。幼児教育も介護福祉も、理論と実践の往還が基本であるという認識が根本にあるからである。教育の向上・充実のためのPDCAサイクルについては、前述したように、実習を核にした指導を平成28年度から実施している。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令については、変更などを適宜確認し、常に法令を遵守するようにしている。疑問点は、管轄官庁に問い合わせ確認している。

令和4年度に短期大学設置基準が改正となったが、当面、本学の教育目的の達成に支障がないと判断して、従来通りの教育体制で臨むこととした。

#### <テーマ 基準I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価の成果の活用については現時点で十分に行えている。

今後も、卒業生の職場アンケートの結果を、学修指導や就職指導等に有効に活用し、現場のニーズに応えられる人材を育成していく。

#### <テーマ 基準I-C 内部質保証の特記事項>

なし

**<基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>**

**(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した改善計画の実施状況**

建学の精神については、様々な媒体を通して、機会あるごとに学内外への発信に努めている。建学の精神に基づく教育目的と三つのポリシー、それに沿った教育という一貫した流れが確立し、一層、わかりやすく説明できるようになった。

学修成果に関しては、機関レベル・教育課程レベル・科目レベルごとに学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、定期的に点検している。

自己点検・評価報告書を全教職員が関与して毎年度発行することで、学修成果を中心に、教育研究活動を振り返り、次年度に向けて改善するという、PDCAサイクルに沿った改善が実施できている。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

地元で幼児教育・保育・介護福祉の職業に従事する人材を確保し続けるために、学生の就職先である事業所の団体や自治体、他の高等教育機関と連携して広報活動に力を入れていく予定である。

短期大学設置基準が令和4年10月に大幅に改定された。基幹教員や教育研究実施組織という新たな概念でとらえなおす必要がある。既設の大学等については猶予期間が設けられているが、令和7年度以降には対応しなければならない。本学でも、収容定員の改定を予定しており、新たな設置基準に対応するために慎重に検討を始める。

内部質保証に関しても、新たな設置基準にあわせた組織、体制となった場合に、齟齬が生じないように慎重に点検を続ける必要がある。

**【基準 II 教育課程と学生支援】****[テーマ 基準 II-A 教育課程]****<根拠資料>**

## 提出資料

8. 羽陽学園短期大学学則
4. 学生便覧 [令和 5 年度]
13. ホームページ 学修の評価、卒業(修了)の認定 <https://www.uyo.ac.jp/evaluation/>
4. 学生便覧 [令和 5 年度] (カリキュラム・マップ)
2. ホームページ 教育理念と 3 つのポリシー [https://www.uyo.ac.jp/basic\\_policy/](https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/)
7. 教授会議事録 [令和 5 年度]
5. 羽陽学園短期大学ガイドブック [令和 5 年度]
6. 令和 5 年度シラバス (データ)
11. 羽陽学園短期大学幼児教育科学生募集要項 [令和 6 年度入学者用]
14. 羽陽学園短期大学専攻科福祉専攻学生募集要項 [令和 6 年度入学者用]

## 備付資料

10. 卒業生の職場アンケート
3. 教授会資料 [令和 5 年度]
18. 令和 5 年度 幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況
15. 個人ポートフォリオ
19. カリキュラム・マップのステップ項目ごとの G P A (IR レポート: 教授会資料)
20. 免許・資格取得率
14. 卒業生・修了生アンケート
21. ホームページ 諸納金について [https://www.uyo.ac.jp/school\\_fees/](https://www.uyo.ac.jp/school_fees/)
22. 実習ノート (提出 17)
17. ホームページ F D ・ S D 活動報告書  
[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDreport.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDreport.pdf)
23. 学位取得率
24. 介護福祉士国家試験合格率
25. 卒業時満足度調査
26. 在籍率
27. 卒業率
28. 進路・就職率

**[区分 基準 II-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

- ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

### <区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学修成果に対応し次のように定められている。

=====

#### ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

以下のような能力を身につけ必要単位を修得した学生に対し、卒業を認定し、学位を授与する。

- (1)理論と技術を学び、専門職としての自覚および技術を持つ。
- (2)専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる。

=====

これは、機関レベルの学修成果「専門職としての自覚および技術」、「専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力」に対応している。

具体的には、学則第5章に、単位の計算方法、単位の授与、学修評価の基準を定め、示している。さらに、幼児教育科は第6章に、卒業の要件、在学年数及び必要単位数、本学において取得できる資格とその要件、学位授与について定めている。（提出8．羽陽学園短期大学学則）この中で、幼児教育科の卒業の要件は「本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、別表1に定めるところにより、基礎教養科目10単位以上、専門科目52単位以上、合計62単位以上を修得しなければならない。」（第30条）と定めている。さらに卒業及び学位の授与については「本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、別に定める学位授与の方針により、短期大学士の学位を授与する。」（第31条）と定めている。別途、卒業認定基準については、「本学幼児教育科は、学則に定められた62単位以上を修得するとともに、ディプロマ・ポリシーに従い、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格のいずれか一つ以上の要件を満たした場合、教授会で厳正に審査した上で、卒業を認定し短期大学士の学位を授与する」と明確に示している。（提出4．学生便覧）なお卒業証書・学位記の授与については「学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書・学位記を授与する。」（第31条第2項）としている。専攻科福祉専攻では学位の授与は行っていないが、「本専攻科を修了するためには、学生は1年以上在学し、第48条に定めるところにより62単位以上を修得しなければならない」（第49条）としている。修了認定基準につ

いては、「本学専攻科福祉専攻は、学則に定められた62単位以上を修得するとともに、ディプロマ・ポリシーに従い、介護福祉士国家試験受験資格の要件を満たした場合、教授会で厳正に審査した上で、修了を認定する。」と学生便覧に明確に示している。

また、幼児教育科で取得できる免許状及び資格の種類は、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格であり、それらの資格要件は、第32条に規定されている。専攻科福祉専攻で取得できる免許状及び資格の種類は、介護福祉士国家試験受験資格、社会福祉主事任用資格であり、それらの資格要件は、第50条に規定されている。(学則)

ディプロマ・ポリシーは、職業人を養成するという、学校教育法(第百八条)に定められた短期大学の目的に合致している。また、ディプロマ・ポリシーは、卒業時に取得できる免許・資格及び専攻科修了時に取得できる介護福祉士国家試験受験資格など、いずれも国が認定する免許・資格に対応することから、社会的・国際的に通用性があるといえる。

学外にはホームページで、学修の評価、卒業の認定基準を表明している。(提出13. ホームページ 学修の評価、卒業(修了)の認定基準 <https://www.uyo.ac.jp/evaluation/> ) (提出4. 学生便覧(カリキュラム・マップ))

学位授与については、その授与された学生が社会人として就職していくこと、特に取得した資格を活かした専門職に就職する学生が大半であることが社会的通用性の裏付けとなっている。本学では短期大学設置基準で必要とされている単位数以上の学修機会が提供され、そこでの学びを経て学位を授与された令和5年度の幼児教育科卒業生80人のうち、幼稚園教諭二種免許状を78人、保育士資格を78人、社会福祉主事任用資格を80人が取得した。以上のように社会福祉主事任用資格は全員が取得できたが、幼稚園教諭二種免許状、保育士資格については2人が未取得であった。就職者は51人で、本学専攻科福祉専攻への進学者が28人、家事手伝いが1人であった。就職者の48人が前述の資格を活かした就職をしており、就職者に占める資格を必要とする専門職への就職者の比率は94%であった。また、令和5年度の専攻科福祉専攻修了生は12人であり12人全員が介護福祉士国家試験受験資格を取得した。国家試験の合格者は12名(合格率100%)であった。尚、12人全員が幼児教育科2年間を含めた3年間に取得した資格を必要とする専門職に就職した。これらことから、本学の学位授与は社会的通用性があるといえる。なお、卒業生、修了生の就職先を訪問する就職アフターケア巡回の報告書記載内容ならびに就職先からの卒業生の職場アンケート結果より、各就職先から本学卒業、修了生に対して概ね高い評価がなされていることから、社会的通用性があるといえる。(備付10. 卒業生の職場アンケート)

ディプロマ・ポリシーは、3つのポリシーの一つとして、平成26年度に定め、平成27年度からホームページで公開している。(提出2. ホームページ 教育理念と3つのポリシー [https://www.uyo.ac.jp/basic\\_policy/](https://www.uyo.ac.jp/basic_policy/))

毎年度、ディプロマ・ポリシーを含む3つのポリシーについては年度当初の4月臨時教授会で定期的に確認、点検している。(提出7. 教授会議事録)(備付3. 教授会資料)

#### **[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
- ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

### <区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

本学では、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を定め、定期的に見直しを実施し、直近では令和2年度3月教授会で、次のように改定した。

=====

#### カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

幼児教育および介護福祉に関する体系的な学修のために、以下のような方針に基づいてカリキュラムを編成し、教育を実施する。

- (1) 基礎から応用へと発展するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する専門知識と技能を段階的に修得できる教育を実施する。
- (2) 実習を通して理論と実践のつながりを理解するカリキュラムを編成し、幼児教育および介護福祉に関する実践力を養う教育を実施する。
- (3) 学生と教員の対話を重視し、学生個人の特性や持ち味を生かした教育を実施する。

=====

このカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーの（1）専門職としての自覚や技術を持つ、（2）職業人として活躍でき、自己の向上の足がかりを作るといった内容に合致し、理論と実践のつながりを理解しながら、段階的に知識と技能を修得できるよう、教員が学生に寄り添って教育するという基本方針となっている。

幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、社会福祉主事任用資格の取得にかかわる授業科目を体系的に編成し、それぞれ1年次から2年次への学修の流れの中で基礎から応用へ、理論から実践へと連なるように科目を開講している。以上の通り、教育課程編成・実施の方針、教育課程の編成は、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成し、実施されている。

専攻科福祉専攻では、養成校で保育士資格を取得した者が1年間で介護福祉士の受験資格が取得できる養成課程のため、資格取得に必要な科目単位は「社会福祉士及び介護福祉士法」によって内容が示されており、それに従った内容で、修了に必要な単位はそのまま

介護福祉士受験資格を取得するための科目単位となるように教育課程を編成している。

本学の機関レベルの学修成果は、

- ・ 専門職としての自覚および技術
- ・ 専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作ることができる能力

となっているが、教育課程は、この学修成果に対応した授業科目の編成となっている。

幼児教育科では、基礎教養科目においては「体育講義」、「体育実技」を必修とし、人文科学、社会科学、自然科学の各分野の科目を開講している。専門科目においては、幼児教育分野に加え、福祉分野の「社会福祉概論」、「社会的養護Ⅰ」を卒業必修科目とし、専門性を学ぶことに加え専門分野に対する視野を広げ、人間の成長・発達の過程、老化の過程双方の観点から人間全体を俯瞰し、人間理解を深めることができるような教育課程を編成している。これをホームページで公開し、短期大学ガイドブック及び学生便覧等の印刷物で周知している。（提出5．羽陽学園短期大学ガイドブック）

保育士の資格取得を前提に、介護福祉の分野を中心に学びを深化させる専攻科福祉専攻では、上述の通り、介護福祉士国家試験受験資格を取得することが学修成果といえ、この要件を満たすよう授業科目が編成されている。

本学は、単位の実質化を図り、平成31年度入学生からCAP制を実施しており、学生が授業時間外の学修時間を確保するためとして、各学期の履修登録単位数の上限を定めている。上限は年度ごとのカリキュラムに合わせて調整しており、令和5年度幼児教育科は、1年前期29単位、1年後期30単位、2年前期13単位、2年後期21単位であった。尚、GPA上位4分の1に属する学生に限り緩和単位数を設けている。専攻科福祉専攻は、1年間の課程であり、CAP制を実施していない。CAP制については、学生便覧に掲載して学生に示している。

本学では、教育課程レベルと科目レベルの学修成果を組み合わせ、機関レベルの学修成果が得られるよう授業科目の編成をしているが、それはカリキュラム・マップの形で学生便覧に掲載して学生に示している。それぞれの授業科目の成績評価は、これらの学修成果に対応した到達目標を基準として、講義・演習・実習などの授業の区分ごとに短期大学設置基準に則って、厳正に評価することとしている。

各授業科目の成績は「秀・優・良・可・不可」で表示するが、その評価基準はGPA及びGPAの定義とともに学生便覧に明記している。

幼児教育科の令和5年度成績評価の分布は、単位認定状況の通りである。成績評価は、科目ごとに筆記試験、実技試験、レポート、発表、制作物の提出などの多様な方法で評価しており、教科の特性に合わせた公平で客観的な評価となるよう努めている。また、授業実施回数の3分の1以上を超過した欠席による受験資格喪失の規定を遵守している。単位の修得状況は全体的に良好であり、本試験と追・再試験によりほとんどの学生が単位を修得している。（備付18．幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況）

令和元年度から幼児教育科、専攻科ともにシラバスには、学修成果、授業内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書、授業時間数、準備学修等を明示している。シラバスは、従来印刷物として学生全員に配布する方式であったが、記載事項が増え分量が多くなったことから令和元年度より、本学ホームページに掲載し、学生はホームページ又は図書館に

設置されている印刷されたシラバスを閲覧する方式に変更した。(提出6. 令和5年度シラバス(データ))

通信による教育を行う学科・専攻課程は設置していない。

幼児教育科及び専攻科福祉専攻の教育課程については、教員養成課程・介護福祉士養成課程、それぞれの養成カリキュラム基準の改定に合わせて、見直している。また、例年9月と3月定例教授会で学修成果の見直しを行っている。更に令和5年度は12月教授会でカリキュラム・マップの点検を行い、学修成果のバランスを図るために幼児教育科のカリキュラム・マップを一部変更した。なお、令和5年度は完全に新カリキュラムに移行した年であったが、特段問題なく移行できた。

令和5年度幼児教育科単位認定状況																							
区分	授業科目名	授業形態	履修人数	クラス数	単位の認定方法					単位の取得方法					成績評価					担当教員数	備考	単位修得率	
					筆記試験	レポート	課題等	実技試験	その他	本試験	追試・再試	その他	不可等	計	秀	優	良	可	不可等				
基礎 教養 科目	基礎教養入門	講義	73	1						73	0	0	0	73	6.8	63	26	4.1	0	10		100	
	倫理学	講義	17	1	○					16	1	0	0	17	29.4	41.2	23.5	5.9	0	1		100	
	文学	講義	16	1	○					16	0	0	0	16	0	18.8	37.5	43.8	0	1		100	
	日本国憲法	講義	82	1	○	○				80	1	0	1	82	12.2	23.2	40.2	23.2	1.2	1		98.8	
	経済学	講義	56	1	○	○				55	0	0	1	56	7.1	64.3	25	1.8	1.8	1		98.2	
	総合科目	講義	30	1		○				30	0	0	0	30	30	26.7	33.3	10	0	1		100	
	英語コミュニケーション	演習	72	4	○	○				58	13	0	1	72	22.2	9.7	27.8	38.9	1.4	1		98.6	
	体育講義	講義	72	2	○					69	2	0	1	72	12.5	41.7	36.1	8.3	1.4	1		98.6	
	体育実技	実技	72	3			○			71	0	0	1	72	22.2	50	20.8	5.6	1.4	2		98.6	
	専 門 科 目	幼児と健康	演習	73	2			○			73	0	0	0	73	13.7	61.6	20.5	4.1	0	1		100
幼児と人間関係		演習	71	2		○				71	0	0	0	71	11.3	36.6	33.8	18.3	0	2		100	
幼児と環境		演習	73	2		○	○			73	0	0	0	73	11	47.9	30.1	11	0	1		100	
幼児と言葉		演習	73	2		○	○			72	0	0	1	73	5.5	13.7	58.9	20.5	1.4	1		98.6	
幼児と表現		演習	72	2			○			71	0	0	1	72	2.8	44.4	38.9	12.5	1.4	4		98.6	
幼児教育者論		講義	73	1		○	○			73	0	0	0	73	4.1	24.7	34.2	37	0	1		100	
教育原理		講義	73	2	○	○				71	1	0	1	73	58.9	28.8	9.6	1.4	1.4	1		98.6	
教育心理学		演習	71	2		○	○			71	0	0	0	71	19.7	39.4	23.9	16.9	0	1		100	
発達心理学		講義	66	2	○	○				66	5	0	0	71	7	15.5	35.2	42.3	0	1		100	
教育の制度と経営		講義	81	2		○	○			80	0	0	1	81	19.8	37	33.3	8.6	1.2	1		98.8	
保育・教育課程論		講義	72	2		○	○			71	0	0	1	72	11.1	36.1	36.1	15.3	1.4	1		98.6	
教育の方法と技術		講義	73	1		○	○			73	0	0	0	73	13.7	49.3	23.3	13.7	0	1		100	
特別支援教育入門		演習	81	2		○	○			80	0	0	1	81	22.2	43.2	25.9	7.4	1.2	1		98.8	
保育内容指導法		演習	72	2		○	○			71	0	0	1	72	45.8	13.9	22.2	16.7	1.4	1		98.6	
保育内容(健康)の指導法		演習	81	2		○	○			81	0	0	0	81	2.5	54.3	34.6	8.6	0	1		100	
保育内容(人間関係)の指導法		演習	82	2		○	○			82	0	0	0	82	7.3	50	29.3	13.4	0	1		100	
保育内容(環境)の指導法		演習	72	4		○	○			71	0	0	1	72	20.8	44.4	22.2	11.1	1.4	1		98.6	
保育内容(言葉)の指導法		演習	82	2		○	○			82	0	0	0	82	1.2	45.1	39	14.6	0	1		100	
保育内容(表現(音楽))の指導法		演習	82	2		○	○			81	0	0	1	82	2.4	35.4	56.1	4.9	1.2	2		98.8	
保育内容(表現(造形))の指導法		演習	82	4		○	○			81	0	0	1	82	4.9	46.3	32.9	14.6	1.2	1		98.8	
保育内容(表現(身体))の指導法		演習	82	3		○	○			82	0	0	0	82	3.7	57.3	34.1	4.9	0	1		100	
幼児理解と教育相談		演習	82	2		○	○			81	0	0	1	82	35.4	24.4	30.5	8.5	1.2	2		98.8	
保育・教職実践演習(幼稚園)		演習	80	3		○	○			80	0	0	0	80	0	26.3	52.5	21.3	0	3		100	
幼児と音楽A(器楽)		演習	73	4		○	○			72	0	0	1	73	5.5	21.9	68.5	2.7	1.4	4		98.6	
幼児と音楽B(器楽)		演習	72	4		○	○			67	4	0	1	72	2.8	29.2	63.9	2.8	1.4	4		98.6	
幼児と造形A		演習	73	4		○	○			73	0	0	0	73	32.9	24.7	30.1	12.3	0	1		100	
幼児と造形B		演習	69	2		○	○			69	0	0	0	69	5.8	44.9	26.1	23.2	0	1		100	
教育実習指導		演習	73	1		○	○			73	0	0	0	73	19.2	49.3	19.2	12.3	0			100	
教育実習Ⅰ		実習	71			○	○		○	71	0	0	0	71	0	25.4	59.2	15.5	0			100	
教育実習Ⅱ		実習	79			○	○		○	78	0	0	1	79	3.8	25.3	44.3	25.3	1.3			98.7	
教育実習Ⅲ		実習	5			○	○		○	3	0	0	2	5	0	40	20	0	40			60	
情報処理演習		演習	80	4		○	○			79	1	0	0	80	30	26.3	12.5	31.3	0	2		100	
保育原理		講義	73	2		○	○			72	0	0	1	73	4.1	54.8	35.6	4.1	1.4	1		98.6	
保育原理Ⅱ		講義	27	1		○	○			27	0	0	0	27	11.1	88.9	0	0	0	1		100	
子ども家庭福祉		講義	71	2		○	○			70	1	0	0	71	59.2	28.2	8.5	4.2	0	1		100	
社会福祉概論		講義	73	2		○	○			71	1	0	1	73	20.5	38.4	38.4	1.4	1.4	1		98.6	
子ども家庭支援論		講義	80	2		○	○			78	2	0	0	80	35	31.3	33.8	0	0	1		100	
社会的養護Ⅰ		講義	73	2		○	○			69	3	0	1	73	34.2	39.7	15.1	9.6	1.4	1		98.6	
社会的養護Ⅲ		講義												0									休講
子ども家庭支援法		講義	71	2		○	○			71	0	0	0	71	22.5	31	32.4	14.1	0	1		100	
子どもの保健Ⅰ		講義	33	2		○	○			33	39	0	1	73	1.4	4.1	9.6	83.6	1.4	1		98.6	
子どもの保健Ⅱ		講義	31	1		○	○			31	0	0	0	31	19.4	12.9	51.6	16.1	0	1		100	
子どもの食と栄養		演習	72	4		○	○			71	0	0	1	72	16.7	27.8	33.3	20.8	1.4	1		98.6	
保育内容総論		演習	71	4		○	○			71	0	0	0	71	9.9	33.8	39.4	16.9	0	1		100	
児童文化		講義	73	2		○	○			72	0	0	1	73	1.4	28.8	54.8	13.7	1.4	1		98.6	
乳児保育Ⅰ		講義	73	2		○	○			70	2	0	1	73	56.2	37	2.7	2.7	1.4	1		98.6	
乳児保育Ⅱ		演習	72	4		○	○			71	0	0	1	72	13.9	37.5	23.6	23.6	1.4	1		98.6	
子どもの健康と安全		演習	82	2		○	○			81	0	0	1	82	2.4	30.5	47.6	18.3	1.2	1		98.8	
社会的養護Ⅱ		演習	82	2		○	○			80	2	0	0	82	22	43.9	32.9	1.2	0	1		100	
子育て支援		演習	81	3		○	○			80	0	0	1	81	7.4	29.6	37	24.7	1.2	2		98.8	
保育実習指導Ⅰ	演習	71	1		○	○			71	0	0	0	71	2.8	57.7	36.6	2.8	0			100		
保育実習保育所	実習	80			○	○		○	80	0	0	0	80	12.5	67.5	20	0	0			100		
保育実習施設	実習	80			○	○		○	80	0	0	0	80	3.8	38.8	35	22.5	0			100		
保育実習指導Ⅱ	演習	80	1		○	○			80	0	0	0	80	7.5	53.8	26.3	12.5	0			100		
保育実習Ⅱ	実習	78			○	○		○	78	0	0	0	78	10.3	64.1	23.1	2.6	0			100		
保育実習指導Ⅲ	演習	0	1																				
保育実習Ⅲ	実習	40																					
保育実践研究Ⅰ	演習	40	1		○	○			40	0	0	0	40	10	57.5	32.5	0	0	4		100		
保育実践研究Ⅱ	演習	53	2		○	○			53	0	0	0	53	7.5	45.3	39.6	7.5	0	1		100		
保育実践研究Ⅲ	演習	49	1		○	○			49	0	0	0	49	20.4	53.1	24.5	2	0	6		100		
子どもの生活と福祉	演習	15	1		○	○			15	0	0	0	15	26.7	60	13.3							

令和5年度 専攻科福祉専攻単位認定の状況表

区分	授業科目名	授業形態	履修者数	クラス数	成績評価の方法					単位の取得方法				最終評価(%)					担当教員数	備考	
					筆記試験	レポート	課題等	実技試験	その他	本試験	追試・再試	その他	不可等	計	秀	優	良	可			不可
1	社会の理解	講義	12	1	○	○	○			12	0	0	0	12	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0	1	
2	介護の基本Ⅰ	講義	12	1	○					12	0	0	0	12	16.7	50.0	8.3	25.0	0.0	1	
3	介護の基本Ⅱ	講義	12	1	○	○				12	0	0	0	12	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0	1	
4	介護の基本Ⅲ	演習	12	1				○		11	1	0	0	12	0.0	16.7	41.7	41.7	0.0	1	
5	介護の基本Ⅳ	講義	12	1	○					12	0	0	0	12	0.0	66.7	8.3	25.0	0.0	1	
6	介護の基本Ⅴ	講義	12	1			○			12	0	0	0	12	8.3	75.0	16.7	0.0	0.0	4	
7	コミュニケーション技術Ⅰ	講義	12	1			○			12	0	0	0	12	16.7	83.3	0.0	0.0	0.0	2	
8	コミュニケーション技術Ⅱ	演習	12	1	○					12	0	0	0	12	41.7	25.0	16.7	16.7	0.0	1	
9	生活支援技術Ⅰ	演習	12	1	○					11	1	0	0	12	8.3	66.7	16.7	8.3	0.0	3	
10	生活支援技術Ⅱ	講義	12	1	○					12	0	0	0	12	25.0	58.3	16.7	0.0	0.0	3	
11	生活支援技術Ⅲ	講義	12	1	○					12	0	0	0	12	41.7	41.7	0.0	16.7	0.0	1	
12	生活支援技術Ⅳ	演習	12	1			○		○	12	0	0	0	12	16.7	16.7	66.7	0.0	0.0	1	
13	生活支援技術Ⅴ	講義	12	1	○					12	0	0	0	12	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0	1	
14	生活支援技術Ⅵ	講義	12	1	○					11	1	0	0	12	83.3	16.7	0.0	0.0	0.0	1	
15	生活支援技術Ⅶ	演習	12	1			○			12	0	0	0	12	50.0	41.7	8.3	0.0	0.0	1	
16	介護過程Ⅰ	講義	12	1	○					11	1	0	0	12	8.3	66.7	25.0	0.0	0.0	1	
17	介護過程Ⅱ	演習	12	1			○			12	0	0	0	12	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0	4	
18	介護過程Ⅲ	演習	12	1				○		12	0	0	0	12	16.7	33.3	50.0	0.0	0.0	3	
19	介護総合演習Ⅰ	演習	12	1			○			12	0	0	0	12	0.0	58.3	41.7	0.0	0.0	3	
20	介護総合演習Ⅱ	演習	12	1		○	○			12	0	0	0	12	25.0	58.3	16.7	0.0	0.0	3	
21	介護実習	実習	12					○		12	0	0	0	12	16.7	50.0	33.3	0.0	0.0	4	
22	発達と老化の理解	講義	12	1	○					11	1	0	0	12	16.7	50.0	16.7	16.7	0.0	1	
23	認知症の理解	講義	12	1	○					12	0	0	0	12	8.3	50.0	41.7	0.0	0.0	3	
24	障害の理解	講義	12	1	○	○	○			12	0	0	0	12	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	1	
25	こころとからだのしくみⅠ	講義	12	1	○					12	0	0	0	12	16.7	41.7	25.0	16.7	0.0	1	
26	こころとからだのしくみⅡ	講義	12	1	○					12	0	0	0	12	33.3	58.3	8.3	0.0	0.0	1	
28	医療的ケアⅠ	講義	12	1	○	○	○			11	1	0	0	12	33.3	50.0	8.3	8.3	0.0	2	
29	医療的ケアⅡ	演習	12	1			○			12	0	0	0	12	25.0	50.0	25.0	0.0	0.0	2	
27	社会福祉演習	演習	12	1	○					12	0	0	0	12	8.3	66.7	25.0	0.0	0.0	4	

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

本学は、幼児教育や福祉の専門家を育成する養成校であり、専門科目中心のカリキュラムになっている。その中で、短期大学設置基準の教育課程の編成方針に従い、基礎教養科目として9科目16単位を開設し、卒業するためには10単位以上を修得することと学則30条に明記している。基礎教養科目は、人文科学、社会科学を中心に開設し、「総合科目」で

は担当教員の専門性を活かし社会科学に科学的視点を加えた授業を展開している。また、「基礎教養入門」は、1年次前期に開設し、初年次教育も兼ねている。専任教員がオムニバス形式で授業を実施しており、各教員が、学ぶとは、教養とは、プロ意識とは、専門職とは等をテーマに専門領域の視点から講義を行うことにより、専門教育との接続ができるよう配慮している。また、教養科目は1年次前期から2年次前期までに開設し、学生は自分の興味や関心に応じて選択できるように時間割を編成している。

本学では、学修成果と各授業科目との関係を示すカリキュラム・マップを作成している。基礎教養科目はステップ1の項目「コミュニケーション能力」を中心に養えるように、専門科目はステップ1に加えステップ2「自分で考え、実践できる能力」、「フィードバック能力」、ステップ3「学び続け、成長し続ける能力」を養えるよう設定している。カリキュラム・マップは学生便覧に示しており、ここで学生にも教養教育と専門教育との関連が明確に捉えることができるようになっている。各授業のシラバスにも、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連を明確に示しており、教育課程の中での位置づけが分かるようにしてある。

教養教育の効果については、専門科目とともに量的データとして「個人ポートフォリオの学修成果ルーブリック及び学修活動等の履歴の記録欄の一日の平均学習時間」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」、「単位修得率（令和5年度 幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況）」、「免許・資格取得率」を測定している。また、「個人ポートフォリオの学修活動等の履歴の記録」の自由記述については、質的データとして測定している。（備付 15. 個人ポートフォリオ）（備付 19. IRレポート（教授会資料9月））（備付 20. 免許・資格修得率）

さらに、本学の教育が卒業後の就職先でどのように評価されているかを測るために「卒業生の職場アンケート」を行っており、5段階による評価と自由記述から質的及び量的データとして測定している。また、令和元年度から、卒業及び修了後2年目の卒業生・修了生を対象に、教育課程や就職指導についてのアンケートを実施している。（備付 14. 卒業生修了生アンケート）

各科目では、Googleフォームによる授業改善アンケートを活用して授業の改善につなげ、カリキュラムについては専門科目の改定に合わせて検討し、改善している。

**【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

**<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>**

本学では、短期大学設置基準の教育課程の編成方針と教職員免許法等の資格取得関係法

令に従い、専門教育と教養科目を開設している。資格取得の科目は、資格取得に必要なものであるとともに、職業人としての心構えや進路選択に活かされるものであり、職業教育も兼ねている。さらに、本学は幼児教育科及び専攻科福祉専攻（介護福祉士養成）のみを設置していることから、入学生の専門職への職業意識は高く、職業教育も効果的に実施されている。

教養科目では「基礎教養入門」を開設し、専任教員が自らの専門に基づいた講義を行い、専門科目の導入のための科目として、専門科目へのスムーズな接続を図っている。教養科目を含み全ての授業科目と学修成果との関係はカリキュラム・マップで学生に示されており、それぞれの授業科目のシラバスにもディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシー、取得資格・免許状との関連が示されていることから、卒業後の専門的職業人を目指す教育の実施体制は明確に示されている。

また、専門教育では、実習指導をはじめ各科目で幼稚園教諭、保育士、介護福祉士としての心構えなどを解説し、職業人としての意識付けや就職後の実践を通して専門をより深めることができるよう配慮している。その上で各種実習に臨むようにしており、事前事後指導や実習報告会、各科目での振り返りを丁寧に行うことにより、理論と実践を往還しながらの学びができるようにしている。

さらに、教養教育と専門教育の繋ぎを補完し、就職活動への準備として昭和 63 年から就職指導講座・実務教養講座を時間割に組み入れ実施しており、専門職就職への意識付けをより強いものにするよう配慮している。令和 5 年度は、外部講師による「笑顔・礼儀・マナー講座」、「卒業生による講話」、「素敵な社会人になろう（講話）」、「金融講座」等を実施した。

専攻科福祉専攻では、介護福祉士養成施設協会主催の学力評価試験等を通して専門的な能力について、学生自身が客観的な評価を知り、専門職への意識を高め、介護福祉士国家試験に臨むよう配慮している。

職業教育の効果は、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格の取得率や介護福祉士国家試験の合格率とともに、専門職への就職率を指標として測定している。また、就職アフターケアとして、就職 1 年目に学生が就職した幼稚園、保育所、福祉施設などの巡回訪問をしており、学生の就職後の状況を把握するとともに、「卒業生の職場アンケート」を依頼し、本学の教育が就職先からどのように評価されているかを測っている。その結果を就職指導委員会で評価し、職業教育改善の資料としている。

幼児教育では子ども・子育て支援新制度の実施により、職場は幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業、児童福祉施設などと多様化している。地域のニーズに合わせて、多様化する就職先にも通用する能力を持った学生を今後とも育成していく。

**【区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示してい

る。

- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-5の現状＞

本学は実践的な幼児教育者および社会福祉従事者を育成することを目的とするため、機関レベルの学修成果を「専門職としての自覚及び技術」、「専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足がかりを作る能力」と定めている。また、これに到達するための前提となる入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、機関レベルの学修成果に対応するように、次のように定めている。

#### アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）

内省的で専門性が高い人材の養成のために、次のような資質を持った者が入学してくることを期待している。

- (1) 知的好奇心が強く、学業の修得に熱心であり、自分を育てる意欲が強い者。
- (2) 社会事象、特に幼児教育および介護福祉への関心が高く、将来それらの職業を希望している者。
- (3) 自分の意見や考えを適切に伝えられる者。

このアドミッション・ポリシーは、学生募集要項、ホームページ等で公開している。（提出 11. 学生募集要項（幼児教育科）[令和6年度]）

このように、アドミッション・ポリシーには、入学前の学修成果として、学業面での能力をはじめ、将来への希望や社会事象への関心の持ち方、向上心、コミュニケーション力といった内面的な能力を求めることを明文化している。

幼児教育科の入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに対応した学校推薦型選抜、総合型選抜、一般選抜、社会人選抜を実施しており、高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

学校推薦型選抜は指定校推薦と一般推薦を実施している。指定校推薦は、本学に入学実績のある指定の高等学校に在籍する者を対象とし、次のような書類に基づく選考と口頭試問や面接を用いて選抜している。学習成績の状況や生徒会活動、クラブ活動といった受験生の高校生活に関する調査書内容と、高等学校長による推薦書、幼児教育及び福祉を志し、本学での学修を希望する志望理由書、本学複数教員による面接及び高校までに学んだ幼児教育及び福祉に関する基礎的な知識を問う口頭試問とで「知識・技能」「思考力・判断力・

表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価している。一般推薦は、本学指定の有無にかかわらず高等学校に在籍する者を対象とし、指定校選抜の口頭試問を除いた選考方法に加えて小論文も課すことにより、受験生の本学で学びたいという意欲や目的、向上心、社会事象への関心、文章での自らの考えの伝えるコミュニケーション力といった内面的な能力を測定し評価をしている。

総合型選抜においては、詳細な書類審査と進路についての相談を通して本学への入学意志と能力・適性や学習意欲・目的意識を把握し、総合的に評価している。具体的には、幼児教育および社会福祉を志し、本学での学修を志望する理由、本学のアドミッション・ポリシーと志望理由との関係について記述する志望理由書、これまでの自分の活動等についての自己紹介文の書類に加え、複数担当教員により幼児教育および福祉、社会問題に関する関心、将来への展望、向学心等を質問する面接及び高校までに学んだ幼児教育及び福祉に関する基礎的な知識を問う口頭試問、および調査書の記載内容により、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」および学力試験だけでは測れない能力や適性を総合的に評価している。

一般選抜においては、調査書以外に第一期一般選抜では長文読解の要旨および内容について自分の考えを記述する小論文、長文読解や漢字の読み書きなど、それぞれの設問に解答する国語の学科試験を課している。加えて複数担当教員により幼児教育および福祉、社会問題に関する関心、将来への展望、向学心等を質問する面接、第二期一般選抜では小論文と面接を課すことにより、受験生の「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を総合的に評価し、学業面の能力の把握も行っている。

社会人選抜においては、高等学校を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると認められ、かつ社会人としての経験を2年以上有する者を対象としている。幼児教育および福祉への関心の高さ、自分を育てる意欲の強さ、本学における学修への意識や姿勢が適格であるかを問う受験理由書、長文読解の要旨および内容について自分の考えを記述する小論文、複数担当教員により幼児教育および福祉、社会問題に関する関心、将来への展望、向学心等を質問する面接を課すことにより、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」および受験生の能力や適性を総合的に評価している。

さらに、山形県の委託を受け離転職者職業訓練生を受け入れている。離転職者職業訓練生の受け入れ可否を判定する試験は、第二期一般選抜と同日程・同内容で実施している。

専攻科福祉専攻の入学者選抜は、保育士資格を取得した者又は取得見込みの者を対象として、総合型選抜と社会人選抜も含めた一般選抜を実施している。

専攻科福祉専攻の総合型選抜では、最終学校の成績証明書の提出を求めるほか、福祉および介護への関心の高さ、自分を育てる意欲の強さ、本学における学修への意識や姿勢が適格なものであるかを問う志望理由書により書類審査を行い、本学複数教員による面接及び福祉及び介護に関する基礎的な知識を問う口頭試問を課し、それらの内容から、受験生の学業面での能力、本学で学びたいという意欲や目的、向上心、社会事象への関心、コミュニケーション力といった内面的な能力を測定し総合的に評価している。

専攻科福祉専攻の社会人選抜も含めた一般選抜では、総合型選抜の選考方法に加えて自

己紹介文も課すことにより「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学修する態度」を総合的に評価している。(提出 14. 学生募集要項(専攻科福祉専攻) [令和 6 年度])

授業料など諸納金の金額については、ホームページ及び学生募集要項に記載している。(備付 21. ホームページ 諸納金について [https://www.uyo.ac.jp/school\\_fees/](https://www.uyo.ac.jp/school_fees/) )

本学は、小規模な単科短期大学であるため、入学者選抜試験時には基本、教職員全員出勤態勢をとっている。入学者選抜に関しては、入試委員会に相当する運営委員会で基本的な計画や実施手続きについて検討する。合格者の判定については、教授会の協議事項である。これらの入学者選抜の全体的な統括は学長が行う。その事務については事務局長が統括している。アドミッション・オフィサーに相当する入試事務は、高等学校管理職経験者である教務課長が、同じく高等学校管理職経験者である事務局長のバックアップの下で担当している。これら入試実施体制については、毎年度、運営委員会で検討し、教授会で協議し決定している。令和 5 年度は、9 月に令和 6 年度入試について出題する口頭試問テーマを協議・決定し、1 月～2 月にかけて令和 7 年度入学者選抜試験の方法について受験生の現状に合わせた見直しのための意見交換と変更を行った。

受験の問い合わせに対しては、事務局職員が丁寧に対応する体制をとっている。希望者に対しては、学校説明とともに学内見学も随時行っている。高等学校に対しては、年 1 回 6 月に「高等学校との進学懇談会」を開催して、当該年度に行う次年度入学者選抜試験の方法について情報を提供し、変更点等の周知を図っている。さらに高等学校ごとに担当の教職員が年 3 回ほどの巡回訪問を行い、受験情報やその高等学校の出身学生に関する入学後の状況報告など広報活動や進路に関する情報交換を行っている。なお、令和 5 年度は「高等学校との進学懇談会」及び、高等学校への巡回訪問は感染防止・対策を心がけながら実施した。

また、学外の施設や高等学校で開催される会場進学ガイダンスや学校進学ガイダンスに本学の教職員が赴いて、高校生や保護者への説明に際しては、本学の特色・カリキュラム、取得資格、卒業後の進路や入試方法などの説明を行いながら、年複数回行われるオープンキャンパスへの参加を勧めている。また、公式 LINE のチャットによる個別相談を受け付けており、担当者が様々な相談や問い合わせに対して丁寧に対応している。さらに、受験や入学後に修学上配慮を必要とするものに対しては、本人や高等学校の担任を通じ、本学へ事前に相談することを、学生募集要項に記載し、申し出があった時に、関係者が対応するためのマニュアルの整備を平成 29 年度に行った。令和 5 年度については、5 回のオープンキャンパス実施の他にいつでも参加ができる「いつでもキャンパスツアー」が行えることをガイドブックに明記し、柔軟に対応できる体制を敷いている。

本学では、大学改革推進センター内に、教職員で組織された入試企画部門会が設置され、学生募集の企画運営を行っている。入学願書の受付と連絡、試験会場の整備や入試当日の受験生の誘導、可否の通知などは事務職員が行っている。なお、令和 2 年度からは、ホームページに合格者の受験番号を掲載することを新たに追加した。学生募集のための広報活動は、Facebook や X (旧 Twitter)、LINE、YouTube などの SNS の他に、ポスター、テレビCM、本学のホームページで行っている。

入学者受入れ方針に関する高等学校関係者の意見については、平成 30 年度から外部評

価委員である山形県立天童高等学校長より意見を聴取しており、その後の教授会（令和5年度は9月）で点検を行っている。また、進学懇談会における高校教員との個別懇談や高校訪問で個別に聴取する機会を設けている。

**〔区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。〕**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

**<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>**

本学では、機関レベルの学修成果として、専門職としての自覚および技術と専門性を持った職業人として社会で活躍でき、自己の向上と自己実現および生涯学習の足掛かりを作ることができる能力を挙げている。教育課程レベルの学修成果としては、4つの能力（コミュニケーション能力、自分で考え、実践できる能力、フィードバック能力、学び続け、成長し続ける能力）を、科目レベルの学修成果として14項目を定め、各科目でそのいずれか一つを授業のねらいに組み入れ具現化し、教育課程を編成し、カリキュラム・マップに示している。

学生はディプロマ・ポリシーに沿った資格取得を目的とし、全員の卒業生及び修了生が必要な単位を修得している。さらにほぼ全員が資格を活かした就職先に専門職として就職していることから、教育課程の学修成果には具体性があると言える。

幼児教育科および専攻科福祉専攻では、基礎データに示すように、休学・退学者も少なく、ほぼ全員が所定の期間で卒業していることから、教育課程の学修成果は一定期間内で獲得可能である。

学修成果については、質的データとして、「個人ポートフォリオの学修活動等の履歴の記録」、「実習ノート」で測定している。また、量的データとして「個人ポートフォリオの学修成果ルーブリック」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」、「単位修得率（幼児教育科及び専攻科福祉専攻単位認定状況）」及び「免許・資格取得率」の4点で測定している。さらに、「卒業生の職場アンケート」では、5段階による評価と自由記述から質的及び量的データとして測定している。（備付22. 実習ノート）（備付17. ホームページFD・SD活動報告書

[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDreport.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDreport.pdf) )

さらに、平成30年度からGPAを使って、GPAの低い学生及び保護者に対して履修指導を行っている。また、GPAで得られたデータを使い、選抜方法の妥当性の検討の継続、学修成果の達成の可能性の検証などの学修成果の査定と改善方法について随時検討している。

**〔区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みを**

**もっている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

**<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>**

本学では、教務課、学生課などの関連事務部署と教員が連携し、学修成果の獲得状況を質的、量的データを用いて測定している。GPA分布は半期ごとに測定し、前期・後期に各1回定期的（前期分は10月、後期分は3月）に学生委員会で報告され、基準値を下回る学生には個別指導を行うなど、学生のGPAに応じた学生指導に活用している。単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率は教務課が中心となって測定している。（備付23. 学位取得率）（備付24. 介護福祉士国家試験合格率）学生の学修の履歴は、「個人ポートフォリオ」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」で測定している。実習についての業績の集積は、各自の「実習ノート」にまとめられており、実習担当教員が点検している。

学生調査や学生による自己評価については、半期ごとの「個人ポートフォリオ」等の記入と「卒業時満足度調査」を実施している。（備付25. 卒業時満足度調査）卒業時満足度調査の結果はFD・SD活動報告書、大学ガイドブックで公表している。

同窓生への調査は、卒業後2年目の同窓生に対してアンケート調査を行っており、在学中の本学の教育や人間関係が就職後に活かされているかどうかを測定している。雇用者への調査は、初年度の卒業生・修了生の県内の就職先については全て訪問することを基本とし、実施している（令和5年度は県内、隣県以外の就職先については電話連絡等のリモートで実施）。職場での働きについて評価を口頭で聴取するとともに、就職先より卒業生の職場アンケートを回収している。

また、インターンシップは実施していないが、全学生が資格や免許上取得に直結する必修の実習を実施している。幼児教育科では、保育士取得のために保育所で20日間（4単位）、福祉施設で10日間（2単位）の保育実習、幼稚園免許状取得のために幼稚園で20日間（4単位）の教育実習を行っている。更に、福祉コースは社会福祉実習（10日間）を必修として実施している他、選択実習として教育実習Ⅲ、保育実習Ⅲを実施している。令和2年度～令和4年度の教育実習については、コロナ禍のため、文部科学省からの通達に合わせて16日間（4単位）として実施したが、令和5年度は新型コロナウイルス感染症のV類以降に伴い、従前に戻した。専攻科福祉専攻では、介護施設で37日間（6単位）の介護実習を行っている。留学は実施していない。大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率は、教務課が中心となって測定している。（備付26. 在籍率）（備付27. 卒業率）（備付28. 進路・就職率）

学修成果を量的・質的データを用いて測定し、それをIR推進部門が中心となり評価・

分析している。その結果はIRレポートとして運営委員会及び教授会に報告される。これを基に、例年7月定例教授会で入試方法についての妥当性を、9月定例教授会で前年度の「個人ポートフォリオ」、「カリキュラム・マップのステップ項目ごとのGPA」を基にした学修成果の把握と教育活動の見直しを行うなど、有効に活用している。

これらの学修成果は、ホームページに公開している。

#### **【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### **<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>**

本学は就職アフターケア巡回を実施しており、毎年、幼児教育科及び専攻科福祉専攻の卒業生・修了生の全ての就職先を卒業・修了時の担任が中心となって訪問し、卒業・修了生を激励している。令和5年度は新型コロナウイルス感染状況に合わせて、隣接県以外の県外への職場訪問は見合わせ、電話連絡による確認と職場へのアンケートの依頼、卒業生・修了生についての面談は、電話もしくはSNS等を利用して行った。訪問の場合は、職場での働きについて評価を口頭で聴取するとともに、就職先より卒業生の職場アンケートを回収している。訪問時の評価及びアンケート結果から、卒業生・修了生は概ね高評価を受けている。

聴取した結果については令和5年度3月の定例教授会で前年度と比較し、ほとんどの項目において高評価と報告され、今後もこの評価を継続できるよう、引き続き手厚い指導を心掛けていくことにしている。

さらに、令和元年度から卒業及び修了後2年目の卒業生及び修了生を対象に「卒業生修了生アンケート」を実施して、教育課程、教職員との関わりが現在の仕事に役立っているかなどを調査し、その結果は9月教授会で説明され、教育課程等の改善について検討している。

#### **<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>**

幼児教育科及び専攻科福祉専攻の教育課程については、各養成カリキュラム基準の改定に合わせて見直している。同時に職業人・社会人として通用する能力を育成できるよう、時代の流れに対応した指導を進めていく。また、職業選択の際に専門職としての視野を広く持てるような指導についても継続して進めていく。これについては「基礎教養入門」や「新入生支援講座」などの内容の見直しを図りながら、時代の要請に対応していく。

今後も社会の要請が大きい幼児教育・保育・福祉・介護の人材確保に向けて、意欲と能力の高い人材養成のために、明確な目的意識を持った学生の獲得のために、本学の姿勢を明確に示す場としてオープンキャンパス、高等学校への訪問、模擬授業、高大連携事業などのさらなる充実が求められる。

学修成果を量的・質的データを用いて測定し、それをIR推進部門が中心となり評価・

公表しているが、実質的で分かりやすい評価と値の検証など、学修成果の査定と改善方法については検討し続ける必要がある。

以上のことから、今後も教職員は保育や介護の最新の現場状況を把握することに努め、授業等に活かしていくよう、常に心掛けていく。

**<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>**

なし

## [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

### <根拠資料>

#### 提出資料

6. 令和5年度シラバス（データ）
4. 学生便覧 [令和5年度]
17. 実習ノート

#### 提出資料・諸規程

15. 文書保存規程（諸規程 47）
16. 大学改革推進センター規程（諸規程 52）
18. ハラスメント防止に関するガイドライン（諸規定 65）
19. 羽陽学園短期大学 障害者支援に関するガイドライン（諸規定 60）
20. 健康委員会規程（諸規程 13）
21. 就職指導委員会規程（諸規程 11）

#### 備付資料

17. ホームページ FD・SD活動報告書  
[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDreport.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDreport.pdf)
29. プレキャンパスのご案内
30. 令和5年度プレキャンパス 配布資料
15. 個人ポートフォリオ
10. 卒業生の職場アンケート

## [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

- ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

### ＜区分 基準Ⅱ-B-1の現状＞

教員は、ディプロマ・ポリシー及び学則に基づき、シラバスに評価方法と成績評価基準を明記して、学生の学修成果を評価している。学修成果の獲得状況は、幼児教育科、専攻科福祉専攻とともに、学生委員会及び専攻科委員会から示される成績及び公開されている授業評価アンケート結果、卒業時満足度調査等により適切に把握している。(提出6. 令和5年度シラバス (データ))

本学では、開講している全科目について、Googleフォームによる授業評価アンケート調査を最終授業時に実施し、教員は授業評価を定期的を受けている。教員各自が授業評価の結果を認識し、その後の授業改善に活用している。また、この結果を基に定例FD・SD懇談会で毎年一回、授業改善について話し合っている。学生による授業評価については、教員による個人目標の設定や振り返りの材料として活用されている。懇談会内容と結果一覧、教員の個人目標と反省は「FD・SD活動報告書」に掲載し、公表されている。自由記述欄の内容については、教員共有サーバ内で確認でき、次年度の授業に向けて有効に活用されている。(備付17. ホームページ FD・SD活動報告書

[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDreport.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDreport.pdf)

本学の教員は次のようなFD活動を通して、授業担当者間での意思の疎通、協力、調整を図り、担当授業・教育の方法の改善を行っている。年度当初に1年間のFD月目標を決め、毎月の月目標を決めて、目標を達成できるよう、その取り組み等について、定例のFD・SD懇談会で話し合い、情報を共有し、改善策について探っている。その際には学生の参加の機会もあり、学生の意見を参考に学生がより良い学修成果を上げられるような改善を試みるケースもある。また、学内公開授業・授業検討会を実施し、教員同士がお互いに授業方法を見学、意見交換、検討をする場を設けている。一昨年度より本学のFDの規程の中にティーチングポートフォリオの活用が明文化されたことにより、各教員がティーチングポートフォリオ作成と共に自らの教育活動を振り返りによる授業改善が行われている。

複数で授業を担当している科目では、教員間で何度となく打ち合わせが行われ、授業内

での学生の情報や、授業回ごとの担当、授業内容等について共通理解を図っている。

学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況については、学生委員会及び専攻科委員会から提出される、単位修得状況報告、成績評価報告、また、就職指導委員会から提出される就職状況、就職先からの評価などを通して、全教員が把握している。各委員会には学生課を中心として事務職員が3人から6人出席しており、事務職員は所属部署の職務を通じて、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況及び学修成果を把握できている。

教員は、小規模短期大学の特性を活かし、授業担当科目の教授のほか、クラス担任やゼミ指導教員として、教務課及び学生課と連携し、学生に対して、個々の状況に合わせた履修及び卒業や修了までのきめ細かな指導を行っており、成績評価では、GPAの数値を活用し、GPAの低い学生に対しては、クラス担任が個人指導及び保護者への連絡を行って、学生の学修を支援している。

このようにして教員は、学生の学修成果の獲得に向けて責任を果たしている。

事務職員は、それぞれ所属部署の職務を通じて、学生の学修成果を認識している。年度初めには、全学生に対して教育課程及び学生生活に関するオリエンテーションを実施している。このオリエンテーションでは、幼児教育科の全学生に対して、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格取得、専攻科福祉専攻の学生に対しては、介護福祉士国家試験受験資格の取得を目指すのに適した履修の仕方や単位の修得などが説明される。教育課程の内容は複雑・多岐に亘っているため、教務課が丁寧に説明を行い、時には学生を呼び出し、個別指導を行うなど、学生たちの履修登録が間違っに行われぬように徹底されている。また、掃除、寮生活、自動車通学、奨学金制度、傷害保険など、生活面については学生課より説明がなされている。さらに、日常生活では学生課を中心に全事務職員が、教員と連携を図りながら、学修成果の獲得に貢献している。特に欠席状況については、教務課が毎月の学生委員会に報告し、クラス担任等が指導できるよう支援している。特に欠席回数が半期科目は3回、通年科目は6回の欠席に達したときには、科目担当教員が教務課に連絡し、担任が学生と保護者に指導を行っている。また、欠席が多い学生のリストを作成し、全教員に配布し、教科ごと、学生に注意を呼び掛けるようにしている。

事務職員は、前述の通り、各委員会に出席し、所属部署の職務を通して、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況及び学修成果を把握できるようになっており、学生の学修成果の獲得に貢献している。

さらに、欠席や単位修得状況などの履修状況によって、さらに丁寧な指導が必要な学生には、クラス担任とともに教務課や学生課も協力体制をとって、個々の学生に応じた助言を行い、本人の希望に近い無理のない履修や卒業に至れるような支援を行っている。

学生の出席表、成績表などの成績記録は教務課が、期限を設定し、専任教員、非常勤講師から提出してもらい、集約、学生委員会での単位認定や卒業・修了判定の資料作成を行っている。これらの成績原簿等学事関係文書は、文書保存規程に基づき、適切に管理、保管を行っている。(提出・諸規程 15. 文書保存規程)

平成 29 年度からは、教育の質を高め、学修成果をより獲得できるような学生の支援を教職員が一体となることができるよう、FD委員会をFD・SD推進委員会に改組し対応している。

附属図書館には、司書資格を有する専任職員2人を配置しており、学生の学修、教員の

研究と教育のために、幼児教育と介護福祉を中心に、各分野の資料を収集するとともに、新聞収録DVDなど多様化する図書館資料にも対応し資料の整備を行っている。シラバスに記載されている教科書・参考文献、学術雑誌、紙芝居などは、学生の利便性を考慮し閲覧室にコーナーを設置している。OPACの公開、卒業研究のためのレファレンス、実習のための長期貸出、選書ツアー、X（旧Twitter）での情報提供、手作り絵本やエコバッグ作り講習会など、きめ細かなサービスを行っている。その結果、学生の図書館利用率は、令和5年度の学生一人当たりの図書貸出冊数が約18.5冊となっている。また、卒業生・修了生への貸し出しも行っている。

コンピュータの授業・学校運営への活用については、各教員研究室、事務室、図書館にコンピュータと学内LANを整備し活用している。平成11年度に情報処理演習室が整備され、2年次の科目として「情報処理演習」の授業を行っている。令和4年度から5年度にかけて全体的な情報システムの更新の実施のため、情報処理演習室の使用ができない期間があり、令和4年度は2年次前期、令和5年度は2年次後期に授業を開設することで対応した。また、令和5年度からは情報処理の熟練度でクラスを分けて実施しており、より学生の能力に合わせた指導ができるようになった。情報教育の推進を図ると同時に、個人情報保護など、セキュリティに関する情報管理を担う部署として、令和5年度から大学改革推進センターに情報化推進部門を設置している。（提出・諸規程16. 大学改革推進センター規程）

現在、パソコン自習室に学生が自由に利用できるコンピュータを5台設置し、授業のレポート作成や卒業研究等に利用することができる。さらに就職活動においても、ハローワークからの情報の収集や各施設のHPの閲覧など、インターネットを利用しての情報の検索を含め、学生に利用されている。Wi-Fi環境も学生ホールと図書館に整備し、学生が自由に活用できるようにしている。さらに全講義室にプロジェクターやスクリーンを配置し、パソコンやその他のメディア機器による授業も増加している。また教職員は、情報の伝達・共有化に学内LANおよびコンピュータを利用しての業務を行っている。

コンピュータ利用技術については、教育課程及び学生支援に支障がないようお互いに教え合いながら向上を図っている。令和5年度は4月に全教職員対象にICT研修を行い、教職員の連絡ツールとしてSlackが導入され、活用されている。

#### **【区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

- る。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
  - (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
  - (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
  - (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

### ＜区分 基準Ⅱ-B-2の現状＞

幼児教育科は幼稚園教諭二種免許状と保育士資格、専攻科福祉専攻は介護福祉士国家試験受験資格の取得を目的の一つとしているために、それぞれの教育課程は関係法令によって規定されている。しかし、学生の主体的な学びを保障するため、幼児教育科では幼児教育コース・福祉コースのコース制を設けており、個々の学生の学修の希望に合わせて、より深く幼児教育や福祉について学ぶことができるように教育課程に特徴を持たせる配慮をしている。コース選択、授業履修、その他学生生活全般に関わる情報を入学希望者へ分かりやすく伝え、学修成果を獲得することができるように、オープンキャンパスや進学ガイダンス等、模擬講義を含め本学の学生生活について詳しく情報を提供している。また、次のような入学前教育を組織的に実施している。

総合型選抜Ⅰ・Ⅱ期及び学校推薦型選抜入試で合格した入学予定者を対象にプレキャンパスを実施している。令和5年度は、プレキャンパスを12月に1回実施し、短期大学での学修について講義を行い、入学前の心構えや準備について、ピアノの事前学修について、読書の意義、本の紹介等の説明を行っている。また、実習を行うための幼稚園や保育園等の園調べ、指定した図書を読んで考える課題や幼児教育や福祉に関する新聞記事で関心を持った者への考えをまとめるレポート課題・小論文の課題、入学後の抱負など複数の課題を入学までに課している。希望者には個別相談も行っている。なお、全員が出席するよう指導しており、欠席者に対しては欠席届を提出させて、後日、入学前課題等の資料を自宅に送付するようにしている。（備付29. プレキャンパスのご案内）（備付30. 令和5年度プレキャンパス配布資料）これらの課題は入学後に回収し、クラス担任等と共有し、学生指導の資料としている。なお、一般選抜・社会人選抜で入学を決定した学生には、その時期に合わせて課題を送付している。

専攻科福祉専攻への入学者は、全員が本学幼児教育科出身の学生である状態がここ近年続いている。専攻科福祉専攻への入学手続き者に対しては、入学後学んでいく内容についての理解及び介護福祉士国家試験対策の一助として、国家試験概要説明を行い、過去問等を月1回の割合で配布し、解答しながら調べ学修を行い、各月教員が確認する入学前教育を行っている。

入学者に対しては、幼児教育科、専攻科福祉専攻とも、それぞれオリエンテーションを実施し、学修成果の獲得に向けて授業履修に必要な情報を伝えている。また、履修や学生生活全般に関する情報と各種規程が掲載されている学生便覧を全学生に配布し、以下の内容を教務課、担任教員が中心となり、全員体制で実施している。（提出4. 学生便覧）

- 1 年次前期 1 日：免許・資格の概要、履修指導、コース選択、実習に向けた指導、入学前課題回収、図書館ガイダンス、施設利用
- 2 年次前期 1 日：履修指導、前期の実習に向けた指導、年間スケジュールの確認、ボランティアへの参加
- 専攻科福祉専攻前期半日：履修指導、年間スケジュール、資格取得の概要

入学初年次の学修支援体制として、「基礎教養入門」と「新入生支援講座」がある。

「基礎教養入門」は、1 年次前期に開設し、専任教員の各専門の立場からオムニバス形式で短大での学びについて、学ぶとは、教養とは、プロ意識とは、専門職とは等をテーマに専門領域の視点から講義を行うことにより、本学での学修の動機付けを促進するとともに具体的な学修の方法の導入や考え方についてガイダンスを行う科目である。

「新入生支援講座」は、授業科目ではないが、週 1 コマを 1 年次前期の時間割に組み込んで実施している。内容は、オリエンテーションを補い、学生生活が円滑に過ごせるようホームルーム的な役割を持たせることと、クラス担任との信頼関係を構築することを目的としている。学生生活全般の支援、履修指導、ウイルス抗体価検査、学修連絡用の G メールアカウント作成、図書館利用についての説明、学生全員の個別面談、履歴書の書き方、ゼミ選択、夏期休業中の注意事項、ボランティア活動の支援や学年、クラスイベントの実施などを実施している。また、防犯・詐欺被害対策、禁煙、移植医療、認知症について外部講師による講義を実施して、学生が安全で有意義な学生生活を営めるような注意喚起及びこれからの学修への補完を図っている。長期の休みに入る前には、交通事故や事件などに巻き込まれないように具体的事例を挙げながら注意喚起を行っている。令和 5 年度は、防犯講座、禁煙講座、移植医療や認知症サポーター養成講座などを実施し、学生が臓器移植・介護など命について考える機会を設けた。

本学では、クラス担任制を設け、学生の学修上の悩みについて丁寧に対応できる体制を整えている。クラス担任は学生の学修上の悩みの窓口となるだけでなく、就職指導も行うことになっている。基本的に担任は 1 年次から卒業まで変わらないようにして、2 年間を通じて、学生の入学から、卒業、就職の指導を学生のそばに寄り添って指導を行う立場になっている。

さらに、幼児教育科では、全員が全教員のいずれかのゼミに配属されており、本学の特徴を活かし個々の状況に応じた適切な指導を受けている。

学生の個別の履修上の悩みや問題については、クラス担任と教務課を中心に個々の学生の履修状況を早期に把握し情報を共有化しながら、学生の希望や状況に合わせた、きめ細かな指導を行っている。クラス担任は以前から学生との連絡・相談に電話のほか LINE などの SNS を利用していたが、新型コロナの感染が拡大した令和 2 年度からは、1 年次担任が「新入生支援講座」の中で短大での学修連絡用の G メールアカウントの作成を指導し、使用法を説明してリストを作成、学生への指導、連絡に活用している。同時に、全教職員も学生との連絡、授業での連絡用に G メールアカウントの作成を行っており、双方向での報告、連絡、相談ができるようになっている。また、専任教員は週 1 回のオフィスアワーを設けて公表しており、履修上の悩みだけでなく様々な悩みに対応できるようになっ

ている。

基礎学力が不足している学生については、特別にカリキュラムに組み込んだ補習授業は行っていない。しかし、学期ごとにGPAが2.0以下の学生については担任が、GPAを上げる学修方法などを個別に指導することとしている。

その他の学修上の悩みなどについても、各授業担当教員、クラス担任及びゼミ指導教員が、学生の状況に応じて個別相談や指導を行い、適切な指導助言を行う体制を整備している。ゼミについては、それぞれ6名～8名の少人数で編成されているため、実習や就職、学生生活についての相談や情報共有がしやすい環境になっている。

本学は、通信による教育を行う学科・専攻課程を設置していない。

幼児教育科ではCAP制を導入しているが、GPA上位4分の1に属する学生については、履修登録上限単位数を緩和する形で、学修上の配慮をして、学修支援を行っている。

本学では、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）は行ってはいない。また、これまで留学希望者はいない。

年度末に幼児教育科の卒業生及び専攻科福祉専攻の修了学生のGPA一覧を基に教授会で、学修成果の獲得状況を確認している。GPAの履修指導への活用については毎年1月定例学生委員会において協議され、次年度4月に学生指導重点目標を定めている。その他の量的・質的データについては、9月定例教授会において、IRレポートを基にした分析結果が大学改革推進センターIR推進部門より提出され、点検を行っている。

幼児教育科の実習については、「実習ノート」を作成し、学修成果の獲得に向けて実習指導に役立てている。「実習ノート」は「総合編」と「各実習編」に分かれており、「総合編」では、実習の意義や実習の種類・時期、実習の依頼や心得、その他実習に係る心構え等について、「各実習編」では保育実習・教育実習・社会福祉実習等の各実習についての内容となっている。本学で2年間に行われる全ての実習について実習内容、実習の記録を基に振り返りができるように編集してあり、実習についての系統立てた指導と学びを獲得するために有効に活かされている。（提出17. 実習ノート）

実習指導においては、全体での実習指導の他に、各実習についての事前・事後指導の中で巡回（訪問）担当教員が個別に指導を行い、実習内での気づきや課題等を記録させ、実習での目標などと照らし合わせながら、振り返りを行えるようにし、学修成果獲得に向けた指導に役立てている。また、実習における不安や悩みにも丁寧に対応し、次の実習の糧になるように指導している。このことによって、学生は実習を重ねるごとに、課題意識をより明確にし、専門職にふさわしい技能だけでなく、意識や考え方を身に付けて行けるようになっている。

### **[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

#### ＜区分 基準Ⅱ-B-3の現状＞

学生の生活支援のサポートや指導については、学生委員会とクラス担任が主として対応をしている。定例の学生委員会は月1回開催され、その内容は教授会に報告され、教職員が連携を取りながら学生指導を組織的に行っている。

本学は専任教員がクラス担任となる、クラス制をとっており、幼児教育科、専攻科福祉専攻ともに、1クラスに20人前後の学生が配属される。担任は、面談やホームルームを行い、一人ひとりに配慮をした指導を行っている。本学は収容定員235名(令和6年度より185名)という小規模短期大学であるため、教員は学生の名前と顔を覚えコミュニケーションを図っており、学生との信頼関係は良好である。また、幼児教育科の学生は、卒業研究のために学生全員が専任教員のいずれかのゼミに所属している。ゼミの教員も所属学生の卒業研究以外の相談に応じ、指導や助言を行っている。

他に、1年生の前期はクラス担任と面談時、後期はゼミ担当教員とゼミ活動時、2年生は、ゼミ活動時に学修成果の把握のために個人ポートフォリオの記入を行い、その結果を学生と確認しながら今後の学修について指導している。(備付15. 個人ポートフォリオ)

本学には全学生が会員となる学友会があり、学生の主体的な課外活動の中心となっている。学生のクラブ活動や学生主体の行事（スポーツ祭、学園祭、クラスアピール）は学友会の計画と支援のもとに行われ、年間の活動費や活動の計画・報告は、年2回の学友会総会で審議されることとなっている。学友会活動には、学生委員会の担当教員が必要に応じて相談や指導を行っている。また、全てのクラブには専任教員が顧問として配置されており、必要に応じて相談や指導を受けられる。しかし、クラブ活動については、ここ4年は新型コロナウイルス感染症流行に伴い活動がかなり制限されている。令和2年度から令和5年度は、本学アリーナは授業時以外の使用を控え、スポーツ祭や学園祭の縮小、クラスアピールといった行事は中止となっている。令和5年度は、学園祭、クラスアピールとも

に学園祭実行委員や学友会の企画により実施予定ではあったが、インフルエンザ感染症対策のため、学園祭の一般公開とクラスアピールは直前で中止となった。学園祭においては、後日、学校内で軽音楽部による発表や学生全員でクイズ等のイベントを実施した。

学生のキャンパス・アメニティについては、小規模短期大学であるため、学生食堂の運営は採算的に難しく、これまで設置していない。また、同様の理由により短期大学として常設の売店も設置していないため、パンなどの自動販売機を設置している。しかしながら、令和4年度は学生の要望を踏まえ、自動販売機の販売品目にカップラーメンを増やした。また学生ホールは、夏季にはエアコンを常備し、自主学修等で快適に活用できるよう午後8時（冬季は午後7時）まで開放している。

平成30年度より、学生ホール、図書館にて無線LAN（Wi-Fi）が利用できるようになり、インターネットを利用する環境を整え、学生生活の充実を図っている。

学生寮については、本学は近隣の6か所の民家に委託した委託寮の制度を設けている。自宅からの通学が困難で宿舎の必要な学生には、委託寮を紹介している。委託寮は、個室であるが、浴室や台所が共同であり、学生と宿主が話し合い、学生主体の運営を行っている。短期大学としてアパートなどの斡旋は行っていない。なお、委託寮の宿主との連絡については学生委員会の管轄となっており、定期的に宿主会等の連絡・懇談会を行って、入寮している学生の利便性を図り、生活に不自由が生じないように調整を行っている。

委託寮や近隣から本学へ通学する場合、自転車を利用する学生のために、屋根付の駐輪場を設置している。自動車通学を希望する学生には、任意保険に加入していることなどを条件に所定の手続きを行い自動車による通学を認めている。なお、自動車通学の学生のために、150台を超える駐車スペースがある。公共交通機関については、JR駅（高掬駅）やバス停（清池）が近い。

奨学金については、経済的事情で学費等の支弁が困難な学生に対して、本学園独自の奨学金制度「羽陽学園奨学金」がある。また、日本学生支援機構奨学金第1種・第2種も受けることができる。さらに幼児教育科においては、山形県など出身県が実施する保育士修学資金を利用できる。専攻科福祉専攻においては、介護福祉士養成課程に在籍する学生を対象とする「日本生命保険協会奨学金」も受けることができ、さらに山形県など出身県が実施する介護福祉士修学資金も利用できる。令和2年度から設けられた高等教育修学支援新制度については、初年度から対象校として認められており、幼児教育科在籍学生を対象にして、利用している学生は多数いる。

奨学金については、入学後に授業やオリエンテーションとは別に時間を設け、希望する学生には、その制度や貸与の手続き等について学生課が説明会を行っている。保育士修学資金の制度については、貸与を受けていた学生の就職先が、返還免除となる職種の施設か学生からの問い合わせ相談も多いため、就職相談を受ける担任と学生課の連絡を密にして、学生が不利益を受けないような指導を行っている。

学生の健康管理のために、健康委員会が置かれ学生及び教職員の健康状況の把握や健康管理のための計画作りをしている。また配慮を要する学生の情報共有や対応等についても健康委員会で検討される。実習委員会とも連携し、実習先へのアレルギー等の連絡についても学生と相談の上、進めている。毎年4月に、全学生を対象に健康診断を行っている。健康委員会は学生の抗体価検査結果やワクチン接種状況を把握し、実習開始前に接種を済

ませるよう担任と連携を図りながら学生との連絡・指導を行っている。

メンタルヘルスについては、非常勤のスクール・カウンセラーが月1回来学し、カウンセラー室で、希望する学生、教職員が相談できる体制となっている。令和5年度は、5人（11回）の学生が利用している。学生の喫煙、飲酒については、「新入生支援講座」などでも取り上げ、健康に及ぼす影響を説き、理解をさせるように努めている。その他、クラス担任やゼミ教員も普段から学生の健康管理に注意し、相談に応じている。令和5年度には、本学において学園生活を送るすべての人が人権侵害等のハラスメントによって被害を受けることを防止し、また被害を受けた人を救済することを目的とした「ハラスメント防止に関するガイドライン」が定められた。（3月教授会）令和6年度からハラスメント防止委員会及び相談窓口としての相談員を設置する予定である。（提出・諸規程 18. ハラスメント防止に関するガイドライン）

クラス担任やゼミ担当教員は、オフィスアワーなどを使って普段から学生とのコミュニケーションを図るようにしており、その中で学生の意見や要望の聴取に努めている。また、学友会では、意見聴取BOXを設けて、学生の要望などを収集している。学生からの要望については、年2回の学友会総会で短期大学側から回答している。また、「FD・SD懇談会」に複数回学生が参加し（令和5年度は学生参加4回）、学生と教員と学生生活や学修活動について意見の交換を行っている。

社会人学生は一般学生と同様にクラスやゼミに所属し、クラス担任や事務職員が支援している。職業訓練生については、全員同じカリキュラムで学修することが委託の要件となっているため、同じクラス、同じゼミに所属となっている。学生の活動とその支援については一般学生と同様に行っている。ゼミ活動としては、令和4年度後期から、新型コロナウイルス感染症対策をした上で、以前と同様にゼミ単位で栄養実習室（調理室）の使用が許可され、クリスマスケーキ作りやたこ焼き、ピザ作り等、食育活動に応用できるような活動に活用されるようになった。また、令和5年度は日帰りの条件でゼミ旅行（学生セミナー）を実施し、学生の自主的な企画により学生同士の交流を深めたり、企画の運営・実行の経験を感染症流行前と同じよう経験したりすることができた。

障害者を受け入れるための施設については、玄関のスロープや段差の解消、多目的トイレやエレベーターの設置など、障害者の利便性に配慮した設備を整備している。本学は幼稚園教諭、保育士、介護福祉士などの養成を目的の一つとしているために、実習を含む実技科目が多いことから、障害を持つ学生の入学の実績は少ない。しかし、過去には発音や聞き取り、指の動きに難のある学生も在籍したことがある。そうした場合、講義が聞き取りにくい学生の席を配慮したり、入院を伴う長期の治療を要する学生への修学上の支援をしたりなど、身体上や健康上の理由で就学に配慮を必要とする学生へは、担任及び教務課を中心として情報を共有し、科目担当教員に連絡するとともに配慮を呼びかけ、対応している。障害者の受け入れ体制整備については、令和2年度に「羽陽学園短期大学 障害者支援に関するガイドライン」を制定し、障害のある学生に対する合理的配慮に基づき全学的に協力して支援を行うこととしていたが、その支援体制をさらに明確にするために、令和4年度にガイドラインの改訂を行った。また、同時に支援体制を整備するために、「健康委員会規程」と「就職指導委員会規程」を改訂した。（提出・諸規程 19. 羽陽学園短期大学 障害者支援に関するガイドライン）（提出・諸規程 20. 健康委員会規程）（提出・諸規

## 程 21. 就職指導委員会規程)

本学では、今のところ、長期履修生を受け入れる体制を整えていない。

本学では、学生による社会的活動として、複数のボランティアサークルがあり、地域貢献をしている。令和5年度は新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら、複数のサークルが活動を行った。ボランティアサークル「フレンズ」が8月の天童市夏祭り後のゴミ拾いボランティアとして1、2年生9名が参加した。10月には山形県総合運動公園中央口付近にて、1、2年生と専攻科の学生10名が、赤い羽根共同募金活動を行った。12月には天童市総合福祉センターの「親と子のクリスマスパーティー2023」に2年生5名が参加し、司会進行、ゲームの企画実施、飾り付けや食事配膳など事務局の手伝いを行った。12月末には天童市総合福祉センターでの学習支援教室（うきうき学習会）では、2年生4名が学習手伝いや見守り、会食準備、レクリエーション指導を行った。また、「もんでらんど」サークルは、サッカーJ2のモンテディオ山形ホームゲームボランティアに3回参加し、地域の活性化に貢献した。音楽サークル『AVANT I』は、音楽公演へのボランティア参加をしている。山形交響楽団との活動には1年生が参加することができた。その他サークル活動以外にも、村山市ポポーまつり（子育てイベント）や附属幼稚園での造形遊び等に参加している。

これらの活動に対し、本学としては積極的に評価し、支援をしている。また、ボランティア活動等は個人ポートフォリオに記録し、卒業表彰の参考にする等の形で評価している。

## 【区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

## ＜区分 基準Ⅱ-B-4の現状＞

令和5年度の幼児教育科では、幼稚園や保育所など専門職への就職率は60.0%、一般職への就職率は3.8%、本学専攻科へは35.0%、進路決定率は98.8%（家事手伝いの1名は除く）であり、長年にわたり卒業生を分母とした進路決定率が95%以上である。専攻科福祉専攻でも、設置以来100%の就職率で、就職者全員が保育や介護等の専門職である。これは、全国的な保育ニーズの上昇や高齢化の進行によるためだけでなく、開学以来50年間以上にわたり、本学を卒業し現場で活躍している卒業生たちが各職場から評価を得ているからでもある。一方で保育・介護人材不足が影響し、知識を身につけ、資格取得すれば、就職（仕事）ができると思込んでいる学生も少なくない。しかし、実際には、短期大学で身につけた知識や技術だけでは、現場で対応しきないこともあり、就職後も自ら研究するなどの自己研鑽・研修を心がけていく自覚が必要であることから、学び続ける姿勢を持つ人材を養成していかなければならない。近年は、保育や介護福祉の事業所は増え、求人

数は増加しているものの、待遇の改善が十分になされていないことは社会的な課題である。このように複雑な環境で、次のような進路支援を行っている。

就職支援のために、就職指導委員会を設置し、学生課と連携しながら、求人情報や学生の就職希望状況、就職活動状況及び内定状況の把握を行っている。就職指導委員会は毎月の教授会で就職内定状況を報告し、全教員が情報を共有している。また、2年次学生では時間割に「就職指導講座」を設け、求人状況、就職活動の進め方や卒業生が就職活動の経験を報告するなどの就職活動情報を提供している。また就職後の就職アフターケア巡回の人員割り当て、就職先からのアンケート回答の集計・集約と情報共有等も就職指導委員会の活動内容となっている。

進路支援のために、本学には進路指導室が設置されており、コロナ禍以後は主に進学相談や、就職先からの面談に活用されている。就職に関する各種資料や本学への求人については、事務室学生課で学生が自由に見ることができるようになっている他、担任の研究室でも閲覧することができるようになっている。学生が関心を持つ求人情報があれば、その写しを受け取ることができる。また、学生はパソコン自習室を使ってインターネットでの求人情報を検索することが可能となっている。学生課では受験手続などの相談ができ、クラス担任やゼミ教員が学生の進路選択の相談や受験対策の面接指導や学修指導を行っている。

本学は幼稚園教諭二種免許状、保育士資格、及び介護福祉士等の国家資格の取得を目的の一つとしている保育者及び介護福祉士の養成校である。したがって、就職先も保育、福祉、幼児教育などの資格を活かした専門職が大半であり、学生も専門職への就職を希望している者が多い。そのため特に、次のような就職試験対策等の支援を行っている。公務員希望者を対象に公務員試験対策として模擬試験を実施している。その他、過去の就職受験の試験内容や傾向は、受験者からの受験報告書として保存されており、学生は学生課や図書館でいつでも閲覧できるようになっている。専攻科福祉専攻では毎年全員が介護福祉士国家試験合格を目指しており、国家試験対策として毎日の課題プリント・ノート提出や小テスト、年数回の模擬試験の実施に加え、学生同士で教え合うなどして国家試験に臨んでいる。なお令和5年度の介護福祉士国家試験合格率は100%であった。

幼児教育科については、卒業時の就職・進学状況を就職指導委員会で、専攻科福祉専攻については、修了時の就職状況を専攻科委員会及び就職指導委員会でそれぞれ分析・検討し、その結果を学生の就職活動の際にアドバイスとして活かしている。また、就職アフターケアとして、卒業生が就職した幼稚園、保育所、福祉施設などの巡回訪問を就職1年目に行っている。訪問先は、県内、隣県の全就職先の施設であり、卒業生の就職後の状況を把握するとともに、卒業生と直接面談して助言や激励を行っている。関東地方等の遠方の就職先に対しては電話によるアフターケアを行っている。アフターケアの際に、「卒業生の職場アンケート」を依頼しており、その結果は学生の就職指導だけでなく、学修成果の評価にも使用している。(備付10. 卒業生の職場アンケート)

本学卒業後の進学先としては、幼児教育科から専攻科福祉専攻への進学と4年制大学への編入が主となっている。本学専攻科福祉専攻への進学については、前述の「就職指導講座」で専攻科福祉専攻への進学に関する説明会を開いている。また、希望者には過去の試験問題を配布している。なお、本学幼児教育科から専攻科福祉専攻へ進学する学生について

ては、入学金の一部免除の制度を設けている。

4年制大学への編入については、希望者があれば編入希望大学へ情報収集と依頼を兼ねた挨拶を行っている。また、編入試験の過去の問題などの情報提供にも努めている。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

キャンパス・アメニティについての課題は多く、学生に対して行う卒業時満足度調査アンケートにおいても、短期大学の施設、設備に対する満足度は他の項目に比べ、低い評価が目立ち、アンケートの中の自由記述においても改善を求める声は多い。学生数の少ない短期大学であるため、施設整備にかけられる予算も多くはないのが現状である。現在の施設などの資源を活かしながら、学生が落ち着いて休憩できる空間を確保するなど、学生により良いキャンパス・アメニティを提供できるよう工夫を重ねたい。

コロナ禍の影響で縮小していた課外活動について、学内行事やボランティア活動は活発になってきたが、運動サークルは低調のままである。全国私立短期大学体育大会が参加学生の減少、審判等の担い手不足、多額の支出など、様々な理由で令和5年11月に廃止が決定した。天童市体育大会などのイベントや本学学生が参加できる大会などを探すなどして、学生の活動意欲を増す手立てを考えるなど、課外活動を活発化させる工夫が必要である。

また近年、様々な問題を抱えている学生への対応も課題である。このため、学生と教員の普段のコミュニケーションの中で学生が何に悩んでいるのかを把握し、支援を必要とする学生について早期の情報の把握やプライバシーを保護しながら、教職員間で共有化を図り、専門家に相談できるような体制を作ることが課題である。

現在、幼児教育の現場では、令和5年度にこども家庭庁が設置され、子どもを中心とした政策を行うべく動いており、インクルーシブ保育など、より幅の広い人材が求められている。また、介護福祉士は、平成29年度より養成校の学生に対して国家試験受験が義務付けられた。質の高い介護従事者の育成の一環として、学生全員が合格できるよう密に指導や支援を検討しながら進めている。今後も成果を出し続けられるよう継続して取り組みを進めながら柔軟に対応していく必要がある。

このように社会状況が変化する中で、入学時から卒業・修了時を見通して、学生へ就職や進学に関する情報を提供するなど柔軟に対応し、学生により良い就職指導を提供できるよう模索を続けていきたい。

### ＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

なし

### ＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

ディプロマ・ポリシーはじめ三つのポリシーについて常に点検し、カリキュラム・ポリシーに従って教育課程を見直している。

学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）を策定し、学生に配布する学生便覧には、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとともに明記して、すべての学生が卒業・修了資格を取得できるよう教育に活用している。

シラバスには、学修に必要な時間外の準備及び復習について明示している。

個々の学生の学修の進捗や状況については、学期ごとに個人ポートフォリオを記入して指導教員と学修計画を立てるようにしている。この個人ポートフォリオには量的データと質的データが含まれており、大学改革推進センター I R 推進部門が学生全体の傾向を集計・分析して教授会に報告している。

F D ・ S D 推進委員会は、定期的に懇談会や研修会を実施し、授業改善のみならず、教育活動全般について課題を共有する努力を続けている。これにより、教育の質も教職員の能力も向上している。

キャンパス・アメニティについては、予算が限られるなか改善の努力を続けており、新型コロナウイルス感染拡大時にも環境整備に努め学内での感染拡大を防ぎ、対面授業を実施できた。最近では本館棟の空調設備や全学の情報システムの更新を実施した。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

令和4年度末から令和5年度前期にかけて、学内の情報システム全体を更新した。令和5年度から情報処理演習等の授業で学生が新しい情報処理機器を活用できるようになった。幼児教育等の現場の I C T 化に順応できる人材を育成するために、情報ネットワークの効果的な利用も含めて学修を促進する方法を検討したい。

キャンパス・アメニティについても、令和2年度からは新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、体育館や学生ホール、就職支援室、調理実習室など、既存の施設を有効に利用できなかった。今後の感染動向を見極めて、有効活用を図っていく。令和4年度の後半から体育館と調理実習室を学生が活用するためのルールを作成し、サークル活動やゼミ活動で活用できるようにしたが、令和6年度は、更に状況に合わせてルールを緩和させていく予定である。

幼稚園教諭・保育士・介護福祉士の就職については、県内で同じ養成課程を持つ高等教育機関や関係事業所とも連絡を密にしながら、情報収集や広報に努め、適切な学生募集と就職指導を続ける予定である。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## ＜根拠資料＞

## 提出資料・諸規程

25. 教員選考基準（諸規程 19）
26. 教員選考規程（諸規程 17）
27. 教員審査についての申し合わせ（諸規程 18）
28. 特任教員に関する規程（諸規程 64）
29. 研究行動規範（諸規程 54）
30. 公的研究費不正防止規程（諸規程 55）
31. 研究倫理規程（諸規程 58）
32. 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程（諸規程 63）
33. 紀要投稿内規（諸規程 32）
12. FD・SD推進委員会規程（諸規程 53）
34. 組織規程（諸規程 2）
35. 事務組織規程（諸規程 2）
36. 文書処理規程（諸規程 46）
37. 文書保存規程（諸規程 47）
38. コンピュータ管理規程（諸規程 48）
39. 危機管理規程（諸規程 40）
40. 防火対策規程（諸規程 42、43）
41. 羽陽学園短期大学就業規則（諸規程 1）
42. 学長選考規程（諸規程 15）
43. 旅費規程（諸規程 1 短大就業規則）
44. 教職員退職金支給規程（諸規程 89）

## 備付資料

42. 教員個人調書
43. 教育研究業績書 [令和元年度～令和 5 年度]
44. 専任教員名簿
13. 学生便覧（提出 4）（P. 3～4）
45. ホームページ 教員数等 <https://www.uyo.ac.jp/members/>
46. 非常勤教員一覧表
47. ホームページ 専任教員の紹介 <https://www.uyo.ac.jp/teacher/>
48. ホームページ 羽陽学園短期大学リポジトリ <https://uyo.repo.nii.ac.jp/>
49. 羽陽学園短期大学紀要 [令和 5 年度]
17. ホームページ FD・SD活動報告書  
[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDreport.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDreport.pdf)

## 16. 授業改善アンケート

**[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

**<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>**

本学は、幼児教育科を基本として、専攻科福祉専攻はその福祉の面を深化させた1年課程という構成である。本学の専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教授9人、准教授3人、講師3人の合計15人で構成しており、短期大学設置基準に定められている「学科の種類および規模に応じ定める専任教員数（短期大学設置基準別表第一のイ）」8人、「短期大学全体の入学定員に応じ定める専任教員数（短期大学設置基準別表第一のロ）」3人の合計11人について充足している。また、短期大学設置基準の専任教員の3割以上の職位が教授である。年齢別教員構成は、次の通りである。（備付42. 教員個人調書）（備付43. 教育研究業績書）（備付44. 専任教員名簿）（備付13. 学生便覧）（備付45. ホームページ 教員数等 <http://www.uyo.ac.jp/members/>）

**【年齢別教員構成】**

令和6年5月1日現在

年代	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	合計
人数	0人	0人	5人	4人	6人	1人	16人

専任教員の職位は、「教員選考基準」に基づき、真正な学位、教育実績、研究業績、展覧会や競技会、演奏会における業績等を基準として決定しており、短期大学設置基準の規定を充足している。（提出・諸規程25. 教員選考基準）

カリキュラム・ポリシーに基づいて、幼児教育科、専攻科福祉専攻の専門性を保てるよう専任教員と非常勤職員を配置している。（備付46. 非常勤教員一覧表）

非常勤講師の採用については、学位、研究業績、その他の経歴等を基に運営委員会で審

査した結果を教授会で承認した上で採用しており、短期大学設置基準の規定を準用している。

補助教員は配置されていない。

専任教員の採用及び昇任については、「教員選考規程」と「教員選考基準」に基づいて行っている。平成30年度から教員の学内外での業務等をより正確に把握するために、「教員の個人評価制度」を導入しており、その上で令和3年3月に「羽陽学園短期大学教員審査についての申し合わせ」を行い、教員の採用及び昇進に関して、人事委員会並びに審査委員会では業績書及び教員の個人評価調査票に記載された教育・研究・社会貢献・学内業務に関する活動記録を参考とすることとなった。（提出・諸規程 26. 教員選考規程）（提出・諸規程 27. 教員審査についての申し合わせ（諸規定））

教員の採用は以下の順序で進められる。

- ①学長は、採用について運営委員会を経て教授会に発議し、人事委員会を構成する旨の承認を受ける。
- ②学内外からの採用候補者について、教員選考基準に基づき人事委員会において基礎資格及び研究業績の審査を行う。非常勤教員の採用もこれと同様に行う。
- ③人事委員会より教授会に提案、了承を得た後、審査委員会が設置され、委嘱された審査委員3名が研究業績を審査し、結果の適否を人事委員会に報告する。
- ④人事委員会は結果を運営委員会に諮り、その後、教授会に採用候補者の業績審査の結果を報告し、その後教員による投票を行う。
- ⑤教授会の有効投票数の過半数が得られれば、それに基づき理事長が任命する。

教員の昇任は次の順序で進められる。

- ①学長は、昇任について運営委員会を経て教授会に発議し、人事委員会を構成する旨の承認を受ける。
- ②昇任候補者について、教員選考基準に基づき人事委員会において基礎資格及び研究業績の審査を行う。

以下、教員採用の場合の③から⑤と同様に行う。

令和5年度に教授1名が退職したことに伴い、令和6年度には新たに公募採用された准教授1名、講師1名が着任する予定となっている。

令和3年度に、主として教育研究と社会貢献活動を充実させることを目的として、特任教員の制度を設けた。特任教員は、個別契約に基づき採用される任期付き教員であるが、専任教員として教育その他の契約に明示された業務に従事することとなり、職位は非常勤講師と同様に教員選考基準に準じて運営委員会で審査される。（提出・諸規程 28. 羽陽学園短期大学特任教員に関する規程）

**【区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。】**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

### <区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

専任教員は、カリキュラム・ポリシーに基づく開設科目を担当し、担当科目の関連分野を研究上の専門として研究活動を行っている。その研究活動については、本学紀要以外にも、各教員が所属する学会等で活躍しており、教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

専任教員個々人の研究活動の状況は、本学ホームページにおいて公開されており、本学紀要については「羽陽学園短期大学リポジトリ」において公開されている。情報は毎年度更新されている。（備付 47. ホームページ 専任教員の紹介

<https://www.uyo.ac.jp/teacher/>）（備付 48. ホームページ 羽陽学園短期大学リポジトリ <https://uyo.repo.nii.ac.jp/>）

専任教員及び非常勤講師の科学研究費補助金の獲得状況は以下の通りである。

氏名	職位	研究課題	研究期間	研究形態
城山萌々	講師	地域社会に開かれた学びの場を創造するアートベース・リサーチ・モデルの構築（課題番号：20H01216）	2020-2024年	研究分担者 （代表：市川寛也 群馬大学共同教育学部准教授）
太田裕子	非常勤講師	「難治性好酸球炎症における新しいプログラム細胞死を標的とした治療法の開発」（課題番号：21K09563）	2021-2023年	研究分担者 （代表：太田信男 東北医科薬科大学医学部教授）

専任教員の研究活動に関する規程について、平成 28 年度に「研究行動規範」、「公的研究費不正防止規程」が制定され、平成 30 年度に学術研究の倫理性及び公正性並びに信頼性を確保することを目的とした「研究倫理規程」が制定されている。令和元年度には、更に「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定」が制定された。以上の通り、専任教員の研究活動に関する規程は整備されている。令和 2 年度の 3 月定例教授会で本学紀要の「紀要投稿内規」を改訂し、その際に「研究倫理に関する研究資料」を基に研究倫理を遵守することについての確認を行った。（提出・諸規程 29. 研究行動規範）（提出・諸規程 30. 公的研究費不正防止規程）（提出・諸規程 31. 研究倫理規程）（提出・諸規程 32. 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規定）（提出・諸規程 33. 紀要投稿内規）

専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みについては、令和3年度に研究倫理委員会を設け、必要な場合には研究倫理について審査することとしているほか、研究倫理教育を定期的実施している。令和5年度は研究倫理に関する研修の一環として、専任教員に対して、本学が定める「研究行動規範」、「公的研究費不正防止規程」、「研究倫理規程」、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を学内連絡用のGメールアカウントを通じて添付・連絡し、その実施の有無を8月末までにGoogleフォームを通じて報告することとした。

本学では羽陽学園短期大学紀要を年1回発行して専任教員の研究成果を発表する機会を確保している。令和元年度は5編の論文が掲載されており、教員がそれぞれの分野での研究成果を発表できる良い機会として活用されている。(備付49.羽陽学園短期大学紀要 第11巻 第3号)

専任教員には1人1室の研究室が確保され、机、椅子、書棚、インターネット環境等の必要な設備が備えられている。研究室では、研究を始め授業準備や短大運営業務、学生からの質問・相談への対応、来客への対応、ゼミ形式の授業を行っている。また、週2日の研修日が確保されているが、増加し続ける授業負担や短期大学運営業務、多岐にわたる学生支援業務等によって、研修日を研究実施の時間として活用することは、年々厳しくなっている。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は特に整備されていないが、問題は生じていない。国際会議出席等について令和5年度は行われていない。

平成28年度にそれまでのFD委員会に代わるFD・SD推進委員会の設置が決定された。FD活動については、活動に関する規程が制定される以前よりFD委員会を中心に全学を挙げて行われてきたが、その活動を引き継ぐ形で平成29年度に組織されたFD・SD推進委員会を中心に、授業・教育方法の改善を行っている。

2か月に1回開催される定例FD・SD懇談会では、年度初めに定めたFD・SD月間目標に対する達成度検討や、月毎のテーマに沿った情報共有、学生も参加することによる複眼的な視点からの学生動向や各教職員の対応のあり方についての懇談会等を実施している。各教員が年度当初に具体的に掲げた教育目標及びその自己評価、卒業生・修了生に対する卒業時満足度調査結果についても、学内への掲示や本学ホームページ上のFD・SD活動報告書への記載により公表している。公開授業及び授業検討会による教員間の授業評価、学生による全教科対象の授業改善アンケート等を実施し、教育に対する各教員の意識向上、スキルアップを図っている。令和5年度の公開授業及び授業検討会においては、パワーポイントを用いての学生への教材提示の仕方について、次年度に向けて教員研修会を行って欲しい旨の意見が出た。

また、山形大学が主催し、連携する大学や短期大学におけるFD活動を共同で推進する「FDネットワークつばさ」に加盟している。例年、山形大学FD合宿セミナー、FD協議会に参加してきた。令和5年度は、全国保育士養成セミナーの全国大会が仙台市で開催され、本学教員が多く大会運営に関係したこともあり、大会運営以外の教員も現地に赴いたり、オンライン形式で参加したりした。2月には山形県私立短期大学協会主催のFD・SD合同研修会が東北文教大学を会場に開催され、本学からも現地に管理職教員が赴いて参加し、それ以外の教職員については、短大校舎でオンライン参加した。テーマは「若者

を狙った悪質商法」で講師は山形県消費者センターの相談員が行ってくれた。早速、学生に情報を反映させたいとのことで、令和6年度の新入生支援講座の中で開催できるよう計画を進行中である。(提出・諸規程 12. FD・SD推進委員会規程)(備付 17. ホームページ FD・SD活動報告書 [令和5年度])

[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDreport.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDreport.pdf))

専任教員は、学修成果の獲得を向上させるために、以下のように関係部署と連携している。前述の定例FD・SD懇談会には事務職員も参加し、変更する学生の状況等の情報を交換・共有している。

教員が毎月1回提出する学生の授業出席状況についての結果は教務課において集約され、欠席が目立つ学生として指摘された学生については、クラス担任と授業担当の教員が教務課職員と連携を取りながら指導に当たっている。

また、成績についても各期のGPAが低い学生の情報が教務課から担任に報告され、それを基に担任が該当学生と面談指導を行っている。実習においては、専任教員が各実習の担当者として、教務課職員と連携しながら実施を進めている。就職指導においては、学生課において管理している求人情報を、クラス担任を始めとする専任教員が共有し、学生課職員と連携をとりながら指導を行っている。

シラバスや学生便覧の編集においては事務局長や教務課職員と、本学紀要の出版においては附属図書館職員と、情報共有を重ねながら業務を進めている。学友会活動においては、専任教員が顧問として活動を支援し、会計課及び学生課が会計、備品の管理を学友会執行部と連携して行い、学園祭の際も専任教員が担当事務職員、学生と協同で開催している。このように学友会活動においても、専任教員は担当事務職員と連携してその実施に当たっている。

また、令和2年度から、学生それぞれに学内連絡用のGmailアカウントを作成させることにより、授業の連絡等が全教職員から全学生に送信可能になった。このGmailアカウントは教職員も全員作成しているため、教職員間の連絡にも活用されている。本学は単科の小規模短期大学であるため教職員間、専任教員相互の綿密な連携が取りやすいことが利点である。さらに令和4年度からはGmailアカウントからの応用活用として、学内の教職員共通の連絡ツールとしてSlackを導入し、委員会毎のグループでファイルを共有するだけでなく、就職支援や学生の学修状況の把握、連絡等を行い、教職員間で情報共有するためのツールとして活用を進めている。

### [区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。

- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

#### ＜区分 基準Ⅲ-A-3の現状＞

本学の事務組織は、「組織規程」に基づき、事務局長が事務業務の一切を主管し、各課長が各分掌事務を主管する体制になっている。事務局長が事務についての最高責任者であり、責任体制は明確である。(提出・諸規程 34. 組織規程)

事務職員は、1年経験すれば、その分野に対しては、ほぼ専門的な職能が身につく、2年目からは、中核的なメンバーとして活躍している。

事務組織は、10人という小さな組織であり、毎日のように意見を交換している。別途、8月と12月に、事務局長がすべての職員と面談する職員状況調査が実施され、要望等を聴取する機会を設けるなど、事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

「事務組織規程」、「文書処理規程」、「文書保存規程」、「コンピュータ管理規程」、「危機管理規程」、「防災対策規程」等の事務関係の諸規程も整備されており、事務部署には、パソコン等の業務を進める上で必要な情報機器や、コピー機・印刷機等も、必要な部署に備えている。また、学内LANによって職員・教員間の情報の共有化を図り、円滑な業務の遂行につなげている。(提出・諸規程 35. 事務組織規程) (提出・諸規程 36. 文書処理規程)

(提出・諸規程 37. 文書保存規程) (提出・諸規程 38. コンピュータ管理規程) (提出・諸規程 39. 危機管理規程) (提出・諸規程 40. 防火対策規程)

SD活動については、「FD・SD推進委員会規程」に基づき組織的・計画的に実施している。

毎週月曜日に事務局打合せ会を開催し、各課の仕事内容やその進捗状況について共通理解を持ち、業務の効率化や改善に努めている。

本学は幼児教育科定員100名・専攻科福祉専攻定員35名の小規模短期大学であり、総務課、会計課・秘書課、教務課及び学生課とも同室内にあり、事務職員は学生の学修を始め学生生活全般についても、個々の学生の状況を把握している。また学生委員会、実習委員会、専攻科委員会等の各種委員会にも出席し、教員及び各種委員会と連携し、学生の学修成果の向上に向けて適切な支援を行う体制が取られている。また、FD・SD懇談会へも参加し、学生の状況の把握や情報の共有化を図っている。また、大学改革推進センターの業務に学生課員を兼務する形で1名の事務職員が参加し、教員と連携しながら業務を行っている。令和4年度からは、FD・SD推進委員会を中心にまとめられた「授業評価アンケート」、「卒業時満足度調査」の結果が教授会において報告され、それらの結果を全教職員が把握・検討している。(備付 16. 授業評価アンケート)

#### [区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。

- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

### <区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

労働基準法第 89 条の規定に基づき、「羽陽学園短期大学就業規則」を整備している。(羽陽学園短期大学就業規則) その他の就業に関する諸規程として、「学長選考規程」、「教員選考規程」、「旅費規程」、「教職員退職金支給規程」を整備している。(提出・諸規程 41. 羽陽学園短期大学就業規則) (提出・諸規程 42. 学長選考規程) (提出・諸規程 43. 旅費規程 (短大就業規則)) (提出・諸規程 44. 教職員退職金支給規程 (法人諸規程))

これらの就業規則や諸規程は、労働基準監督署に届けるとともに、教職員の採用時に全教職員に配布している。その後は改定時に改定箇所のみ追加で配布していたため、平成 29 年度から最新の就業規則及び諸規程全文を教職員が学内 LAN で自由に閲覧できるように改善した。教職員の就業の現状については、時間外労働や休日労働が増加の傾向にあるが、代休を適切に取得するなどし、三六協定遵守により、大きな問題もなく、適切に行われている。

昨今、高等教育修学支援新制度など、学内業務が増加する一方である。今後、学内外の業務の増加に伴い、一部の教職員に負担が片寄ることが懸念される。「状況に応じて、他を助ける」という職場環境の醸成とともに、業務分担の平準化、業務量の適正化を図っていきたい。

### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

令和 5 年度は講師 1 名が退職し、教授 1 名が着任した。専任教員の年齢層が 50 歳代、40 歳代にほぼ集中している。これは教職課程の課程認定に合致した教員を採用するため、採用時に授業科目を担当するにふさわしい業績を有するかという観点で選考を進めている部分があり、若手教員をなかなか採用できない状況を反映している。今後も、職位、年齢、構成内容のバランスを図っていきたい。退職者が出た場合には、規程に則り、カリキュラム・ポリシーに適合する教員を適切に採用する必要がある。出来れば、新任教員や若手教員の育成によって、長期的に教育研究体制を構築していくのが望ましい。今後も、教育研究に能力を十分発揮できる人材を確保できるよう努力していく。

専任教員の研究活動においては、担当科目と整合性のある分野において、できる限りの成果を出しているが、各教員の担当業務の増大により、研究活動と教育活動の双方に重点を置いて実施することが厳しい現状がある。科学研究費補助金等の外部研究資金の獲得も極端に少ないため、応募することから奨励する必要がある。

事務職員は、退職 1 名があったため新たに 1 名を採用した。業務に慣れるまで全員で補佐しながらすすめているが、職員全員で 10 人と少ない人数で、職員の年齢構成のバランスを欠いているため、課の業務の異動についてはほとんど実施されていない状況にある。他の業務にも精通するとともに、業務の効率化を図るための対応が課題となっている。

また、土曜日勤務については交代制で対応し、できるだけ勤務回数を減らすようにしている。日曜日の休日労働については、代休を取ることで対応している。過労のため体調を崩している教職員はいないが、健康管理の面からも遠慮することなく適切に年休を取得す

るよう促していく他、業務負担のバランスを図る必要がある。

**<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>**

なし

**[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]**

**<根拠資料>**

提出資料

7. 教授会議事録 [令和5年度]

提出資料・諸規程

- 45. 経理規程 (諸規程 70)
- 46. 固定資産管理規程 (諸規程 75)
- 47. 物品管理規程 (諸規程 75)
- 39. 危機管理規程 (諸規程 40)
- 49. コンピュータ管理規程 (諸規程 48)

備付資料

- 55. 校地、校舎に関する図面
- 56. 図書館の概要
- 3. 教授会資料 [令和5年度]
- 17. ホームページ FD・SD活動報告  
[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDreport.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDreport.pdf)
- 66. 羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル

**[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

短期大学設置基準第30条に定めるところにより、校地の基準面積は2,350㎡(収容定員235人×学生1人当たり必要面積10㎡=2,350㎡)となるが、本学の校地の面積は14,880㎡となっており、基準面積を上回っている。(備付55.校地、校舎に関する図面)

また、本学専用の運動場として、2,097㎡を有している。校舎面積は、短期大学設置基準第31条により基準面積は2,600㎡と定められているが、本学は7,442㎡を有しており、基準面積を上回っている。

障害者への対応として、玄関にスロープを設置し、エレベーターを使用することにより、車いすで校舎2階講義室まで移動ができる。また、1階に車いす用トイレを設置しており、障害者の使用はもちろん、授業でも移乗の練習などに使用している。

令和元年度には本館東側の防火扉の改修、およびエレベーターの機能点検による改修(ロープ替え)を行い、安全機能を確保した。また、本学敷地内駐車場の白線舗装の補修を実施し、学内の交通安全整備をしている。

短期大学設置基準及び保育士養成施設、介護福祉養成施設の設置基準を充足する教室を用意し、カリキュラム・ポリシーに基づいて授業を行うための、十分な講義室、演習室、実習室、機器、備品などが設置されている(講義室8室、保育士関係実習室3室、介護福祉士関係実習室1室、入浴準備室1室、演習室1室、情報処理演習室1室、体育館1、講堂1)。平成27年度の改築工事完了により、介護実習室の設備が刷新されたとともに、6室のピアノレッスン室と24室のピアノ練習用個室が設置され、授業や自主的な練習の際に有効活用されている。また、情報処理演習室にはモニターが備え付けられている。

平成29年度には、2号室のガス給湯器、および8号室のプロジェクターが古くなってしまったため新しくし、その際にプロジェクター、スクリーンの配置を中央に移して見やすくすることにより、学生の学習環境を改善している。平成30年度に5号室、翌年の令和元年度には図画工作室にプロジェクターとスクリーンを新たに取付けたため、プロジェクターとスクリーンが備えられている教室は6室になった。令和2年度には講堂にも大スクリーンを設置し、様々な講義形態や行事に対応できる環境を整え、令和3年度には、古くなっていった7号室のプロジェクターとスクリーン一式の更新と、2号室のスピーカー、及び7号室のマイクロホンの修理を実施した。令和4年度には、図書館司書室の業務用プリンター機器を更新し、新しいOSとセキュリティシステムに対応できるようにした。また、老朽化が進んでいた栄養実習室の冷蔵庫を更新した。

令和5年度は、情報処理演習室のPCとモニター、キーボードとマウス等周辺機器一式の更新を実施した。これにより、情報処理演習室は令和5年度現在最新のOSであるWindows 11に対応した機器22台が整備された。併せて、図書館司書室のプリンターについても新しいOSに対応する機器に更新し、情報セキュリティにも配慮した学修環境の整備を実施している。

冷暖房機器については、令和2年度にブルーヒーター6台とファンヒーター2台を新規に購入し、全ての講義室と介護福祉関係実習室及び講堂に補助の暖房機器を完備した。こ

れは新型コロナウイルス感染症対策にこまめな換気が必要であることから、備え付けのエアコンだけでは冬季の温度管理が難しくなるため、防寒対策として用意したものである。令和3年度には、本館棟と専攻科棟3階のエアコン修繕、及び図書館の暖房機の取替えを行った。令和4年度は講堂用に大型の静音扇風機を購入し、換気と暑さ対策の効率化を図っている。また、図書館棟の司書室及び個人研究室のファンヒーターの修繕も行った。令和5年度には、専攻科棟のエアコン室外機の修繕を実施し、整備している。

図書館の面積については705㎡、閲覧座席数50席、AV機器2台、検索性パソコン2台が設置されており、購入図書選定システムや廃棄システムが確立されている。平成29年度は、AV機器2台を新しくすることによって、学生の使用環境が改善された。令和元年度には、蔵書検索エンジンのシステム刷新を行い、スマートフォン等の外部端末からアクセスしての蔵書検索が可能となり、学生及び教職員の図書館利用環境が向上した。蔵書数についても69,423冊（雑誌、視聴覚資料を除く）を有しており、基本的な参考図書、教員の推薦する参考書（シラバス記載の参考文献なども）については、購入し配架している。学術雑誌は44タイトル、視聴覚資料は1,519点である。（備付56. 図書館の概要）

体育館に関しては、耐震や老朽化のために平成27年度に改築を行った。改築した体育館は609㎡を有し、適切な面積となっている。主に「体育実技」「表現」などの授業、行事の開催やサークル活動などの学友会活動に利用しており、有事の際の避難所としても利用予定である。平成27年度には、体育館の改築工事の影響により授業、学友会活動などに制約が生じたが、改築工事の完了により、平成28年度には学生生活への支援体制が向上した。

本学では図書館と学生ホールにWi-Fi環境が整っており、主に学生がネット環境を自由に活用できる場所としているが、授業や会議等でも活用できるようになっている。また、持ち運び式のプロジェクターとスクリーンを活用することにより、体育館等でも映像を視聴することが可能となっている。

令和2年度からは、新型コロナウイルスの影響で3密を避けるために教室の机の間隔を広く配置するなどの対策を講じた。1学年全員等の大人数の授業については、従来使用していた8号室に収容しきれなくなったため、リモートで8号室と5号室を繋いで授業を行う他、講堂に机を並べて移動式のプロジェクターとスクリーンを活用して授業を行った。令和5年度の後期からは、新型コロナウイルス感染症のV類移行に合わせた感染症対策緩和を受けて、一斉授業のために講堂に並べていた机を撤去して、本来の使用目的に沿うような環境に戻した。

令和3年度に、文部科学省「遠隔授業活用推進事業」の補助を受け遠隔授業システム用機材一式を揃えた。これにより、遠隔授業の際に講堂や講義室からの授業配信が可能になり、対面と遠隔のハイブリッド式の授業にも対応している。これらの機材は授業以外にも、オープンキャンパスや研修会等でも活用されている。

このように、教室等以外の場所で講義などを行う場合も、多様なメディアを高度に利用できるよう、適切な場所を柔軟に活用している。

#### **【区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整

備している。

- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

### ＜区分 基準Ⅲ-B-2の現状＞

本学では、規程として、「経理規程」、「固定資産管理規程」、「物品管理規程」を整備し、「物品管理規程」により施設設備の維持管理を行っている。備品は、毎年責任者が備品台帳を基に確認しており、適正に管理している。（提出・諸規程 45. 経理規程（法人諸規程）（提出・諸規程 46. 固定資産管理規程（法人諸規程））（提出・諸規程 47. 物品管理規程（法人諸規程））

火災や地震といった災害、防犯対策を含めた総合的な危機管理については「危機管理規程」、「羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル」を整備している。自然災害、重大事故等の発生時には、学長を本部長とした全教職員による対策本部を組織し、様々な対応が的確に行えるよう日常業務に取り組んでいるとともに、マニュアルの定期的な見直しを行っている。防災訓練は危機管理委員会が中心となり、できるだけ全学生、全教職員が学内にいる日時を設定し実施している。

令和5年度は12月5日に地震を想定した訓練を実施した。

昨今は災害が多く、今後の就職先である保育や介護の現場での子どもや高齢者の避難に関わる立場になった時に養成校時代での避難訓練の経験は大いに役に立つものと位置づけ実施している。また、防犯対策としては、授業日や休日の学内行事開催日には、夜間の巡回を警備会社に委託し、異常発生時は事務局施設整備担当者他に連絡が入るよう指示している。また、日直職員による朝昼夕1日3度の学内巡視を行い、防犯に努めている。また、校舎内に防犯カメラを3台設置することによって、セキュリティ面での補強を行っている。加えて刺股を3本購入し、事務室に常備するなど防犯対策を強化した。それに伴い、不審者対応の避難訓練の在り方についても、危機管理委員会等で検討を進めている。

学長、学科長、学生部長を中心に、状況に応じて適宜新型コロナウイルス対策会議を開催し、県内の状況に応じた対策を講じ、学生や保護者、教職員に周知し、協力を仰いだ。また、健康委員会を中心に消毒液の設置、手洗い、マスク等の基本的感染予防の呼びかけを行い、対面での授業を中心に授業や演習を進めることができた。（提出・諸規程 39. 危機管理規程）（備付 66. 羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル）

校舎については、図書館棟を除く建物が築40年を経過し老朽化が進んでいたため、現在の耐震基準に適合するよう本館棟の補強工事の他、体育館、器楽練習室、介護実習室の改築工事を実施、平成27年度に完了させ、学生の安全・安心な学修環境を整えている。変電設備、受水槽、消防設備、エレベーター等の各設備については、法令に則った安全点検を専門業者のもとで定期的に行っている。また、平成30年度には東西本館階段の床面の張り替えを行い、美化に加えて安全性も強化した

令和4年度は安全で快適な教育環境の実現として本館棟冷房設備更新工事の整備を行い、

学修環境の整備に努めた。

コンピュータシステム及びネットワークの管理及び運用に関する事項については「コンピュータ管理規程」が定められおり、そのシステムの保守管理については業者に委託して最新のウイルス対策ソフトにより管理し、不正アクセス防御のためのファイアーウォールを設置している。ただし、同規程は平成12年度に制定され、平成22年度に改定されたものであり、状況に合わせて見直し続ける必要がある。また、情報セキュリティ対策については、学生も教職員も個人ごとにID・パスワードを付与するとともに、業務情報の漏洩がないように教職員用と学生用に学内サーバを分けている。(提出・諸規程49. コンピュータ管理規程)

令和4年度から5年度にかけて全学の情報システムを更新した。併せてセキュリティ対策も更新した。(提出7. 教授会議事録)(備付3. 教授会資料)

省エネルギーについては、空調の設定温度を夏期は28度、冬期は20度に設定して、利用している教室、使用していない教室とで空調の電源を事務室で集中管理し無駄なく、快適に授業が進められるよう対応している。また照明については、廊下をこまめに消灯している。平成28年度にはデマンド監視装置が設置され、本学における全機器の電力使用量が監視可能となったことから、負荷設備の手動制御による最大需要電力の管理を行うことにより節電に努めている。また、図書館では、照明をLEDに切り替えた。ただし、冬場の電力使用量については、年々増加しているのが現状であり、そのため冬場の暖房や湯沸かし器等の節電に努めた結果、電力の使用料金を下げることができた。しかし、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症対策として、密を避けるために使用教室が増えたこと、換気のために教室の窓を開けながら暖房を使用し、更にヒーターを使用して学生の防寒を強化する必要があったことから、再び電力の使用料金が上がることとなった。

コロナ禍以降、講堂でも授業を実施するようになったため、令和4年度に大型静音扇風機を設置し、快適な学修環境の整備に努めている。また、栄養実習室の備品として常備されていた大型冷蔵庫を令和4年度に新しいものに更新し、電力の節約が行われている。加えて、調理実習室への入室については、スリッパへの履き替えを義務付けるために、スリッパ用のくつ箱を調理実習室内に設置し、衛生面での管理も徹底するようにした。

会議資料、連絡等に使用する用紙については両面コピーを利用するようにし、更に裏紙も活用するなどリサイクルして省資源に努めている。

教職員間の連絡にはSlackアプリを用い、ファイル添付機能を利用することで、会議資料等の印刷の手間を省き、紙媒体の節約に努めている。なおSlackの導入にあたっては、令和5年の4月に教職員合同でICT研修会を行った。(備付17. ホームページFD・SD活動報告書

[https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023\\_FD%E3%83%BBSDrepo rt.pdf](https://uyo.ac.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/05/2023_FD%E3%83%BBSDrepo rt.pdf))

### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校舎については老朽化が進んでいる部分があり、特に空調設備については、修理をしながらの活用になっている。部品の調達自体が困難となっているので、根本的な更新が直近の課題である。今後、学生の学修生活が快適かつ有意義なものになるように、機器、設備

の更新を進めていきたいが、学生数の減による資金繰りが課題である。

バリアフリー化については、本館3階の講堂や図画工作室、音楽室、図書館棟全般、体育館棟アリーナ、学生ホールが車椅子等での移動が難しい。教室として頻繁に利用している場所でもあるため、早急に対応策を検討したい。

危機管理対策として、平成24年度に策定した「羽陽学園短期大学危機管理基本マニュアル」について随時見直しを行っている。今後も施設設備の増改築等に合わせて適切な見直し、修正を行っていく必要がある。

省エネルギーについては様々な工夫をしており、冬場の電力使用量を平成29年度より下げること成功していたが、新型コロナウイルス感染症対策として換気をしながら冷・暖房を使用する必要があったため、電気使用量を抑えるのには苦勞してきた。教員に研究室での電気ポットの使用や電熱ヒーター等の同一時間帯での利用を控えてもらうなどの呼びかけを行って、同一時間に使用電氣量が上がるのを抑えるよう呼びかけを行っている。

また会議資料等も膨大になってきているため、教職員間でも印刷物でやり取りを進めるのではなく、S l a c kや学内ネットワークを利用したファイル交換などで、ペーパーレス化を今後進めていき、省資源化を意識した取り組みを行っていく。

**<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>**

なし

## [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

### <根拠資料>

備付資料

13. 学生便覧 [令和5年度] (提出4) (情報処理演習室の配置図 P.66)
57. 学内LANの敷設状況

### [区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内LANを整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL教室等の特別教室を整備している。

### <区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

教育資源については、カリキュラム・ポリシーに基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの段階的な向上・充実を図っている。

カリキュラム・ポリシーに基づいて、幼児教育科では、附属園との連携を生かし、授業に現職幼稚園教諭を招いて話してもらったり、実習ではない機会に幼稚園や認定こども園、保育園の現場を見学に行ったりする機会を設けている。専攻科福祉専攻では、非常勤講師のほとんどは福祉施設の職員であり、今現在の介護福祉の状況について話を聞くことができる。キャンパスに隣接して、附属幼稚園と老人福祉施設があるため、日常的に幼児教育や介護福祉の活動を見ることが出来る。

情報技術に関しては、幼稚園教諭免許状取得の必修科目となっているため全学生が履修している「情報処理演習」といった特定の科目を中心に、情報技術の向上に関するトレーニングを学生に提供している。教職員の情報技術支援については、時間の確保が難しく研修の機会を特に設けてはいないが、情報技術に関する情報交換を個々の教職員間で日常的に行うことで、情報技術の向上に努めている。令和5年度はFD・SD合同研修会にて Slack を利用するための操作等の研修会を実施した。現在、Slackは委員会の情報交換や連絡で日常的に使用されている。

新型コロナウイルスの感染が拡大した令和2年度以降、全学生に対する連絡用として教

職員、学生が各自Gメールアカウントを持つようにした。教員からの連絡に学生が個別に問い合わせる場合にも活用されている。

学内のコンピュータシステムについては、委託業者が定期的なシステムの点検と更新を行っている。ほとんどの講義室にプロジェクターやスクリーン、AV機器を設置し、整備している。また、比較的大型の移動式スクリーンに加え、小型携帯用スクリーンも用意し、教室の規模に対応して、視聴覚教育に適切な状態を保持している。

教職員が授業や学校運営に活用できるよう、カリキュラム・ポリシーに基づいて、学内のコンピュータ整備を行っている。「情報処理演習」の授業等を行えるよう情報処理演習室を整備している。授業は一人1台のパソコンを利用して実施されている。

令和4年度から5年度にかけて情報処理システムの更新を進めた。情報処理演習室のPCとモニター等周辺機器一式の更新を実施した。これにより、情報処理演習室は令和5年度現在、最新のOSであるWindows 11に対応した機器22台が整備されている。

各教員研究室における学内LANの整備・構築、事務室、図書館におけるコンピュータの整備により、全教職員が学内LANにアクセスできる環境にある。教職員専用のサーバが存在し、会議資料や学生指導の記録、各種資料など、必要なデータが学内LANによって共有され、業務効率を向上させている。また、整備された学内LANで、学生の学修支援も行われている。学生指導に関する資料等の共有や保存箇所を指定することで、教職員間の情報共有、指導の円滑化が進められている。

学生が授業でパソコン操作に慣れるだけでなく、レポート作成、卒業研究時や就職活動における情報収集時等にパソコンが利用できるように、パソコン自習室には、学生が自由に利用できるパソコンが5台設置されている。図書館にも検索用のパソコンを配置し、利便性を高めている。これらについても随時、PC本体、OSの更新を行っている。

平成30年度には、学生がネット環境を活用できるよう図書館と学生ホールにWi-Fi環境を整備した。学内サーバと情報処理演習室のパソコンのOSサポートについては随時更新している。(備付13. 学生便覧 [令和5年度] (学生便覧情報処理演習室の配置)) (備付57. 学内LANの敷設状況)

教員は、学生に割り当てられたGメールアカウントを通じて、課題の伝達やレポートを受領したりするなど、情報技術を活用して効果的な授業を行っている。また欠席が増えてきた学生への連絡等にも使われる。

FD活動等において授業の工夫が教員に浸透し、パソコンをはじめ教育機器利用機会が増加している。教授効果を高めるために、教室に設置してあるプロジェクターやスクリーン、AV機器等も活用されている。令和2年度から全学生がGmailアカウントを持つようになったため、授業のレポートとしてGoogleフォーム等の情報技術を活用しやすい環境が整い、いくつかの授業で活用されている。同時に、授業評価を令和4年度からGoogleフォームを利用したものにした。教務課から学生全員に授業評価に関するGoogleフォーム送信し、授業内で教員からの指示の下、実施できるようにした。

### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

教育資源については技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの段階的な向上・充実を図っている。定期的な点検や調整に努めていく。

学生に学修成果を獲得させるための技術的資源を有効に活用するには、教職員の情報技術力向上が欠かせない。個々の教職員間での情報交換を継続するとともに、FD・SD研修会などで機器の紹介・活用促進、使用方法の説明を行い、情報技術の向上に努める必要がある。

保育・教育現場でのICT活用が促進されていることから、時代に対応した機器の利用、学生への指導を状況にあった形で進めていく。

学生が自由に使えるWi-Fi環境が図書館と学生ホール周辺に限定されている。先の授業評価や授業内での課題や調べ物の際にネットへのアクセス機会は増えてきているため、ネットへのアクセス環境の整備は必要不可欠である。学生の要望等も踏まえ、今後は学内の多くの教室がWi-Fi環境を備えていく必要がある。

また学生が個人で利用する端末は個人所有のスマートフォンであることが多く、ワードやエクセル、パワーポイントが使える個人端末の導入も今後考えていく必要がある。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

教職員、学生が学内連絡用のGメールアカウントを持つようにしたことから、リモートでの授業実施の連絡やオンラインでの課題の提出、諸連絡等に活用することができるようになった。授業担当教員から学生に直接、欠席回数等の注意喚起を行うこともでき、また、レポートの再提出や指導等についてもオンラインで行える環境が整った。

## [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

### <根拠資料>

#### 提出資料

50. 計算書類等の概要
- ・ [書式 1]活動区分資金収支計算書 (学校法人全体)
  - ・ [書式 2]事業活動収支計算書の概要
  - ・ [書式 3]貸借対照表の概要 (学校法人全体)
  - ・ [書式 4]財務状況調べ
52. 財務情報 (データ)
- ・ 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和3年度～令和5年度]
  - ・ 活動区分資金収支計算書 [令和3年度～令和5年度]
  - ・ 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和3年度～令和5年度]
  - ・ 貸借対照表 [令和3年度～令和5年度]
  - ・ 事業報告書 [令和3年度～令和5年度]
  - ・ 財産目録及び計算書類 [令和3年度～令和5年度] (備付)
  - ・ 監事監査報告書 [令和3年度～令和5年度]
  - ・ 外部資金明細 [令和5年度]

ホームページ

<https://www.uyo.ac.jp/gakuen/>

53. 事業計画書 [令和6年度]
54. 予算書 [令和6年度]

#### 提出資料・諸規程

51. 資産の管理及び運用に関する規程 (諸規程 77)

#### 備付資料

58. ホームページ 寄付金募集要項 <https://www.uyo.ac.jp/gakuen/doc/youkou.pdf>
6. ウェブサイト やまがた社会共創プラットフォーム  
<https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/>
59. ホームページ 財務情報 (提出 52) <https://www.uyo.ac.jp/gakuen/>
- ・ 財産目録及び計算書類 [令和3年度～令和5年度]
60. ホームページ 学校法人羽陽学園 第二次アクションプラン (令和3年度～令和7年度) [https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021\\_actionplan.pdf](https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021_actionplan.pdf)

### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
- ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

### <区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

過去3年間の資金収支及び事業活動収支については、均衡を保つよう努力している状態である。

令和5年度の収入について、学生生徒等納付金収入は、全体的に大きく減少した。幼児教育科、専攻科福祉専攻ともに入学生数は前年度より減少し、定員割れとなっている。受託事業収入は、山形県の委託を受けた離転職者職業訓練事業としての保育士養成科が前年度より希望者が増え6名となり、全体数10名。前年度より大きく増加した。寄付金収入は、前年度の羽陽学園短期大学後援会寄付金が少なくなり、大きく減少した。補助活動収入では、前年度同様教員免許状更新講習会と介護現場で働いている社会人を対象とした介護福祉士実務者研修（通信課程）は開講しなかった。補助金収入の私立大学等経常補助金の一般補助金は、補助金の計算の基となる単価増減率の内学生還元率は高くなったが、入学定員充足率が前年度より低くなったため、前年度より減少した。特別補助金はコロナウイルス禍明け、すこやか2023が再開したことにより前年度より増加した。私立大学等改革総合支援事業のタイプ1は前年度に続けて申請はしたが、本学にはかなり厳しい設問のため点数がとれず、採択されなかった。タイプ3プラットフォーム型は申請できなかった。

高等教育の修学支援新制度の授業料減免交付金は、学生の家計状況の好転により対象給付型奨学生が減り、減少した。対象学生には奨学費支出で減免している。本学では日本学生支援機構の奨学生が約6割と多く、新設される第IV区分に該当する給付型奨学生も相当数見込まれるため、今後も制度の対象校に指定されるよう文部科学省に申請していく必要がある。令和5年度全体の収入は幼児教育科・専攻科福祉専攻入学生の減、寄付金収入減のため令和4年度より減少した。

令和5年度の支出については、幼児教育科の入学生定員割れを受け前年度より行っている経費節減を更に強化した。県外施設での実習中止、行事の中止、県外への出張減、スポーツ祭・学園祭等学内での学生諸活動の制限等の影響で、各科目とも予算より大きく減少した。情報処理演習室パソコン更新については、機種・台数を厳選した。人件費支出のうち教員人件費は令和4年度同様専任教員数1名減、再雇用制度2名、また学生数減による時間割の変更などにより非常勤講師の時間数が大きく減少し、全体的に大きく減少した。職員人件費は育休の職員1名の勤務体制を臨時職員で対応したため減少した。羽陽学園全体で経費節減を図るため、教職員の働く意欲等にも配慮しながら全教職員の賞与の支給率を減額し、人件費の抑制に取り組んだ。令和5年度については資金収支、事業活動収支が全体として健全になるよう努力している現状である。

支出超過の状況については、耐震改築工事に伴い、基本金未組入が増加したことにより、今後も支出超過の傾向が見込まれる。

貸借対照表については健全に推移している。令和5年度新規の借入金はなく、その他の借入金返済は順調に推移している。

学長及び事務局長、会計課長は、学校法人の理事・評議員も兼ねており、短期大学の財政と学校法人の財政の関係を的確に把握している。短期大学の存続を可能とする財政は十分に維持されている。

退職給与引当金等については、期末要支給額の100%の額を計上している。

令和5年度の資金収支計算書における短大の教育研究経費は、経常収入の19.1%で20%を超えていない。県外への出張が減り、スポーツ祭・学園祭等学内での学生諸活動の制限等も影響していると考えられる。

教育研究用の施設設備及び学修資源（図書等）については、学生への還元率（教育研究経費＋設備・整備費／学生納付金）は31.5%で、資金配分は適切である。高等教育の修学支援新制度の授業料減免交付金は、教育研究経費の奨学費より支出することになるため、給付型奨学生が多い本学では割合に大きく影響がある。

計算書類、財産目録等は本法人の状況を適正に表示している。計算書類については、公認会計士の監査を受け、その適正性について問題ない旨報告されている。なお、公認会計士の監査時は、監査内容等の報告を受け、監事と情報の共有と意見の交換を行い、適切に対応している。

寄付金の募集は平成30年度より開始した。平成30年4月1日文部科学大臣から「特定公益増進法人」の認可を受け、また、私学事業団より「受配者指定寄附」の承認を得て、「学校法人羽陽学園教育活動支援寄付金」を創設した。学園を取り巻く厳しい環境の中で経営基盤の強化を図るため、外部資金の調達として、各界各層また教職員、学生保護者にも周知を図り、寄附金を募っている。令和4年度は「学校法人羽陽学園教育活動支援寄付

金」への大口寄付を受け、高等教育の修学支援新制度の対象機関となる大学等（確認大学等）に係る確認要件のうち、令和4年度の収支計算書において「経常収支差額」がプラスになることができた。令和5年度の収支計算書においては「経常収支差額」がマイナスである。学校債の発行はしていない。

本学幼児教育科は定員を継続的に充足していたが、令和2年以降継続して定員割れとなっている。令和5年度の入学定員充足率は幼児教育科が74%、専攻科福祉専攻が34.2%、収容定員充足率は幼児教育科が78%、専攻科福祉専攻が34.2%である。定員割れの状況となったため、対応した予算配分を行っている。現時は経営的には問題はないが、収容定員充足率が8割を切ることが3年間継続すると、高等教育の修学支援新制度の対象校の指定から外れる、補助金収入の大幅な減額が続くなど、経営的に大ダメージを受けることになる。そのため山形県内の少子化、高校生の短大離れ、都会志向を鑑み、令和6年度より幼児教育科・専攻科福祉専攻とも入学定員の変更を文部科学省に申請した。令和5年度は前年度に引き続き、SNS広告などを利用して学生募集活動の強化を行ったが、大きな巻き返しを図ることが難しい状況であった。令和6年度はホームページの更新、募集活動の更なる強化など検討していく計画である。（提出50. 計算書類等の概要・[書式1]「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」・[書式2]「事業活動収支計算書の概要」・[書式3]「貸借対照表の概要（学校法人全体）」・[書式4]「財務状況調べ」）（備付58. ホームページ 寄附金募集要綱 <http://www.uyo.ac.jp/gakuen/doc/youkou.pdf>）

学校法人及び短期大学は、毎年12月の理事会及び評議員会で可決承認される予算編成方針に基づき、事業計画及び予算を立案し、翌年3月の理事会に諮っている。

理事会で承認された事業計画と予算は、短期大学の事務局を通じて、各部署に伝達されている。また、予算の執行は、法人の経理規程に基づき、適切に執行している。本学の事務局に会計担当者を置き、日常の出納業務を行っている。

資産の管理については、適切に管理している。令和5年度は情報処理室とパソコン自習室のパソコン更新を行った。

資金運用については、寄附行為第28条「積立金の保管」の中で、「基本財産及び運用財産の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定期郵便貯金として理事長が保管する」となっており、実態として、株式などリスクの伴う運用は避けて、普通預金や定期預金による確実な管理を行い、適切に運用している。また、平成29年度に「学校法人羽陽学園資産の管理及び運用に関する規程」を制定し、規程に則り適切に運用している。（提出・諸規程51. 資産の管理及び運用に関する規程（法人諸規程））

資金の出納については、すべて起票すると同時に、出納帳簿を作成し管理している。執行に当たっては、会計担当者と監督者を分けて、相互点検体制のもと、安全かつ適切に管理している。資金収支計算書を毎月作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。

- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

### <区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

本学は幼児教育科単科の短期大学であり、卒業後、介護を学ぶことが出来る専攻科福祉専攻があり、いずれも県内においては歴史があり、県内外に広く周知されている。

本学の教育理念に基づいたクラス担任制やゼミによる指導などのきめ細かな指導を心がけており、理論と技術、実践力を身につけ、保育や福祉の専門家としての自覚を持った人材の育成を目指している。今後も、保育や福祉の専門家を養成し続け、地域に貢献できる人材の育成という本学の将来像は明確である。

設置している附属の幼稚園 2 園、認定こども園 3 園、老人福祉施設での実習は乳幼児から高齢者までの人間の発達全体の学修を一層深めることができる。2つの幼稚園も幼稚園型認定こども園への移行を検討している。老人福祉施設については隣接地に設置されているので、新型コロナウイルス感染症流行以降実現していないが、実習以外にもアルバイトや授業を通して高齢者とコミュニケーションを深め、介護の理解をさらに進められるようにしていた。幼児教育科で保育士、幼稚園教諭を目指す学生が、隣接する老人福祉施設で高齢者とのかかわりを持つことにより、専攻科福祉専攻への入学希望や高齢者施設への就職に繋がった事例もある。今後もニーズが拡大する福祉人材の確保といった観点でも期待できる。

学生募集について、山形県内外の高校から本学への志望者数、入学者数について 20 年以上にわたり分析している。また、就職決定状況や就職後の状況についても全就職先のアフターケア巡回等を通して毎年分析を行っており、卒業生のケアと同時に就職先に対し卒業生の実態を調査するアンケートも実施している。その集計結果を客観的に分析し、各教職員が卒業生の実態を知り、現場のニーズを把握し分析結果を活用して在学生の教育に活か

している。

学生募集の実施計画については、大学改革推進センター入試企画部門が中心となりオープンキャンパス、高校への訪問の実施など効果的な対策を講じており、安定的な入学生確保ができていた。これは50年以上の歴史を持ち、本学が幼児教育を専門とした教育機関として評価をいただいている結果だと考えている。しかし、山形県内の18歳人口の減少が急加速しているため、令和6年度入学生からの入学定員の変更を文部科学省に申請した。時代に即した多様な学生募集、入学選抜方法を今後とも検討・導入していく必要がある。社会人入試や山形県の委託を受けた離転職者職業訓練事業など入試制度の多様化をより積極的に取り入れてきた。また、オープンキャンパスでは授業料等諸納金の延納・分納制の説明、給付型奨学金、保育士修学資金（卒業後山形県内に3年間継続し保育士の仕事に従事すると返還免除となる）の案内を行うなど学費のサポート制度を積極的に案内し、保護者へのより丁寧な説明も行っている。ホームページは各種情報の公開・随時更新を行い、また高校生のスマートフォンからの閲覧にも対応するようになっている。Twitter、Facebook、以外にも本学のLINE公式アカウントを作り、運用している。令和4年度以降Web広告を実施し、今の受験生によりアピールしている。本学の安定した運営のためにも、IRを強化し、学生の確保に今まで以上に努力していきたい

専攻科福祉専攻に関しては、全国的に介護福祉士の養成校は、入学定員充足率約5割の厳しい状況になっている中、本学でも同じ問題を考えている。そのため、令和6年度入学生からの入学定員の変更を文部科学省に申請した。幼児教育科入学式後に保護者へ向けて介護福祉士修学資金（卒業後3年間継続し介護・福祉の仕事に従事すると返還免除となる）の案内を行うなど学費のサポート制度を積極的に案内し学生確保へ努力している。また、本学で設定している幼児教育コースと福祉コースの内、福祉コースから専攻科福祉専攻に進学している学生が多数を占めているため、1年生のコース選択時に福祉コースの良さを教職員一丸となり学生に説明し、学生確保に努めている。この結果、令和6年度入学者は定員の1割増と大幅に増加した。

安定した学生募集と研究・教育の充実のために「やまがた社会共創プラットフォーム」の計画により、県内大学等との共同事業の実施や自治体や産業界等との連携の推進を図り、生徒・学生の県内進学率と卒業後の県内就職率を上昇させ、安定した学生の確保に取り組む計画を立てている。（備付6. ウェブサイト [やまがた社会共創プラットフォーム](https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/)  
<https://www.yamagata-u.ac.jp/yamapura/>）

大学運営に係る人件費や施設設備費に関しても健全な運営を行っている。しかし、人事については、教職課程の再認定（再課程認定）もあり退職者の後任採用は課題が残っている。施設設備については、体育館棟以外の施設や設備の整備・修繕計画については優先順位を決めている。令和5年度は情報処理演習室、パソコン自習室のパソコン更新を行った。専攻科棟冷暖房設備更新工事については国の補助金を獲得し、計画的に整備していく予定である。

私立大学等改革総合支援事業については、タイプ1に毎年申請している。しかし、タイプ1については、Society 5.0に向けた文理融合型教育など総合大学でなければポイント獲得の困難な要件も増えつつあり、なかなか採用には至っていない。しかし、大学として求められる要件を良く示していると考えられるので、今後も改善の努力を怠らず申

請は続けたい。私立大学等経常費補助金における教育の質に係る客観的指標は、この制度が始まった平成30年度以降、毎年、満点を獲得し補助金の加算を得ている。

文部科学省の私立大学等経営強化集中支援期間中の令和元年9月に学校法人運営調査委員によるヒアリング対象法人となり指導・助言を受け、一層の財政健全化が求められている。全教職員に周知し、令和2年度から令和4年度の3年間のロードマップ「学園経営改善短期アクションプラン」を策定し、学校法人内にプロジェクトチームを設置し目標の達成状況の整理分析を行い、事業内容の見直しや改善を図っているところである。令和4年度は「学校法人羽陽学園教育活動支援寄付金」への大口寄付を設け、収支計算書において「経常収支差額」がプラスになることができた。今後も財務体質の改善に取り組み、経営指導強化指標に該当しなくなるよう、経営基盤の安定確保を目標としている。質の高い教育を提供すること、学生の高い満足度を保つことによって入学定員を確保し、学納金収入を安定させるとともに、継続的に私立大学等改革総合支援事業に取り組み、補助金制度を有効活用し、今後の教育環境設備の整備を円滑に進めていくことが課題である。また、策定された中・長期計画を管理し、毎年度の事業計画と予算について、関係部門の意向を集約できるような強い体制を作っていくことが必要である。

経営情報については、本学の広報誌やホームページにて公表している。また、学内の教職員も情報を共有して大学運営に当たっている。(提出52. 備付59. ホームページ 財務情報 <https://www.uyo.ac.jp/gakuen/>) (提出53. 事業計画書 [令和6年度])

平成28年5月に策定した「羽陽学園第一次アクションプラン」については各年度に事業等の進捗状況や課題、目標の達成状況等の整理分析を行い、概ね目標を達成することができたところである。令和5年度は令和3年度から令和7年度の「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」の3年目として事業などの進捗確認、目標の達成状況等の整理分析を行った。施設設備の老朽化対策など取り組む重点事業のいくつかは目標を達成することができたが、少子高齢化の進行に伴う羽陽学園全体の経営圧迫についてはさらに検討し「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」に基づいて事業内容の見直しや改善を図ることとなった。

本学幼児教育科、専攻科福祉専攻とも定員割れをしており、アクションプランに基づき定員変更の申請を行った。また、人件費についても令和2年度より期末勤勉手当の減額など行っているが、令和5年度も教職員の働く意欲等にも配慮しながらさらに全教職員の賞与の支給率を減額した。今後も計画的に取り組む必要がある。(備付60. ホームページ 学校法人羽陽学園 第二次アクションプラン (令和3年度～令和7年度)

[https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021\\_actionplan.pdf](https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021_actionplan.pdf))

### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

今後、18歳人口の減少が加速していく中で、質の高い教育を提供すること、学生の高い満足度を保つこと、質の高い教育を提供することによって定員を確保し、学納金収入を安定させていくことが必要である。同時に、継続的に私立大学等改革総合支援事業に取り組み、補助金制度を有効活用し、今後の教育環境設備の整備を円滑に進めていくことが課題である。また令和2年度に策定された「経営改善短期アクションプラン」、「学校法人羽陽学園第二次アクションプラン」を含めた短・中・長期計画を管理し、毎年度の事業計画と

予算について、関係部門の意向を集約できるような強い体制を作っていくことが必要である。

学生募集について、少子化の中でも保育職・介護職は社会にとって必要とされる職業であること、魅力あるやりがいのある職種であることを中高生に訴えていき、この分野を志す若者が増えるような取り組みを行っていく必要がある。そのためには県や市町村、現場などと協力し、職業としての魅力を伝える取り組みが必要となってくる。現在、複数の高校で、保育職、介護職になる方法、魅力や資格を活かした就職先を紹介する高大連携進学ガイダンスを行っているが、参加者のほとんどが既にこの分野に興味を持っている生徒であるため、新規層の取り込みにまでは至っていない。新型コロナ禍により県内の中学校での体験学習を行えない世代が今後出てくるため、そういった世代に訴えていく具体的方策を考えなくてはならない。令和6年度より保育所や幼稚園のお仕事ガイダンスの場に資格養成校としてブースを出展し、興味ある層に受験を訴える企画を進行中である。幼児教育科では社会人対象の山形県離転職者職業訓練事業などを今後も積極的に活用する必要がある。また、専攻科福祉専攻では学内進学者だけではなく教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）などによって外部の受講生の確保を増やすことも今後の課題である。

18歳人口の減少が進む中ではあるが、本学の安定した運営のためにも、学生募集を強化し、学生の確保に今まで以上に努力していきたい。

文部科学省の私立大学等経営強化集中支援期間中の令和元年9月に学校法人運営調査委員によるヒアリング対象法人となり指導・助言を受け、一層の財政健全化が求められた。令和2年度に策定された「経営改善短期アクションプラン」により設置された羽陽学園内部の事業所等をメンバーとした経営戦略会議を定期的に開催し、今後もより健全な運営となるよう努めていく必要がある。今後もより健全な運営となるよう努めていく必要がある。

支出超過の状況については、体育館棟をはじめとした耐震改築工事に伴い、基本金未組入が増加したことにより、今後も支出超過の傾向が見込まれるのが現状である。体育館棟以外の施設や設備の整備・修繕計画については優先順位を決めている。耐震については国の補正予算での事業の採択を実現したが、専攻科棟・図書館棟エアコン整備においても外部資金の獲得を実現し、アクションプランの事業などの目標の達成に向けて推進することが今後の課題である。

#### ＜テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

なし

#### ＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教員組織については、退職者が出た場合には、学長は人事検討ワーキング・グループを形成し、教育課程編成上の課題と採用分野の検討を依頼し、それを受けて教員採用の人事委員会を開催することとしている。採用は、原則として公募によって実施している。

専任教員の研究活動においては、毎年、科学研究費補助金等への応募を奨励している。

就業規則や諸規程については、最新のものを学内LANで自由に閲覧できるようにしている。

FD・SD推進委員会及び大学改革推進センターの活動もあり、本学教職員の課題の共有や連携は促進されたが、今後なお業務内容の精査を進め、学生の学修成果の向上に努めていく。

より良い学修環境を整備するために、教室の機器・設備の整備、空調設備の更新は今なお課題であるが、学園本部と連携しながら、来年度に向けて工程を調整している。

#### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

人的資源に関しては、定年前の退職者が相次いだことで、人件費の支出については前年度より抑えられる形になったが、本学の業務を熟知した教職員の退職は、業務遂行上、他の教職員の負担が大きくなるので、上記の行動計画に記した採用の原則に従って教員を補充する予定である。その際には、特任教員や退職教員の再雇用の制度なども有効に活用することとしている。

教職員ともに人員不足の状況は労務過多を招きやすく、適切な年休取得の促進など業務負担のバランスを図る取り組みを強化する。

物的資源に関しては、健康で安全な学修環境を最優先して、順次、整備していく。

技術的資源その他の教育資源に関しては、情報システムの更新と教職員が最新の情報に関する知識と技術を利用できるよう研修する機会を設けたい。

## 【基準IV リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

## ＜根拠資料＞

## 提出資料

- 55. 理事会議事録 [令和3年度～令和5年度]
- 56. 学校法人羽陽学園寄付行為

## 備付資料

- 61. 理事長の履歴書
- 60. ホームページ 学校法人羽陽学園 第二次アクションプラン（令和3年度～令和7年度）[https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021\\_actionplan.pdf](https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021_actionplan.pdf)
- 62. 学校法人実態調査表 [令和3年度～令和5年度]

## [区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

### ＜区分 基準Ⅳ-A-1の現状＞

理事長は、法人本部の管理課長、管理部長、経理部長及び羽陽学園短期大学附属このみ保育園園長、山形調理師専門学校校長を歴任し、現在、羽陽学園短期大学附属幼保連携型認定こども園 鈴川第二幼稚園・このみ保育園施設長と令和4年4月に開園した天童なでしここども園の園長を兼務している。

平成25年5月に法人の評議員、平成27年4月に理事を務め、前理事長の退任に伴い、令和元年6月1日に理事長に就任した。

理事長の選任理由としては、法人本部の要職や複数の事業所長を経験し、学園全般の運営に精通している。また、その幅広い知識やノウハウを請われ、山形県私立幼稚園・認定こども園協会理事、山形市私立幼稚園・認定こども園協会理事の重責を担っている。民間企業への勤務経験や経営者団体への参加を通じ、幅広い人脈のもと経営ノウハウや先見性、洞察力の涵養に努め、卓越したリーダーシップと優れた経営手腕を発揮することが期待できるからである。(61. 理事長の履歴書)

理事長は、就任以来、建学の精神に基づき、学校法人を代表し業務を総理し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。法人のステークホルダーとの良好な関係を構築し、社会的信望を一層高めるとともに、法人事業所を回り、事業所長等に指導助言を行い、教職員に気さくに声掛けを行うなどモチベーションの向上への配慮を行っている。法人の置かれている状況を的確に認識し、学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R3～R7)の策定の陣頭指揮を行い、学園経営の明確な目的と方針を示している。(備付60. ホームページ 学校法人羽陽学園 第二次アクションプラン(令和3年度～令和7年) [https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021\\_actionplan.pdf](https://www.uyo.ac.jp/gakuen/2021_actionplan.pdf))

理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。(提出55. 理事会議事録[令和3年度～令和5年度])

理事長は、学校法人羽陽学園寄附行為第16条の規定により理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事会は理事長が招集し、議長を務めている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会は、本学の運営に関する法的な責任があることを認識しており、短期大学の第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。

理事会は、学内外の情報を収集し、学校法人運営に必要な規則・規程、短期大学の運営に必要な学則・規程の整備を行っている。

私立学校法第38条に従い、寄附行為の規定に基づき、8人の理事が選任されている。理事は、本学校法人の建学の精神を理解し、本学校法人の健全な経営について学識及び見識を有している。学校教育法第9条の校長及び教員の欠格事由の規定は、私立学校法第38条の規定を通して、寄附行為に準用されている。(提出56. 学校法人羽陽学園寄附行為)

### ＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

法人及び短期大学を取り巻く環境は年々厳しくなっており、短期大学を含む法人全体にかかる学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R3～R7)を着実に実行するとともに、事業や予算の執行を計画的に実行していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞  
なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

- 7. 教授会議事録 [令和5年度]
- 8. 羽陽学園短期大学学則

提出資料・諸規程

- 42. 学長選考規程 (諸規程15)
- 57. 学生の懲戒の手続きに関する規程 (諸規程39)
- 18. ハラスメント防止に関するガイドライン (諸規程65)
- 25. 教員選考基準 (諸規程19)
- 58. 教授会規程 (諸規程3)
- 59. 運営委員会規程 (諸規程4)
- 16. 大学改革推進センター規程 (諸規程52)

備付資料

- 3. 教授会資料 [令和5年度]
- 63. 運営委員会議事録 [令和5年度]
- 64. ホームページ 羽陽学園短期大学ガバナンス・コード令和5年度点検表  
[governance2023.pdf \(uyo.ac.jp\)](https://www.uyo.ac.jp/governance2023.pdf)

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定

めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

### ＜区分 基準Ⅳ-B-1の現状＞

学長は、本学の運営全般にリーダーシップを発揮し、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

現在の学長は、学長選考規程に則り、教授会での選考を経て、理事長より令和4年度から3期目の学長職を任せられた。その人格、学識、大学運営に関する識見を評価されたものである。（提出・諸規程42. 学長選考規程）

学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。令和5年度には、学長が副会長を務める山形県私立短期大学協会が会員校の教員を対象とする教育・研究支援事業を開始した。学長はこの制度を利用した研究推進を勧め、本学から2件の申請があり、研究補助金が交付された。（提出7. 教授会議事録）（備付3. 教授会資料）

学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を学則及び学生の懲戒の手続きに関する規程で定めている。（提出・諸規程8. 羽陽学園短期大学学則）（提出・諸規程57. 学生の懲戒の手続きに関する規程）。現在の学長は、平成28年4月1日に着任し、現在3期目であるが、この間、懲戒の事例は発生していない。令和2年度末から明らかになった新型コロナウイルスの感染拡大により、厚生補導では、むしろ学生の健康維持と安全な学修環境の維持に全力を傾けた。令和5年5月から新型コロナウイルス感染症は感染症法上V類に移行し、法的規制は緩和され、学校や事業所の自己判断による対策が主となった。しかし本学は、幼児教育科も専攻科福祉専攻も、幼児や高齢者、障害者を対象とする事業所・園での実習も多いことから、学長は引き続き、健康委員会や学生委員会を通し、マスクの着用や手指のアルコール消毒、教室等の換気の奨励など、基本的な対応手続きを継続し、教職員と学生の健康維持に努めた。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。学長は、例年、新年度が始まる4月1日に臨時教授会を開催し、教職員全員を前に建学の精神を含めた訓示を行い、各自に教授会に組織される各種委員会の委員委嘱状を手渡している。この臨時教授会では建学の精神から学内各種委員会の分掌、研究費の公正な使用法を含む教育研究の進め方まで詳しく確認している。なお、研究費の公正な使用に関しては、研究倫理委員会の主導の下、学内での研修を実施し不正防止に努めている。（令和5年4月臨時教授会）

ハラスメントの防止に関して羽陽学園は、平成29年度に理事長名でセクシャルハラスメント防止宣言を発し、平成31年度には「学校法人羽陽学園セクシュアルハラスメント等の防止等に関する規則」を改定してパワーハラスメントなどハラスメント一般について

の防止に努めてきた。学長は、近年の教育現場におけるハラスメント関連事案の頻発に対応するため、ハラスメントに関する相談への対応などについて具体的に参照できる「ハラスメント防止に関するガイドライン」を定めた。（令和6年3月教授会）（提出・諸規程18. ハラスメント防止に関するガイドライン）

本学は、幼稚園教諭養成課程、保育士養成課程、介護福祉士養成課程、すべてについて関係規定に定められた要件を満たし、令和4年度から、新しいカリキュラムの下で教育を行っている。本学の目的とする教育を効果的に実現するために、令和5年度には、教員選考基準に基づいて幼児教育科に1名の教員が新規に採用された。（令和5年2月教授会資料・議事録）（提出・諸規程25. 教員選考基準）

なお、上述の通り学長は、学長選考規程等に基づき、令和4年度以降も、3期目の学長として信任され、教学運営の職務遂行に努めている。

学長は、教授会を教育研究上もっとも重要な審議機関として定期的を開催するなど適切に運営しているが、議事次第及び資料等を事前に配布し、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。教授会議事録は事務局総務課に保管している。

学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。（提出・諸規程58. 教授会規程）

教授会は、学修成果及び三つの方針に対する認識を共有している。上述の通り、年度初めの4月1日の臨時教授会では、建学の精神から三つの方針、学修成果の評価の方針やカリキュラム・マップなど、本学教職員が心得ておくべき事項を詳述した資料を配布し確認している。（令和5年4月臨時教授会）

本学の教育研究並びに三つのポリシーをはじめとする教学の状況について、外部からの意見を聞いて改善に資するための外部評価委員会を設けている。令和5年度は、新型コロナウイルスの感染防止に注意しながらも対面で実施した。外部評価委員は、地元自治体の代表として天童市副市長新関茂氏、地元の教育関係者を代表して山形県立天童高校校長田村光絵氏、地元の保育・福祉に関係する事業所の代表として山形市の山形学園園長大場久美子氏の三人に委嘱した。外部評価委員会で得られた意見は、運営委員会及び教授会に報告され、今後の教育研究に生かすこととなった。（備付63. 運営委員会議事録）

なお、令和6年度に、学校教育法に定められた7年に1度の第三者評価（認証評価）を実施すべく、大学・短期大学基準協会に申請を行い対象校として受理された。（令和5年9月教授会）

学長は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。中でも運営委員会を本学の入学者選抜及び教学マネジメントの全般に渡る中枢機関と位置づけるとともに、他の各種委員会も適切に配置し迅速な意思決定に努めている。（提出・諸規程59. 運営委員会規程）

学長は、教授会を教育研究上もっとも重要な審議機関とする一方、入学者選抜や人事など教学に関する重要事項について検討する執行部的な組織として運営委員会を位置づけている。運営委員会は、入学試験委員会に相当する業務も担うが、令和6年度入試について年度当初に確認したのは次の通りである。

令和6年度入試の実施体制は基本的に、新型コロナウイルス感染症の影響による変更点を除いて、令和5年度入試の実施体制に準ずることとした。

令和5年度には、運営委員会を中心に、近年の受験生及び入学生の減少について、その要因と山形県を中心とする今後の18歳人口の推移などを分析し、本学の目的に合った教育を維持するために、令和6年度入学生より、幼児教育科・専攻科福祉専攻とともに、入学定員を改定することとして、学則の変更について教授会並びに羽陽学園理事会の承認を経て文科省に届け出た。(令和5年4月教授会)

学長は、本学の向上・充実に関して、学長就任第1期目の平成29年度に、大学改革推進センターを設置して改善につとめてきた。大学改革推進センターは、IR推進部門、入試企画部門、地域連携・高大連携推進部門、大学間連携推進部門の4つの部門で出発したが、令和5年度からは、全学の情報システムを更新した機会に情報化推進部門を加えた。一方で、地域の教育機関や福祉施設などの関連業界や自治体との連携をさらに円滑に進めるために、令和6年度からは、地域連携・高大連携推進部門と大学間連携推進部門を地域連携推進部門に統合することとした。(令和5年10月教授会) (提出・諸規程16. 大学改革推進センター規程)

各種委員会についても、運営委員会のメンバーでもある学科長、専攻科主任、学生部長が中心となって、教職員が連携して教学を推進し、そのつど教授会に報告している。

学長のリーダーシップについては、羽陽学園短期大学ガバナンス・コードでも取り上げており、定期的に点検している。(令和6年2月教授会) (備付64. ホームページ 羽陽学園短期大学ガバナンス・コード令和5年度点検表 [governance2023.pdf \(uyo.ac.jp\)](https://uyo.ac.jp/governance2023.pdf))

### ＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

令和5年度現在の本学の最大の課題は、前年度同様、入学生の確保と教育課程を支える教員の確保である。

入学生の定員割れを招いた大きな要因は、(1) 志願者の所在する地域の少子化が急速に進んでいることや、若者を中心として人々の大都市志向が強まっていることが考えられる。そして、(2) 幼児教育・保育・介護福祉に従事する職業が労働と責任の重さに対して妥当な報酬が得られないという評価が広められている状況がある。(3) 新型コロナウイルス感染症の感染対策として、ここ数年、小中学校での職業体験が制限されてきた。こうした職場体験を通じて人と人が接触することによって得られる喜びや充実感を味わう機会がなかったため、幼児教育・保育・介護福祉職を希望する者が減ったことが考えられる。いずれも、本学単独で対処するには大きすぎる問題であり、地域の教育機関や自治体と連携して、地域社会に必要な人材の養成に努めていかなければならない。

### ＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

なし

## [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]

### <根拠資料>

#### 提出資料

- 56. 学校法人羽陽学園寄付行為
- 55. 理事会議事録 [令和3年度～令和5年度]
- 60. 評議員会議事録 [令和3年度～令和5年度]
- 5. 羽陽学園短期大学ガイドブック [令和5年度]
- 52. ホームページ 学校法人羽陽学園財務情報 <http://www.uyo.ac.jp/financial/>

#### 備付資料

- 65. 監事の監査状況 [令和3年度～令和5年度]
- 66. ホームページ 羽陽学園短期大学 <http://www.uyo.ac.jp/>
- 33. 羽陽学園短期大学広報誌UYO
- 64. ホームページ 羽陽学園短期大学ガバナンス・コード令和5年度点検表 [governance2023.pdf \(uyo.ac.jp\)](http://www.uyo.ac.jp/governance2023.pdf)

### [区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

### <区分 基準Ⅳ-C-1の現状>

監事は、寄附行為第5条第1項第2号において2人と定められており、第7条の規定による要件と手続きに従い企業の経営者と法人の総務部長の経験がある者の2人が選任されている。(提出 56. 学校法人羽陽学園寄附行為)

監事は、監査計画書を作成し、法令等に基づいて、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について、適宜監査している。

監事は、理事会及び評議員会に出席し、それぞれの会議における審議、報告を通じて、あるいは法人からの定期的な報告を受けて、意見を述べ、その職責を果たしている。(提出 55. 理事会議事録)

監事は、公認会計士による監査結果を受けて、年2～3回、公認会計士と意見の交換を行い、理事長や法人部課長から学生数や教職員数の推移、資金収支、貸借対照表、借入金、年度末の現金・預金の状況等の説明を受け、財政の動きや資金繰りの状況を把握し、監査報告書を毎年5月に開催される理事会及び評議員会に提出している。(備付 65. 監事の監査状況)

また、文部科学省主催の監事研修会に参加して、教育行政や学校法人を取り巻く状況等について知見を深めている。

監事は、事業所を訪問して業務監査を行い、事業所長との意見交換を通じて、教学面での状況把握に努めている。

**[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

**<区分 基準Ⅳ-C-2の現状>**

評議員会の定数は、寄附行為第20条第2項において20人と定められており、寄附行為第24条の規定により定数どおり評議員を選任して、理事の定数8名の2倍を超える数の評議員をもって組織している。

私立学校法第42条の規定に従い、寄附行為第22条に理事長の評議員会への諮問事項について、寄附行為第23条に評議員会の意見具申等について定めるとともに、私立学校法第46条の規定に従い、寄附行為第35条第2項に評議員会への決算及び事業の実績の報告について定めている。

評議員会は、法令等に従い、寄附行為に定めるところにより諮問事項や決算及び事業の実績の報告を受けて、適切に運営している。(提出60. 評議員会議事録)

**[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

**<区分 基準Ⅳ-C-3の現状>**

学校教育法施行規則の規定に基づき、以下の9点に関して、教育情報を公表している。(備付66. ホームページ 羽陽学園短期大学 <https://www.uyo.ac.jp/>) (提出5. 羽陽学園短期大学ガイドブック)

1点目は、大学設置基準第2条等に規定されている大学の教育研究上の目的に関する事柄である。本学は単科の短期大学であり、幼児教育科にて定めた目的を公表している。なお、平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」で示した事項に留意している。

2点目は、学科名称を明らかにした上で、教育研究上の基本組織に関する事柄を公表している。

3点目は、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事柄である。公表にあたっては、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにするよう努めている。特に、教員の数については、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意している。

4点目は、入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事柄である。

5点目は、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事柄である。大学の教育力の向上の観点から、シラバスには、学生がどのようなカリキュラムに基づき、何を学ぶことができるのかという観点が明確になるよう留意している。

6点目は、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事柄であり、必修科目、選択科目の別に必要単位修得数を明らかにし、取得可能な学位に関する情報を明らかにしている。

7点目は、校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事柄である。公表にあたっては、学生生活の中心であるキャンパスの概要のほか、運動施設の概要、休息を行う環境その他の学修環境、主な交通手段等の状況をできるだけ明らかにするよう留意している。

8点目は、授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事柄である。

9点目は、大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事柄である。

また、私立学校法の規定に基づき、適正な管理に基づいた財務情報を公開している。(提出 52. ホームページ 学校法人羽陽学園財務情報 <http://www.uyo.ac.jp/financial/>)  
(備付 33. 羽陽学園短期大学広報誌UYO)

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

令和7年4月に施行される私立学校法改正に対応し、私立短期大学の高い公共性と社会的責任を果たすことのできるよう、本学園のガバナンスを一層高めるよう努めていくことが必要と認識している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

令和3年度に、羽陽学園短期大学ガバナンス・コードを制定し、点検、公表した。

以降毎年、ガバナンス・コードの点検、公表を行っている。(備付 64. ホームページ 羽陽学園短期大学ガバナンス・コード令和5年度点検表 [governance2023.pdf](http://www.uyo.ac.jp/governance2023.pdf) ([uyo.ac.jp](http://www.uyo.ac.jp)))

#### <基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の

### **実施状況**

理事会や評議員会の運営に関しては、活発な討議が展開されるように、理事及び評議員に短期大学や法人本部が入手した教育に関するトピックス等の情報を提供し、最新の教育情勢に触れることができるようにした。

また、寄附行為に基づく欠席者の書面による表決制度を着実に実施した。

短期大学や幼稚園等の運営に関する教学面での業務監査を充実させるために、監事の事業所訪問による業務監査を実施し、事業所長との意見交換を行った。

教授会及び各種委員会の運営に関しては、機能と役割を見直し、整備した結果、学長が自ら提案し設立を進めた大学改革推進センターが、平成 29 年度から設置され、活動している。

その他、平成 29 年度に告示された幼稚園教育要領、保育所保育指針等に基づく再課程認定に向けて、カリキュラムの点検及び見直しを実施するよう指示し、作業を進めた。

### **(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

短期大学を含む法人全体にかかる学校法人羽陽学園第二次アクションプラン(R3～R7)を着実に実行し、物価高騰などの経済情勢の変化に応じながら、計画的な事業運営に努める。

令和 7 年 4 月施行の私立学校法改正に対応した本学園のガバナンスの具体的在り方について検討・改善を進める。